

○貨車及附屬品報告ニ使用スル特殊電報用紙ノ件

(大正五年五月十日) 運輸事務所、關係課  
(中達甲第三四五號)

改正 大正六年四月二十八日中達甲第一四九號

大正四年七月中達甲第三一號貨車及附屬品報告方ノ件中第一號表第二號表第四號表及第五號表ニ依リ運輸事務所ヨリ報告スル電報並第六號表ニ依リ所管分界驛ヨリ報告スル電報ハ左記様式ノ特殊電報用紙ヲ使用スヘシ

追テ用紙ハ既ニ配給ノ分缺乏次第經理課ニ請求スヘシ

(様式略)

○特殊貨車現在報告方ノ件

(大正六年四月二十八日) 運輸事務所、驛  
(中達甲第一四八號)

運輸事務所ニ於テハ大正四年七月中達甲第三一號貨車及附屬品報告方第一條ニ依リ報告ニ係ル現在貨車中材木車、ボギー材木車及重量品運搬車ノ發送整備車及停泊車數ヲ細別シ別表様式ニ依リ運輸課配車掛ヘ電報スヘシ  
大正五年五月中達乙第七二五號特殊貨車現在報告方ノ件ハ之ヲ廢止ス

【中略】

特殊貨車現在報告

(様式)

【中略】

種別	發 送 整 備 車 數					停 泊 車			合 計					
	新 橋 運 事	靜 岡 運 事	名 古 屋 運 事	甲 府 運 事	金 澤 運 事	東 東 管	西 西 管	九 九 管		計	材 木 車	ボギー材木車	重量品運搬車	計
空														
盈														
種別														
電報略號	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	マ	ル	チ	ワ	カ

(電報略號トク)

文例 トク(イ)チ8オチ2オレウ1△(ロ)△●チ3(リ)1△(ヌ)8(ル)28(ワ)36(カ)50



○緩急車備品取扱手續

(大正四年十月九日)  
中達甲第二三七號

局一殿

- 一 緩急車備品(以下單ニ備品ト稱ス)ト稱スルハ列車運轉及信號取扱心得第二十三條ニ依リ緩急車ニ備付クヘキ諸物品ヲ云フ
- 二 備品ハ列車仕立驛ニ於テ之ヲ積載シ列車終著驛ニ於テ之ヲ取卸スヘシ他局管内ト直通スル臨時列車ノ備品ハ別ニ定メアルモノヲ除クノ外所管分界驛ニテ打切ルヘシ
- 三 列車仕立驛ニハ定期列車ニ要スル備品ノ外豫備品ヲ配置ス其ノ員數ハ所管運輸事務所ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 四 備品ノ連結器ヲ使用セル車輛ヲ解放シタル場合ハ該器ヲ直ニ車掌ニ返附スヘシ
- 五 備品ノ連結器ヲ使用シタルトキハ車掌ハ前途ノ檢車手在勤驛ニ電報シテ車輛附屬ノ連結器ヲ修理セシメ其ノ使用セル備品ヲ回取スヘシ
- 六 備品ヲ使用シテ不足ヲ生シタルトキハ前途ノ列車仕立驛ニ電報シテ補充ヲ受ケ列車終著驛ニ其ノ旨申繼クヘシ但シ使用シタル備品ヲ途中驛ニ於テ回收シタルトキハ便宜驛ニ補充品ノ返送方ヲ委託スヘシ車掌ノ申繼ヲ受ケタル列車終著驛又ハ返送ノ委託ヲ受ケタル驛ニ於テハ最近ノ列車便ニテ之ヲ補充驛ニ返附スヘシ
- 七 車掌ヨリ備品補充ノ請求ヲ受ケタル驛ニ於テハ故ナク之ヲ拒絶スヘカラス
- 八 天災其ノ他ノ事故ニ依リ列車ノ運轉ヲ中斷シタルトキハ列車ヲ停止セル中斷驛ニ於テ便宜之ヲ列車終著驛ニ送付スヘシ但シ該列車ノ車輛ヲ他ノ列車トシテ使用スル場合ハ此ノ限ニアラス
- 九 片道ノ列車ヲ運轉シタル場合列車終著驛ニ於テハ便宜之ヲ該列車仕立驛ニ返送スヘシ
- 十 列車仕立驛ニ於テハ緩急車備品臺帳ヲ備ヘ備品ノ出入ヲ明記シ置クヘシ
- 十一 備品ノ連環連結器ニ使用スヘキ麻紐ハ車掌之ヲ携帯スヘシ
- 十二 本手續第六號二項第八號及九號ニ依リ備品ヲ廻送スルトキハ送券ヲ附スヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ之ヲ要セス

〔中管〕

大正二年十二月東達第一八八六號大正三年十月東達第二四一五號明治四十四年八月西管達第二〇九二號及本件ニ關スル注意事項ハ之ヲ廢止ス

〔中管〕

○貨車著發中繼成績報告方

(大正四年八月四日)  
中達甲第五九號

運輸事務所、殿

- 貨車著發及中繼成績報告方左ノ通定ム
- 一 運輸事務所ハ毎旬別表様式ニ依リ貨車著發成績旬報一通及貨車中繼成績旬報二通ヲ作製シ翌旬五日以內ニ運輸課ヘ提出スヘシ
  - 二 貨車著發成績旬報ハ貨車著發成績配給簿ニ基キ作成スヘシ但シ私有車、列車組成用緩急車、同代用緩急車及連帶線連絡驛ニ積又ハ空ニテ著發シタル當該連帶線所屬車ハ本報告ニ計上スヘカラス
  - 三 貨物支線又ハ專用鐵道(以下甲ト稱ス)著發貨車ニ對スル著發成績ハ必要ニ應シ其接續驛(以下乙ト稱ス)ノ分ト區別スルコトヲ得此ノ場合甲乙相互間ノ著發車ハ乙ノ著發成績ニ計上シ又甲ト他驛相互間ノ著發貨車ハ乙ノ中繼車トシテ取扱フヘシ
  - 四 貨車中繼旬報ハ前日午後六時ヨリ當日午後六時迄ヲ一日分トシテ取扱フヘシ
  - 五 中繼貨車ノ滯留時間ハ一車毎ニ三十分以上ハ一時間ニ切上ケ三十分未満ハ切捨ツヘシ
  - 六 中繼貨車修繕ノ場合ニ於ケル滯留時間ハ落成引渡ヲ受ケタル時ヲ到著ト看做シ計算スヘシ
  - 七 一車平均滯留時間カ著發貨車ニ在リテハ十時間又中繼貨車ニ在リテハ五時間ヲ經過シタルモノニ對シテハ其ノ事由ヲ旬報記事欄ニ記載スヘシ
  - 八 本旬報作成ノ爲ニ要スル各驛ヨリ運輸事務所ヘノ報告ニ關シテハ運輸事務所ニ於テ之ヲ定ムヘシ本達ハ八月上旬分ヨリ之ヲ實施ス
- 左記諸達ハ本達施行ト同時ニ之ヲ廢止ス
- 大正二年六月神管達第一五三一號貨車中繼成績日報様式及取扱方ノ件
- 大正四年五月東達第二七一號貨車著發中繼成績報告方ノ件
- 大正二年十二月東達第三八〇號貨物支線又ハ專用鐵道著發貨車成績報告方ノ件



(様式)

貨車著發成績旬報

年 月 旬 分

運輸事務所

滞留時間	車別		合計	滞留延時間	同上 一車平均	記事
	以上	以下				
六時間以内	六時間以内	六時間以上 二十四時間内	合計			
八時間以内	八時間以内	二十四時間以上 四十八時間内	合計			
十時間以内	十時間以内	四十八時間以上 四十九時間上	合計			
小計	合計	合計				
十二時間以内	十二時間以内					
十五時間以内	十五時間以内					
合計	合計	合計				

(中表)

貨車中繼成績旬報

年 月 旬 分

運輸事務所

滞留時間	車別		合計	滞留延時間	同上 一車平均	記事
	以上	以下				
三時間以内	三時間以内	三時間以上 五時間内	合計			
五時間以内	五時間以内	五時間以上 八時間内	合計			
小計	合計	合計				
八時間以内	八時間以内	八時間以上 十時間内	合計			
十時間以内	十時間以内	十時間以上 十一時間以上	合計			
合計	合計	合計				

○貨車車票取扱方

(大正四年十月九日  
中達甲第二四四號)

運輸事務所、驛

- 一 貨車車票取扱方ハ明治四十二年十一月達第九四〇號ニ依ル外左ノ各項ニ依ルヘシ  
 通常扱積合車ニシテ桃色車票ヲ使用シ得サルモノハ(一)級品積ノ一驛行ヲ除キ(普通車票ニ圓形ヲ朱書シタルモノヲ使用シ桃色車票貨車ニ次キ急送スヘシ
- 二 空貨車ノ車票ハ特定貨車用(十字形赤筋入)ヲ使用スルモノヲ除キ發送月日及車號ノ記入ヲ省略シ尙使



用濟車票表面記載ノ文字ヲ塗抹シ其ノ裏面ヲ利用スルコトヲ得  
三、貨物列車組成緩急車及代用車ニシテ封印ヲ施ササル貨車ノ車票ニハ當務者ノ印章ヲ要セス又車號ノ記入ハ之ヲ省略スルコトヲ得

左記諸達ハ之ヲ廢止ス  
明治四十二年二月西管營第五四四號 使用濟車票再用ノ件  
大正二年八月 東管局報注意事項

大正三年六月神管達第一九九七號指定輸送貨車々票面徽章ノ件  
第一項赤丸印車票ハ名古屋、金澤運輸事務所管内各驛ニ對シ經理課調度掛ヨリ相當所要數見積リ別途配付ス

○車票ニ覆布枚數記入ノ件

(大正四年八月三十日)  
中達甲第一二二號 運輸事務所、課

覆布ヲ一車積トシテ廻送スル場合及貨車ニ覆布ヲ使用セル場合ニハ車票著驛名下右側ニ左ノ如ク其ノ枚數ヲ黑書スヘシ  
大正三年十二月東達甲第一五八號ハ之ヲ廢止ス



○貨車封印紙ニ記入要件印刷ノ件

(大正四年九月七日)  
中達甲第一三九號 運輸事務所、課

貨車封印紙ハ左記様式ノ通記載要件印刷ノモノヲ配給ス

年 月 日 號  
著 驛 掛貨物掛  
立會荷主

〔中管〕

大正二年八月東達第八五七號ハ之ヲ廢止ス

○九管發本土著貨車ニ重施封印ニ就テ

(大正五年四月二十八日)  
局報注意

九州鐵道管理局ニ於テハ本土著貨車ニ對シ原封印ノ完否如何ニ不拘小森江連絡所ニ於テ新案自動封緘錠ヲ以テ加封シ之ニ附著ノ紙片ニ中繼印捺スル旨通知アリタリ

○貨車用覆布修繕手續細則

(大正四年十二月十八日)  
中達甲第三八八號 運輸事務所、課

改正 大正五年十二月九日中達甲第六五三號

貨車用覆布修繕手續細則

明治四十五年二月達第六九號貨車用覆布修繕手續(以下單ニ修繕手續ト稱ス)細則左ノ通定ム  
一、覆布修繕直營ノ爲左ノ驛ニ下記ノ職工ヲ配置シ當該驛長指揮ノ下ニ小損ノ覆布ニ限リ之ヲ修理セシムルモノトス

沙留驛  
帶岡驛

六名  
二名



富山驛

二名

- 二 前項職工給料等件費ニ屬スルモノハ運輸費列車費覆布費ヲ以テ整理シ物品ハ所定ノ手續ヲ以テ經理課ニ請求スヘシ
- 三 修繕手續第一條ニ依ル覆布ハ左記ニ依リ廻送スヘシ但シ塗料脱却記號番號不鮮明竝地質ノ腐朽セルモノハ全部沙留驛ニ廻送シ同時ニ運輸局貨物課及經理課調度掛ニ報告スヘシ
  - 山北濱松間各驛ヨリハ 靜岡驛へ
  - 北陸線各驛ヨリハ 富山驛へ
  - 其ノ他各驛ヨリハ 沙留驛へ
- 四 沙留、靜岡及富山驛ニ於テハ前項ニ依リ廻送ヲ受ケタル覆布中直營修繕ニ適セサルモノ及全ク修繕ノ價値ナシト認ムルモノ竝修繕覆布多數ニシテ容易ニ著手シ能ハサルトキハ經理課調度掛ニ申出テ指示ヲ受クヘシ
- 五 本達ニ依リ廻送スル場合ハ覆布送狀記事欄ニハ修繕ヲ要スル旨及其ノ他廻送事由ヲ明記スヘシ
- 六 沙留靜岡及富山驛ニ於テハ毎月三日迄ニ前月中修繕シタル覆布番號其ノ他左記様式ニ依リ經理課調度掛經由運輸局貨物課ニ報告スヘシ

月分覆布修繕成績報告

年月日	運輸局貨物課宛(經理課調度掛經由)	修繕入場枚數	修繕枚數	作業延日數	職工延人員	修繕費總額	内 材料費	一枚平均修繕費
年 月 日								

驛長

〔中管〕

〔中管〕

一 一日平均修繕枚數	一 修繕シタル覆布記號、番號	枚
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等
記號等	記號等	記號等

左記諸達ハ之ヲ廢止ス

- 大正元年十月東達第三四三號覆布修理直營手續ノ件
- 大正二年二月神管通牒覆布修繕提出方
- 大正四年五月東達甲第二八二號修繕又ハ使用ニ適セサル覆布廻送方ノ件

○貨車用網常備驛指定其ノ他ノ件

(大正四年九月八日) 運輸事務所、驛  
 (中途甲第一四六號)  
 大正六年三月五日中途甲第五七號  
 同 年四月二十六日同 第一三九號  
 (改) 大正四年十一月十一日中途甲第三三三號  
 大正五年一月八日同 第四號  
 (同) 年八月二十四日同 第五二八號

- 貨車用網常備驛其ノ他左ノ通定ム
- 一 網常備驛及常備數ハ別表ノ通トス
  - 二 網ハ「マニラ」麻製長百尺直徑六分トシ驛名及番號(驛毎ニ一號ヨリ)ノ刻印アル金具ヲ其ノ兩端及中央ニ一個宛裝著ス
  - 三 網ノ修繕ヲ要スル場合ハ其ノ常備驛ヨリ物品請求券ヲ添へ經理課へ送付スヘシ



- 四 臨時ニ多數ノ綱ヲ要スル場合ノ準備トシテ經理課ニ二百筋ノ豫備綱(中管調度ノ記號及一號ヨリ二百號迄ノ番號金具ヲ裝著ス)ヲ置ク
- 五 前項綱ヲ東西兩管理局管内へ使用シタル時ハ網送狀餘白ニ貨車用綱取扱手續(以下單ニ取扱手續ト稱ス)第九條ニ準シ自驛へ返送アリタキ旨ヲ附記スヘシ
- 六 豫備綱ノ取扱方ニ就テハ前項ノ外凡テ取扱手續ニ依ルヘシ
- 七 已第七號覆布及網送狀切符ハ覆布綱各別葉ニ發行スヘシ
- 八 網常備驛ニ於テハ別表様式及記入例ニ依ル貨車用綱運用成績表ヲ備へ取扱手續第十一條貨車用綱出納簿ニ代用スヘシ
- 九 取扱手續第十五條ニ依ル貨車用綱現在報告書ハ當分ノ内提出ヲ見合スヘシ

附則

本達ニ該當セサル在來ノ綱ハ使用ニ堪フル間從來通運用スヘシ  
貨車用綱出納簿ハ拂切ニ至ル迄使用スヘシ  
左記諸達ハ之ヲ廢止ス

- 同 大正四年四月東達甲第二一二號貨車用綱常備驛及常備數ノ件
- 同 四年二月神管達第一〇九號同上ノ件
- 同 四年六月東運貨第一五四號豫備綱備付ノ件

【中管】

貨車用綱常備驛及常備數

所管別	種別	常備驛	員數	所管別	種別	常備驛	員數
新橋運事	新橋運事	留用川濱津北河場賀崎宿町本	200	運事	上桑四白	松名市島	220
		沙品東東平國山駿御橫大新飯橋	100			日計	20
		奈	60				20
		神	200				200
		橫	10				1,260
		府	10				
		殿	15				
		須	20				
		田	10				
		計	705				
静岡運事	静岡運事	野津士淵尻岡枝田谷井泉川松	15	甲府運事	八上嶽大初甲並日小上辰鹽松明贊奈敷木	子原橋月狩府崎春澤訪野尻本科川井原島	20
		裾沼富岩江靜藤島金袋中天濱	10			王野	10
			5				10
			15				40
			100				10
			50				60
			15				20
			150				10
			20				10
			15				20
名古屋	名古屋	橋崎田屋港阜垣原種井川下野尻原	70	金澤運事	本中今崎武崎福大金富糸七	本郷崎庄波生江井寺澤山川港	20
		豊岡熱名名岐大米千大中坂三野須	50			ノノケ	10
			200				50
			50				20
			70				10
			200				40
			50				10
			30				45
			30				30
			175				60
古屋	古屋	橋崎田屋港阜垣原種井川下野尻原	30	總計	計	總計	3,580
		豊岡熱名名岐大米千大中坂三野須	30				
			80				
			175				
			20				
			30				
			20				
			20				
			40				
			20				
	25						

【中管】







- 五 馬燈ハ夜間附添人ノ同乗セル動物積車ニ使用シ運輸事務所所管外ニ互ル場合ニハ次ノ所管最初ノ列車組立驛ニ於テ該驛常備ノモノ(社線行ハ連絡驛ニテ社線ノ分)ト取換フヘシ而シテ入附驛ハ當該列車ノ前途時刻ヲ考察シ取卸又ハ取換ヲ要スル驛ニ列車番號並個數ヲ通報スヘシ
  - 六 用具カ自驛常備數ニテ不足ノ場合及常備驛以外ニ於テ必要ヲ生シタルトキハ馬燈、馬踏板ハ最寄常備驛戸口繩、胸板ハ運輸事務所ニ請求シ此ノ請求ヲ受ケタル驛所ニ於テハ直ニ之ヲ配給(馬燈ハ清掃注油ノ上)スヘシ
  - 七 用具ハ著驛ヨリ之ヲ常備驛(戸口繩、胸板ハ其ノ所屬運輸事務所)ニ返送スヘシ
  - 八 用具ヲ局外行ニ使用シタルトキハ送狀餘白ニ「到着ノ上ハ速ニ...驛所(常備驛又ハ運輸事務所)へ返送アリタシ」ト附記スヘシ
  - 九 用具使用又ハ廻送後相當時日内ニ歸著セサルトキハ常備驛ニ於テ一應關係ノ向取調所在不明等ノ場合ハ遲滞ナク所管運輸事務所ニ報告スヘシ  
左記諸達ハ之ヲ廢止ス
- 大正二年八月東達第八六九號馬燈運用及取扱方ノ件  
 大正二年十月東達第一四二一號馬踏板常備驛及員數ノ件  
 大正二年十月東達第一四五〇號戸口繩及胸板常備數及取扱方ノ件  
 大正二年五月神管達第一三六八號馬積及砲車積用具並馬燈取扱方ノ件

馬積用具常備驛所及員數

(七續)

種別	驛名	踏板	馬燈	戸口繩	胸板	種別		踏板	馬燈	戸口繩	胸板
						所管別	所管別				
中	龍川松事	1	50	100	100	豐松明西木運	1	10	100	100	
		3	20	100	100		2	20	100	100	
名	古	10	30	300	300	尾本料條鳥事	3	30	300	300	
		3	30	300	300		1	30	300	300	
計	計	25	130	100	100	計	5	20	100	100	
		10	30	300	300		3	30	300	300	
中	天濱運	1	50	100	100	總	1	10	100	100	
		3	20	100	100		2	20	100	100	
計	計	4	70	200	200	計	3	30	300	300	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
名	古	1	50	100	100	計	1	50	100	100	
		2	10	100	100		2	10	100	100	
計	計	3	60	200	200	計	3	60	200	200	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	4	70	200	200	計	4	70	200	200	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	5	70	200	200	計	5	70	200	200	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	6	80	300	300	計	6	80	300	300	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	7	90	400	400	計	7	90	400	400	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	8	100	500	500	計	8	100	500	500	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	9	110	600	600	計	9	110	600	600	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	10	120	700	700	計	10	120	700	700	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	11	130	800	800	計	11	130	800	800	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	12	140	900	900	計	12	140	900	900	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	13	150	1000	1000	計	13	150	1000	1000	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	14	160	1100	1100	計	14	160	1100	1100	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	15	170	1200	1200	計	15	170	1200	1200	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	16	180	1300	1300	計	16	180	1300	1300	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	17	190	1400	1400	計	17	190	1400	1400	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	18	200	1500	1500	計	18	200	1500	1500	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	19	210	1600	1600	計	19	210	1600	1600	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	20	220	1700	1700	計	20	220	1700	1700	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	21	230	1800	1800	計	21	230	1800	1800	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	22	240	1900	1900	計	22	240	1900	1900	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	23	250	2000	2000	計	23	250	2000	2000	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	24	260	2100	2100	計	24	260	2100	2100	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	25	270	2200	2200	計	25	270	2200	2200	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	26	280	2300	2300	計	26	280	2300	2300	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	27	290	2400	2400	計	27	290	2400	2400	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	28	300	2500	2500	計	28	300	2500	2500	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	29	310	2600	2600	計	29	310	2600	2600	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	30	320	2700	2700	計	30	320	2700	2700	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	31	330	2800	2800	計	31	330	2800	2800	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	32	340	2900	2900	計	32	340	2900	2900	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	33	350	3000	3000	計	33	350	3000	3000	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	34	360	3100	3100	計	34	360	3100	3100	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	35	370	3200	3200	計	35	370	3200	3200	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	36	380	3300	3300	計	36	380	3300	3300	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	37	390	3400	3400	計	37	390	3400	3400	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	38	400	3500	3500	計	38	400	3500	3500	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	39	410	3600	3600	計	39	410	3600	3600	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	40	420	3700	3700	計	40	420	3700	3700	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	41	430	3800	3800	計	41	430	3800	3800	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	42	440	3900	3900	計	42	440	3900	3900	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	43	450	4000	4000	計	43	450	4000	4000	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	44	460	4100	4100	計	44	460	4100	4100	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	45	470	4200	4200	計	45	470	4200	4200	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	46	480	4300	4300	計	46	480	4300	4300	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	47	490	4400	4400	計	47	490	4400	4400	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	48	500	4500	4500	計	48	500	4500	4500	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	49	510	4600	4600	計	49	510	4600	4600	
		1	50	100	100		1	50	100	100	
計	計	50	520	4700	4700	計	50	520	4700	4700	
		1	50	100	100		1	50	100	100	



馬積用具常備驛所及具數

[三續]

種別	驛名	路板	馬	燈	戸口繩	胸板	種別	
							所管別	所管別
新橋運	留川森川濱谷船澤塚津北場子賀崎藤谷宿白袋橋塚鳴町川本邊田事 奈横々府殿須比田野町計	4	1	37			4	1
		1	1	5)			1	1
		3	3	10			3	3
		8	1	10			8	1
		1	2				1	2
		2	4				2	4
		6	3	50			6	3
		3	5	20			3	5
		2	1	30			2	1
		1	2				1	2
靜岡運	野島津川士彌尻岡枝田泉川松事 龍計	1	1	30			1	1
		1	3				1	3
		1	1				1	1
		1	1	30			1	1
		3	1				3	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	3				1	3
名古屋運	榑三沼鈴富岩江靜藤島中天濱運 龍計	10	3	30			10	3
		3	2	37			3	2
		2	2	10			2	2
		1	2	50			1	2
		2	1	10			2	1
		2	2	10			2	2
		2	2	50			2	2
		1	2	10			1	2
		2	2	10			2	2
		2	2	50			2	2
金澤運	本賀庄生江井岡津寺橋津任澤動岡山川田尾事 聖泊魚計	1	10	10			1	10
		2	1	10			2	1
		10	2				10	2
		1	10				1	10
		2	1	10			2	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
甲府運	子川瀨原月部和府王崎春見柳野助助谷野尻本科松島事 王野下野士諏諏會計	1	1	30			1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
總計	榑三沼鈴富岩江靜藤島中天濱運 龍計	70	180	300			70	180
		1	10	100			1	10
		2	1	100			2	1
		10	2				10	2
		1	10				1	10
		2	1				2	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
總計	榑三沼鈴富岩江靜藤島中天濱運 龍計	244	890	1,000			244	890
		1	10	100			1	10
		2	1	100			2	1
		10	2				10	2
		1	10				1	10
		2	1				2	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
		1	1				1	1
總計	榑三沼鈴富岩江靜藤島中天濱運 龍計	52	190	300			52	190
		1	10	300			1	10
		3	2				3	2
		2	2				2	2
		1	2				1	2
		2	1				2	1
		2	2				2	2
		1	2				1	2
		2	2				2	2
		2	2				2	2















- 三 遺失物ヲ發見若ハ引渡ヲ受ケタル驛カ取集驛ナルトキハ該品ニ目錄書ヲ添付シ之ヲ警察官署ニ引渡スヘシ
  - 四 取集區間ノ驛ニ於テハ遺失物ニ目錄書ヲ添ヘ指定取集驛ニ廻送スヘシ此ノ場合ニ在リテハ明細簿ヲ以テ目錄書ニ代用スルコトヲ得
  - 五 取集驛ニ於テ遺失物ノ廻付ヲ受ケタルトキハ適宜ノ領收證ヲ送付スルカ又ハ明細簿引繼關係取集驛名欄ニ捺印シテ返付スヘシ
  - 六 列車内ニ於ケル遺失物取下ケ驛ハ左ノ通トス
    - イ 東海道線 名古屋 米原
    - 中央線 甲府
    - 北陸線 金澤
  - ロ 前號指定以外ハ當該列車(電車ヲ含ム)終著驛
    - ハ 價格金三十圓ヲ超過スト認ムルモノ又ハ爆發燃焼其ノ他危險ヲ生スルノ虞アルモノ及犯罪者ノ置キ去リシト認ムルモノハ其ノ列車ノ最初ノ到著驛
  - 七 取集驛ニ於テ保管期間滿了ノ遺失物ヲ警察官署ヨリ還付セラレタルトキハ物品ニ在リテハ不用品戻入ノ金錢ニ在リテハ雜收入ニ編入ノ手續ヲ爲スヘシ
  - 八 警察官署ニ引渡ヲ爲シタル驛ハ遺失物保管期間滿了ヲ待ツテ遲滞ナク其ノ返還ヲ請求スルコトヲ要ス但シ警察官署ニ於テ本人ニ交付シタルモノアルトキハ其ノ事實ヲ明細簿備考欄ニ記入スヘシ
  - 九 驛ト乘務員間ニ於ケル遺失物ノ受渡ハ小荷物ノ受授ニ準シ取扱フヘシ
  - 十 本手續三項及四項ノ取集驛及取集區間ハ左記ノ通トス
    - 但シ取集驛若ハ取集區間中ニ包含セサル驛ニ在リテハ自驛ニ於テ三項ニ示セル手續ヲ爲スモノトス
- 大正二年十二月東達第一九〇五號及大正三年五月神管達第一六九三號同年五月神管達第一六九四號ハ本手續施行ト同時ニ之ヲ廢止ス

記

(中管)

(中管)

取集驛	取集區間	取集驛	取集區間	取集驛	取集區間
東京	東京有樂町間	新橋	新橋田町間	品川	品川大崎間
川崎	川崎鶴見間	横濱	神奈川程ヶ谷間	戸塚	戸塚大船間
藤澤	藤澤茅ヶ崎間	大磯	平塚二ノ宮間	松田	松田山北間
御殿場	駿河御殿場間	沼津	裾野原間	鈴川	鈴川富士間
江尻	岩淵江尻間	静岡	静岡用宗間	藤枝	燒津藤枝間
鎌倉	鎌倉逗子間	横須賀	田浦横須賀間	萬世橋	萬世橋御茶水間
四谷	四谷信濃町間	新宿	千駄ヶ谷荻窪間	國分寺	吉祥寺豐田間
板橋	板橋十條間	豊橋	舞坂豊橋間	岡崎	御油岡崎間
半田	緒川武豐間	熱田	安城熱田間	一ノ宮	一ノ宮木曾川間
大垣	穂積關ヶ原間	醒ヶ井	柏原醒ヶ井間	四日市	富田加佐登間
多治見	大井多治見間	中津川	上松中津川間	千種	高藏寺千種間
八王子	八王子與瀬間	上野原	上野原四方津間	猿橋	鳥澤笹子間
日下部	初鹿野日下部間	甲府	石和龍王間	葦崎	葦崎小淵澤間
富士見	富士見青柳間	上諏訪	茅野岡谷間	辰野	辰野小野間
鹽尻	鹽尻奈良井間	木曾福島	藪原木曾福島間	松本	村井稻荷山間
長濱	長濱柳ヶ瀬間	敦賀	刀根杉津間	武生	大桐鯖江間
福井	大士呂森田間	三國	丸岡細目木間	大聖寺	大聖寺粟津間
小松	小松寺井間	金澤	小舞子俱利伽羅間	高岡	石動小杉間
富山	吳羽東岩瀬間	魚津	魚津入善間	糸魚川	市振梶屋敷間
能生	能生郷津間	本津幡	本津幡高松間	羽咋	寶達千路間



七尾 名古屋

金丸矢田新間 名古屋稻澤間

桑名 長島桑名間

濱松 彌富

天龍川濱松間 蟹江彌富間

○停車場内無料廣告及新聞雜誌取扱手續

(大正四年十月二十六日) 中達甲第二八四號

運輸事務所、驛

停車場内無料廣告及新聞雜誌取扱手續左ノ通定ム

停車場内無料廣告及新聞雜誌取扱手續

第一條 停車場内ニ掲出セシムヘキ無料廣告ハ左記各號ノ條件ヲ具備スルモノタルヲ要ス

一、官公衙、公共團體若ハ之ニ準スヘキ團體ノ申出ニ係ルコト

二、旅客誘致ノ効果アリト認ムルモノ又ハ學藝、産業ノ獎勵ヲ目的トスルモノタルコト

第二條 前條ノ條件ヲ具備スルモノト雖左記各號ニ該當スルトキハ其ノ掲出ヲ許可セサルモノトス

一、善良ノ風俗ニ反スルモノ

二、停車場ノ風致及美觀ヲ損スルモノ

三、關係府縣ノ廣告取締ニ關スル令達ニ適合セサルモノ

第三條 無料廣告ヲ別テ左ノ四種トス

一、標札又ハ看板 構内ニ建植スルモノ

二、額面又ハ掲示板 屋内ニ掲出スルモノ

三、吊下廣告 同上

四、器具又ハ花卉類 待合室ニ備ヘ置クモノ

第四條 特別ノ事情アルモノノ外前條第一號第二號及第四號ノ廣告期間ハ二箇年以内第三號ノ同期間ハ其ノ

掲載事實ノ實現スル一箇月前ヨリ其ノ終了迄トス

但シ期間滿了後ト雖繼續セシムルコトヲ得

第五條 廣告類ハ特種ノモノヲ除キ左記標準ニ超過セサルヲ要ス

一、標札及看板 其ノ面ノ長九尺幅十尺地上ヨリノ高二尺

二、額面及掲示板 同長五尺幅五尺

三、吊下廣告 四六判半截(即チ長二尺六寸幅一尺八寸)

四、器具及花卉類 高七尺幅六尺

第六條 廣告出願ノ場合ハ花卉類ヲ除クノ外其ノ願書ニ圖案仕様書又ハ見本ヲ添付セシムルヲ要ス

吊下廣告ハ厚紙ニシテ其ノ天地ニ縁金並卷軸(ボール紙ニ貼付ノモノヲ除ク)ヲ附シ吊下ニ便ナラシムルヲ要ス

但シ下部其ノ他ニビラシ様ノモノヲ貼付セシムヘカラス

第七條 本廣告ニハ個人の廣告ニ紛ハシキ商號、記號又ハ氏名等ヲ表記スルヲ許サス

第八條 廣告ノ掲出備付ニ要スル釘、綱其ノ他材料及人夫等ハ出願人ノ負擔トス

第九條 廣告類ノ運送ハ出願人ノ負擔ヲ以テ直接指定停車場ニ送付セシム其ノ返還ニ就キ亦同シ

第十條 新聞雜誌類ノ備置願書ニハ第六條ニ準シ見本ヲ添付セシメ其ノ内容單ニ廣告ヲ目的トスルモノト認

ムルトキハ許可セサルモノトス

其ノ運送ニ就テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 驛長廣告掲出又ハ新聞雜誌備置等ノ出願ニ接シタルトキハ相當意見ヲ附シ之ヲ運輸事務所長ニ提

出スヘシ

第十二條 運輸事務所長前條ヲ書面ヲ受ケ又ハ直接出願ニ接シタルトキハ前各條ニ依リ審査ノ上之ヲ許否シ

他所管内ニ屬スルモノハ主管事務所ニ移牒シ又他所管ト關聯スルモノハ協議決定スヘシ

但シ本局ニ於テ直接願書ヲ受ケタルモノハ本局之ヲ處理スルコトアルヘシ

第十三條 廣告掲出、新聞雜誌備置等ノ許可書ニハ其ノ必要ニ應シ左記各號ノ全部若ハ一部ヲ附スルモノト

ス

一、當局ニ於テハ物件保管ノ責ニ任セサルコト

二、當局ノ都合ニ依リ何時ニテモ物件ノ移轉又ハ撤去ヲ命スルコトアルヘキコト



- 三、前號ノ場合ニ於テ出願人ノカ履行ヲ怠ルトキハ當局ニ於テ處置シ之カ爲メ要セシ費用ハ出願人ニ負擔セシムルコト
- 四、出願人物件ノ補修ヲ命セラレ之ヲ怠ルトキハ許可ヲ取消シ其ノ施設物ヲ撤去セシム若之ヲ爲ササルトキハ當局ニ於テ適宜處置スルコト
- 五、本條第三號第四號ノ處理ニ對シ出願人ハ異議ヲ申立テサルコト
- 第十四條 驛長ハ無料廣告類ノ整理ニ任シ殊ニ本局ノ揭示類並有料廣告トノ混同ヲ避ケ可成取纏メ掲出シ且其ノ按排ニ注意シ廣告類ノ期限滿了セルモノハ直ニ撤去セシメ又新聞紙ハ著ヨリ二日間雜誌ハ次號到著迄之ヲ存置スヘシ

大正二年十一月二十九日東達第一八七九號其ノ他本達ニ牴觸スル諸達ハ之ヲ廢止ス

○慈善函取扱手續

(大正四年十月二十六日)  
(中達甲第二八五號)

運輸事務所、驛

慈善函取扱手續左ノ通定ム

- 第一條 停車場内待合所ニ慈善函備置ノ許否ハ運輸事務所長ニ於テ處理スヘシ但シ他所管内ニ屬スルモノハ其ノ主管事務所ニ移牒シ又他所管ト關聯スルモノハ協議決定スヘシ
- 第二條 慈善函ノ備置ハ左ノ各號ニ準據處理スヘシ
  - 一、盲啞學校又ハ孤兒院等ヨリ出願セルモノニ限り許可シ慈善ヲ名トシ營利ヲ目的トスルモノト認ムルトキハ許可セサルモノトス
  - 二、慈善函ハ形狀小ニシテ目的以外ノ文字ヲ表ハサス又不體裁ナラサルヲ要ス
  - 三、慈善函ノ備置ハ當該學校又ハ院所在地ノ驛(必スシモ行政區劃ニ依ルヲ要セス)ニ限ルモノトス但シ事業ノ功績特ニ顯著ナルモノニ在リテハ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
  - 四、同一學校、院ニ對シテハ一驛一個ニ限ルモノトス
- 第三條 備置許可書ニハ左ノ條件ヲ附スヘシ

(中管)

- 一、當局ニ於テハ物件保管ノ責ニ任セサルコト
  - 二、當局ノ都合ニ依リ撤去ヲ命シタルモノハ速ニ取拂ヒ若之ヲ爲ササルトキハ當局ニ於テ處置スルコト
  - 三、備置期限ハ二箇年以内タルヘキコト但シ必要ノ場合ハ當局ノ承認ヲ得テ繼續スルコトヲ得ルコト
- 大正二年十二月一日東達第一八六二號及明治四十四年九月西管達第二五三二號其ノ他本達ト牴觸スル諸達ハ之ヲ廢止ス

○郵便函並自働電話設置手續

(大正四年十月二十六日)  
(中達甲第二八六號)

運輸事務所、驛

郵便函並自働電話設置手續左ノ通定ム

- 第一條 停車場構内ニ郵便懸函、同柱函並自働電話設置方出願アリタルトキハ運輸事務所長ニ於テ之ヲ處理スヘシ
  - 第二條 郵便柱函並自働電話設置ニ付テハ保線事務所長ト協議ヲ遂クヘシ
  - 第三條 設置承認書ニハ左ノ條件ヲ附スヘシ
    - 一、當局ニ於テ保管ノ責ニ任セサルコト
    - 二、當局ノ都合ニヨリ撤去又ハ移轉ヲ要求セシ場合ハ出願者ノ費用ヲ以テ速ニ之ヲ行フコト
- 大正二年十一月二十九日東達第一八八一號其ノ他本達ニ牴觸スル諸達ハ之ヲ廢止ス

○停車場構内ニ地方名産及特産物陳列函案内標設置方

(大正四年十月二十六日)  
(中達甲第二八七號)

運輸事務所、驛

- 産業獎勵ノ目的ニテ地方ノ特産物ヲ一般旅客ニ紹介スル爲物産陳列函若ハ同案内標ヲ停車場構内ニ設置セムコトヲ希望スル者ニ對シテハ左記各項ニ依リ無料許可スルコトアルヘシ
- 前項ノ出願アリタル場合ニ於テハ驛長ハ相當取調ノ上停車場略圖添付運輸事務所經由本局ニ提出スヘシ
- 一 陳列函及案内標設置出願者ハ商業會議所又ハ公共團體タルコトヲ要スルモノトス



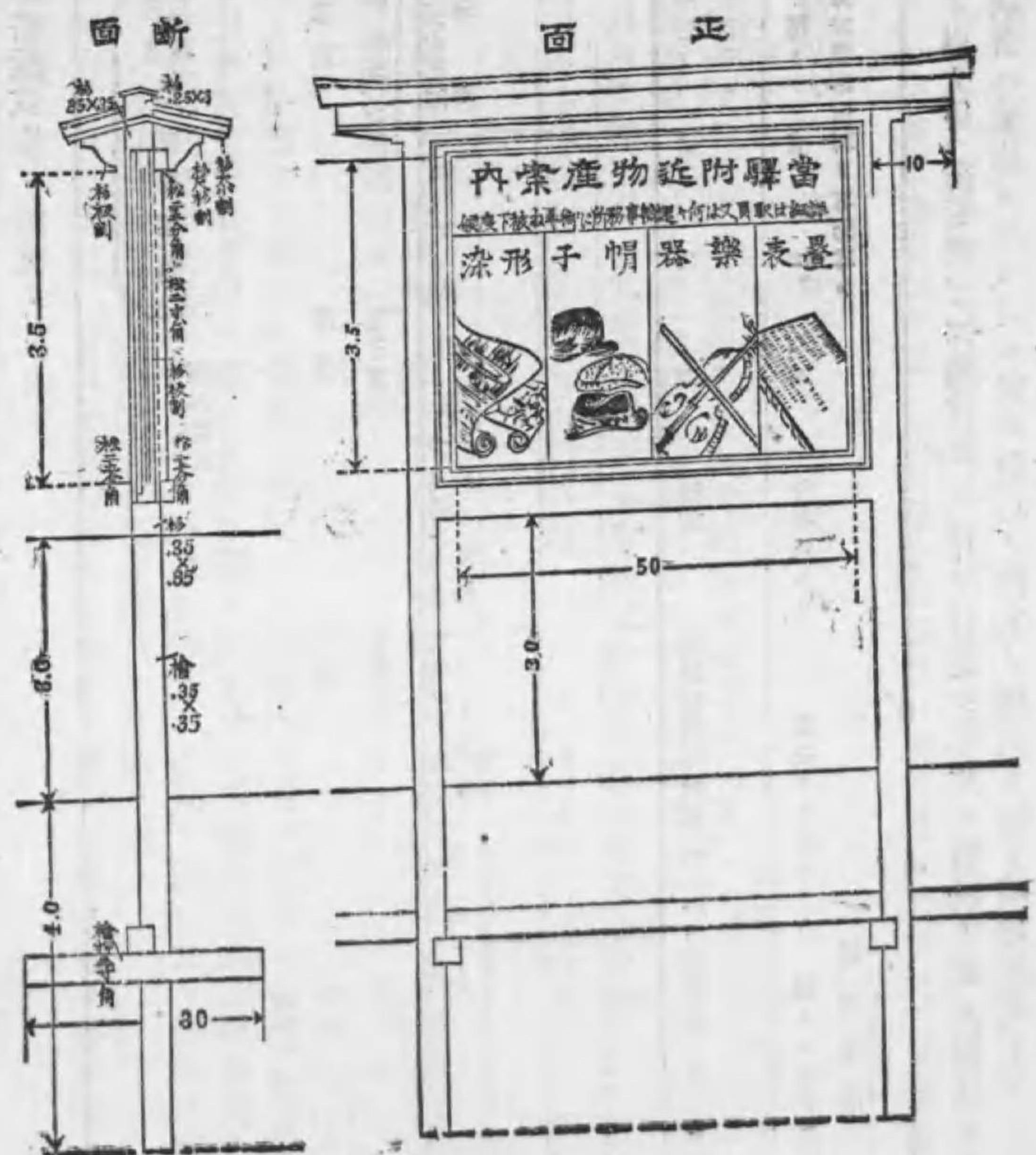
一 陳列函ノ寸法及設計ニ關シテハ略圖ヲ願書ニ添附スヘシ  
 案內標ノ形狀ハ別紙雜形ノ通甲、乙二種トシ物産ノ種類多キ驛ニハ甲種然ラサル驛ニハ乙種ニ限ルモノト  
 ス但シ乗降場上屋內ニ設置スル場合ハ右寸法ニ依リ不體裁ナラサル掛札又ハ額面トシテ掲出スルコトヲ得  
 一 陳列品ニハ品名價格及其ノ生産地名等ヲ記載シタル標札ヲ附シ案內標繪畫ハ可成高尚ナル美術的ノモノ  
 タルコトヲ要ス

- 一 陳列品ハ賣買ヲ許サス
  - 一 陳列函位置ハ乗降場ノ一部又ハ待合所附近ニシテ執務上妨碍トナラサル箇所トス
  - 一 案內標ハ一乗降場一箇所ニシテ上下列車ノ發着スル乗降場ニ於テハ兩面ヲ使用スルコトヲ得
  - 一 陳列函、陳列品並案內標ニ對シテハ當局ノ責ニ任セス其ノ汚損、破損等ノ場合ニ於テハ原因ノ如何ニ不拘設置者ニ於テ自費修繕ヲ爲スヘキモノトス
  - 一 陳列函並案內標ハ當局ノ都合ニ依リ何時ニテモ位置ノ變更若ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ設置者ハ速ニ自費ヲ以テ履行スルモノトス若之ヲ怠リタルトキハ當局ニ於テ施行シ其ノ費用ハ設置者ヲシテ支辨セシムルモノトス
- 大正二年十二月東管運第四〇三五號、明治四十五年二月西管運第二八八號及大正三年三月神管運貨第六一八號其ノ他本達ニ抵觸スル諸達ハ之ヲ廢止ス

物産案內標雜形

乙種雜形 但シ甲種ハ横五尺ヲ七尺トシ其ノ他ノ寸法ハ此圖ノ割合ニ據ル

表面可成リノリウム張(リノリウム張トハ一、二等客車床上ノ敷物ト同一ノモノナリ) 但シ紙力板、亞鉛板各相當ノ布ヲ以テ代用スルコトヲ得









- 一 運送期間 百五十哩若ハ其ノ未滿毎ニ一日
- 船車連絡ノ場合ハ前記運送期間ニ更ニ一日ヲ加フ
- 通常扱貨切扱貨物
- 一 準備期間 一日
- 一 運送期間 八十哩若ハ其ノ未滿毎ニ一日
- 船車連絡ノ場合ハ前記運送期間ニ更ニ一日ヲ加フ
- 四 小荷物、死體、貴重品、小動物ノ引渡期間調査ノ標準日數左ノ如シ
  - 一 準備、運送期間共 二百哩迄 一日
  - 二 二百哩以上ハ三百哩若ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一日
- 五 小荷物、速達扱以外ノ集配直營貨物ハ前二項ノ外更ニ準備期間一日ヲ加フ
- 六 前記調査ノ便宜上中繼貨物ニ對シテハ各中繼驛ニ於テ貨物通知書記事欄ニ驛名及中繼月日(著月日ニ基ク)ヲ表示スル證印(左記雛形ノ通)ヲ洩ナク押捺スヘシ

證印雛形



- 天災時變其ノ他ノ事由ニ依リ運送ヲ遅延セシメ又ハ中繼驛ニ於テ荷物ノ繼送ヲ著シク遅延セシメタルトキハ通知書記事欄ニ其ノ事由及遅延日數ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 七 第三項ノ船車連絡ハ左ノ區間ニ限り調査シ左記海上哩程ヲ加算スルモノトス
  - 下關 門司間 十哩
  - 關門ト釜山間 百五十哩
  - 宇野 高松間 十五哩

〔中略〕

〔中略〕

- 青森 函館間 百哩
  - 德島 航路 百哩
  - 海舞鶴宮津間 二十一哩
  - 宮津 灣内 六哩
  - 八 月報様式
- (コッピト摺トシ本紙ハ運輸課へ複寫シタル薄葉ハ驛所ノ控トス)



種別	貨物通切番號	通知番號	日付	品名	車番號	種類	運送		標準期間	起算日	到着日	遅延日數	備考
							個數	重量					
							計	計					

貨物延著荷物調 (丙)

事務所管内 驛(所)

七、同様に取扱フ  
三、線運停ノ場合ハ中間ニ社線ヲ接スルモ院線内發着ノモノト  
リノハ明程ニ通算シ院線發下同様ニ取扱ヒ中間ヲ爲スモノハ院線發着ノモノト  
六、運停社線發着ノモノハ院線發下同様ニ取扱ヒ中間ヲ爲スモノハ院線發着ノモノト  
五、線切代用車又ハ積合車ナルトキハ其ノ任立驛ヲ記入スモノハ院線發着ノモノト  
四、貨切扱又ハ一車積ノ場合ハ必ズ貨車種類番號及到着列車ヲ記入ス  
三、運送遅延其他本調表上參考トナルキ事項ハ波ナク記事欄ニ記入ス  
二、著到年月日ハ到着後通知ヲ遅延セシメタル場合ハ一致セル場合ハ記入  
一、貨物ト小荷物トナ區別ノ荷扱別ニ依リ別業ヲ用ヒ特種貨物モ亦扱毎

貨物引渡期間調 (甲)

事務所管内 驛(所)

種別	到著貨物件數	延著件數	記	事
通常				
同噸				
貨切				
特種貨物				
速達便扱				
計				

備考  
一 件數ハ貨物一口ヲ以テ一件トシテ計算スルモノトス  
二 延著シタルモノアルトキハ丙號延著調ヲ以テ其ノ日毎ニ報告スヘシ延著ナキト  
キハ本表ニ其旨ヲ記シ丙號ヲ提出スルニ及ハス  
三 貨物總件數中ヨリ第一ニ速達便扱第二ニ特種貨物第三ニ其ノ他ニ分類スヘシ

小荷物引渡期間調 (乙)

事務所管内 驛(所)

種別	到著荷物件數	延著件數	記	事
小荷物				
死體				
貴重品				
小動物				
計				

備考  
一 件數ハ小荷物切符一葉一件トシテ計算ス  
二 延著シタルモノアルトキハ丙號延著調ヲ以テ其ノ日毎ニ報告スヘシ延著ナキト  
キハ本表ニ其旨ヲ記シ丙號ヲ提出スルニ及ハス  
三 旅客自用自轉車ハ小荷物中ニ計上セシテ本計算ヨリ除外スヘシ







一 發送驛所ニ於テ前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ明治四十四年十一月總裁達第八九八號ニ依リ處理スヘシ  
大正二年六月神管達第一六三五號ハ之ヲ廢止ス

○特別配達扱荷物ノ指定以外ノ驛ニ到着シタル場合處理方

(大正五年五月十日) 運輸事務所、驛  
中達甲第三〇五號

發驛ノ誤扱ニ依リ特別配達扱荷物カ指定以外ノ驛ニ到着シタル場合ハ著驛ニ於テ出來得ル限リ配達請負人ヲシテ便宜特別配達ノ時間内ニ配達セシメ驛長ニ於テ同時間内ニ配達セシコトヲ確認シタルトキハ特別配達切符適當ノ箇所ニ便宜特別配達時間内ニ配達濟ト記入且捺印ノ上配達人ニ交付スヘシ  
大正三年東達第六七八號ハ之ヲ廢止ス

○荷物事故調査及報告手續

(大正五年五月八日) 局一殿  
中達甲第二六九號

荷物事故調査及報告手續左ノ通定ム

大正二年七月東達第五四七號及同四年六月中達甲第三號ハ之ヲ廢止ス

第一條 荷物事故ハ明治四十五年五月達第五一八號事故調査並損害賠償規程ニ依ルノ外本手續ニ依リ取扱フヘシ

第二條 事故發生又ハ發見ノ場合ハ驛長、主任若ハ車掌監督ハ必要ニ應シ部下關係者等ニ就キ受授、保管、引渡ノ情況等直接關係アル事項ハ遺漏ナク之ヲ調査スヘシ

前項調査ノ結果副申ヲ要スト認メタルモノハ報告書ト共ニ之ヲ提出スヘシ  
前二項ノ規定ハ運輸課又ハ所管運輸事務所(以下單ニ事務所ト稱ス)ヨリ照會ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第三條 事故報告書ハ發生又ハ發見ノ日ヨリ五日以内ニ正副二通ヲ作成シ正本ヲ運輸課ニ副本ヲ事務所ニ提出スヘシ但シ事故ノ性質重大ナリト認メタルモノ若ハ損害見積金額二百圓以上ノモノハ別ニ電報ヲ以テ局長及事務所長ニ速報スヘシ

〔中覽〕

〔中覽〕

第四條 前條ノ報告又ハ運輸課ヨリ照會ヲ受ケタル事務所ハ速ニ所管内關係ノ向ヲ調査シ受理ノ日ヨリ十日以内ニ一件書類ヲ取纏メ意見ヲ附シテ進達スヘシ

第五條 責任ヲ明確ナラシムル證據若ハ參考トナルヘキ物件ハ報告書副本ニ添附スヘシ  
前項ニ依リ切符又ハ通知書乙片ヲ添附スル場合ハ本書ヲ以テシ經理局調査課ニハ其ノ寫ヲ送附スヘシ

通知書、證明書、訂正要求書、過積領收書等ノ謄本ハ報告書正本ニモ之ヲ添附スヘシ

第六條 到着荷物ニシテ通知ヲ要スルモノハ通知後通知ヲ要セサルモノハ到着後並旅客攜帶品預入後左記期間ヲ經過スルモ受取ノ申出ナキトキハ直ニ報告スヘシ但シ報告時期ニ關シ特別ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 手荷物及旅客附隨小荷物 五日間
  - 二 動物(小動物共) 廿四時間
  - 三 腐敗若ハ滅失ノ虞アルモノ 六時間
  - 四 前記以外ノ荷物 七日間
  - 五 旅客攜帶一時預品 一箇月
- 荷受人ニ於テ荷物ノ引取ヲ拒ミタルトキハ前項ノ期間ニ拘ラス即時之ヲ報告スヘシ

○荷物事故報告書ニ賃金收入種別運送狀番號等記載方ニ就テ

(大正五年十一月十一日) 局報注意

自今荷物事故報告書「取扱通知書切符日附及番號」欄内ニ賃金收入種別(現拂、著拂、後拂等)及運送狀、貨物引換證、代金引換證等ノ番號ヲ附記スヘシ

○電車ニテ速達郵便物輸送ノ件

(大正四年十二月二十八日) 中達甲第四三三號

本月三十日ヨリ東京櫻木町驛相互間發著ノ速達郵便物ニ限リ左記ニ依リ輸送ス

京濱間各電車ノ昇降口ニ相當容器ヲ取付ケ郵便係員ニ於テ隨意該容器ニ所要行囊ヲ投入鎖錠シ著驛到着ノ際同係員ニ於テ開披搬出ス

新橋運輸事務所、東京  
櫻木町驛、車掌監督



### ○線路別旅客貨物概算旬報報告方

(大正四年十月二十二日)

各運務事務所

改正 大正五年三月二十二日中鐵甲第一三五號

線路別旅客貨物概算旬報報告方左ノ通定ム

一、運輸事務所ハ一旬間ニ於ケル所管各驛、所取扱ニ係ル旅客乘車人員並收入、貨物發送噸數並收入ヲ各線路別ニ取纏メ左記様式ニ依リ翌旬三日迄ニ運輸課庶務掛宛報告スヘシ

線路別旅客貨物概算旬報

運輸事務所

大正 年 月 旬分

種目 線名	旅客 乘車人員	貨物 發送噸數	旅客收入		貨物收入		旅客貨物收入合計	
			收入	計	收入	計	收入	計
計								

- 備考
- 一、收入ノ單位ナ固トシ以下四拾五入メシ
  - 一、引換代金及立替金ノ收入中ニ加算スヘカラス
  - 一、引換代金手数料ノ收入中ニ加算スヘシ
  - 一、貨物發送噸數中ニハ無貨物院用品ヲ加算スヘカラス
- 一、線路別區分左ノ如シ  
新橋運輸事務所管内

【中書】

【中書】

東海道線 東京濱松間及支線、横須賀線、東京横濱市内營業所、所管小荷物取扱所

山手線 大崎十條間、大塚駒込間、所管小荷物取扱所

中央線 萬世橋豊田間

甲府運輸事務所管内

横濱線 小机相原間

中央線 八王子木曾福島間、村井稻荷山間

名古屋運輸事務所管内

東海道線 舞坂米原間及支線、武豊線、名古屋市内營業所、所管小荷物取扱所

中央線 千種上松間

關西線 蟹江加佐登間

金澤運輸事務所管内

北陸線 長濱郷津間、本津幡矢田新聞及支線、所管小荷物取扱所

本達ハ本年十一月上旬分ヨリ施行ス

本達施行ト同時ニ之ニ抵觸スル從來ノ諸達ハ之ヲ廢止ス

### ○驛構内營業人ヨリ實收入額報告ノ件

(大正四年九月十七日)

運輸事務所長、驛長

通牒

驛構内營業(飲食店出店、立賣、兩替店、靴磨、手荷物運搬、人力車、馬車自働車)ニ就キ營業人ヨリ左記書式ニ依リ一月起算各三ヶ月分ノ實收入額ヲ翌月十日迄ニ驛、運輸事務所經由本局運輸課宛報告候様傳達相成度  
尚名古屋金澤兩運輸事務所管内ノ分ハ特ニ本年一月分ヨリ報告セシメラレ度

書式

收入報告

.....驛構内.....營業人

氏

名











三 貨物統計月報中發著貨物數量記載アリテ運送狀及通知書ノ記載ナキモノ又ハ之ト反對ノモノアリ  
○左記各項ハ活字ノ誤植ニ付更正ス  
帳簿中取扱貨物收入欄ノ「無」貨院用品運賃ハ「有」貨ノ誤中繼貨物方面別欄中單位「車」ハ「箇」ノ誤

○驛務統計簿及戊第十八號貨物統計月報調製方ニ就テ

(大正五年四月十四日)  
局報注意

驛務統計簿中、中繼貨物通知書欄誤脱ニ付適宜ノ個所ヘ記入スヘシ又戊第十八號貨物統計月報中、中繼通知書欄ニ縱線ヲ以テ兩斷シアルモ右ノ單ニ通知書數ノミナ記入シ發著ノ區別ヲ要セサル義ニ付注意ヲ要ス

○總武線發著大小荷物代金引換取扱ノ件

(大正五年三月二十七日)  
中達甲第一四五號

局一般

總武線ト他ノ院線相互間發著ノ大小荷物ハ大正四年一月鐵道院告示第二號荷物代金引換規程ニ依リ自今其ノ取扱ヲ爲ス

○荷物代金引換關係書類送附用封筒制定ノ件

(大正五年十月十八日)  
中達甲第五八七號

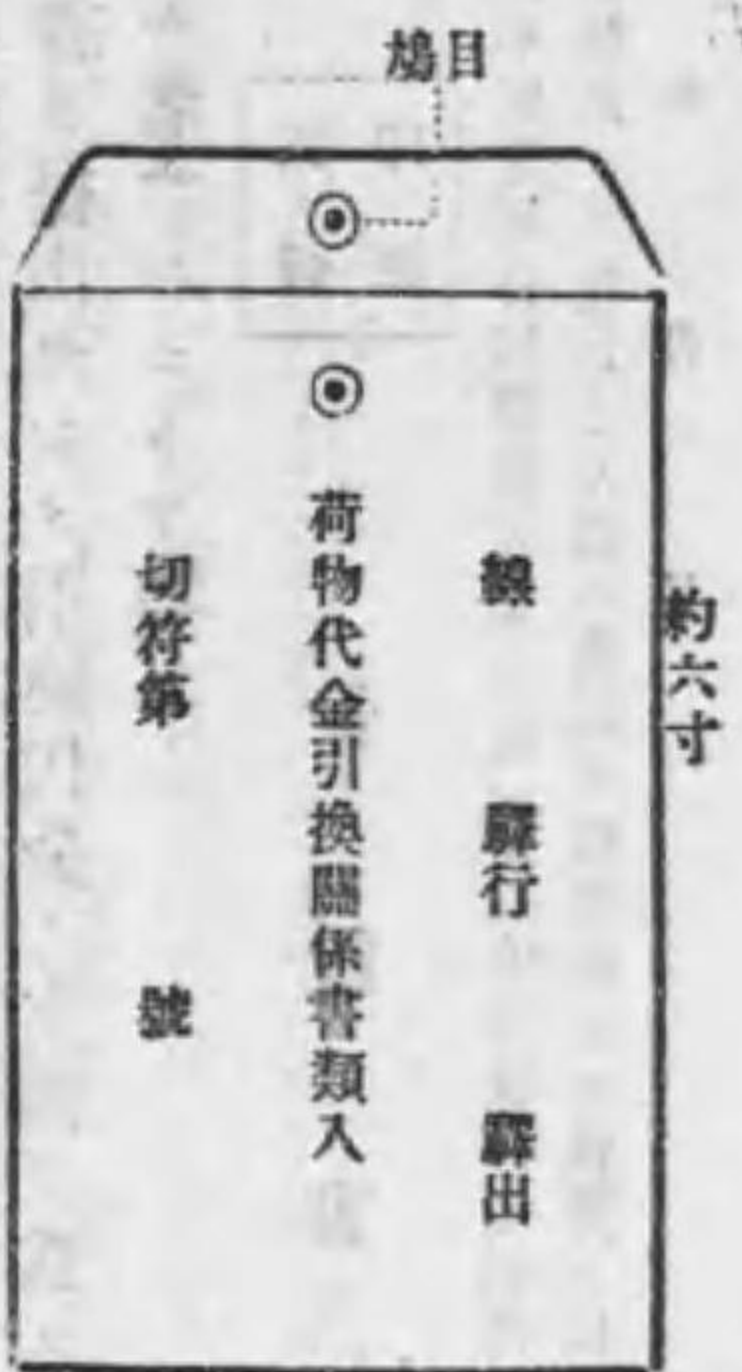
局一般

荷物代金引換關係書類送附用封筒左ノ通定ム

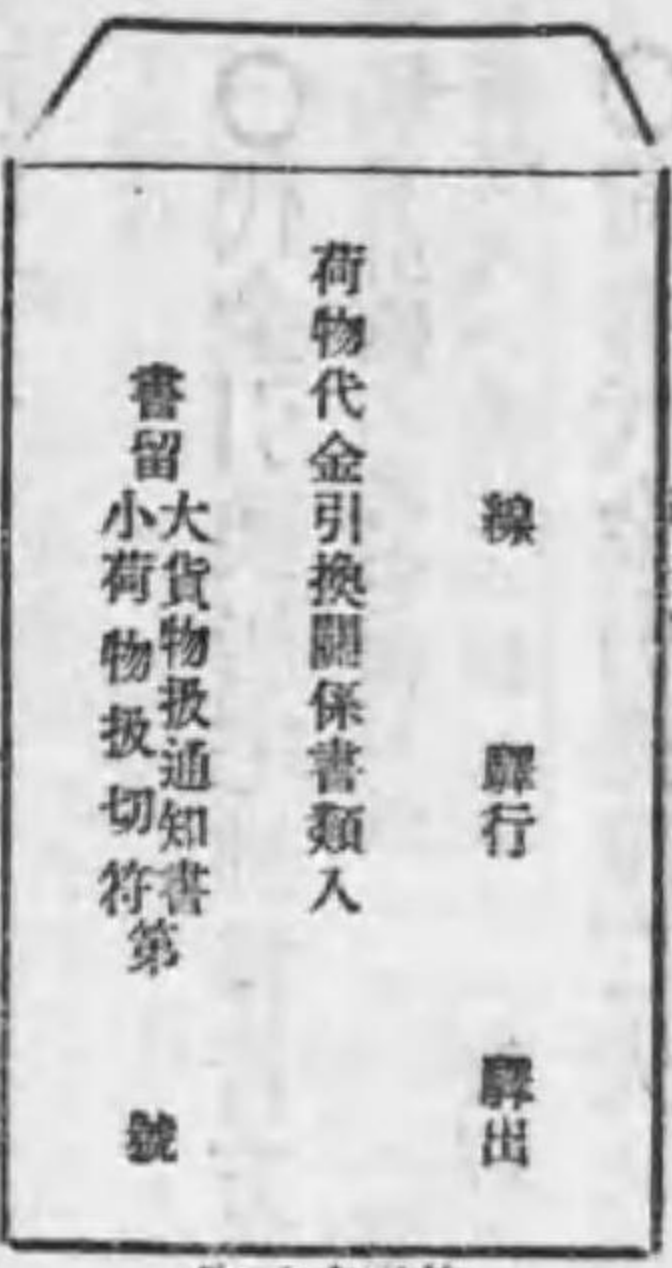
- 一 小荷物扱ノ場合發送驛ニ於テハ代金引換證乙片ヲ左記様式ノ封筒ニ入レ荷物ニ括付發送スヘシ此ノ場合ニハ青色布片又ハ紙片ヲ附スルニ及ハス

〔中管〕

〔中管〕



文字ハ青色トス



文字ハ青色トス

二 小荷物扱ニシテ著驛ヨリ發驛ニ向ケ乙片返付ノ場合及大貨物扱ニ對シテハ左記様式ノ封筒ヲ使用スヘシ。但シ「大貨物扱通知書」小荷物扱切符ト併記シアル分ハ用途ニヨリ必ス其ノ一方ヲ抹消スヘシ。

三 本封筒ハ從來ノ分拂切後使用スヘシ  
大正四年八月申達甲第八六號ハ之ヲ廢止ス

○代金引換荷物發送數量調報告ノ件

(大正四年六月三十日)  
中達甲第四號

運輸事務所、關係驛、所

代金引換荷物發送數量調報告ニ依リ一ヶ月毎ニ調製翌月三日迄ニ運輸課宛報告スヘシ  
一 小荷物扱、貨物扱各別葉トスルコト  
一 様式ハ左ノ通トシ便宜用紙ヲ使用ノコト



代金引換大小荷物發送數量報告					
大正 年 月分.....(所)					
種別	年	數	引換代金額	手數	印

一 大正四年三月十七日東達甲第一三一號及同年二月神管達第二四七號代金引換荷物數量報告ノ件ハ之ヲ廢止ス

○代金引換居宅拂報告方

(大正四年十月二十二日) 關係運輸事務所、驛  
(中達甲第二七四號)

大小荷物代金引換ノ居宅拂ニ係ルモノハ當分ノ内六月三十日中達甲第四號報告ニ普通引換代金ト區別報告スヘシ但シ荷受人ノ委託ニ係ルモノハ著驛ニ於テ報告スヘシ

○荷物代金引換證亡失ノ場合ニ於ケル引換代金支拂方

(大正五年四月二十二日) 運輸事務所、驛、所  
(中達甲第一八二號)

荷物代金引換規程第八條第一項ニ依ル代金引換證亡失ノ場合ニ於テハ荷送人ヲシテ代金引換濟通知書及左記保證書ヲ提出セシメ引換代金ノ支拂ヲ爲スヘシ保證人ハ所管運輸事務所長ニ於テ其ノ資力信用充分ナリト認メタル者ナルコトヲ要ス

三 錢 保 證 書

何年何月何日何驛長(又ハ主任)發行第何號代金引換證亡失致候處其ノ權利者ハ拙者ニ相違無之本書ヲ以テ該代金何圓支拂ニ相成正ニ受領致候就テハ後日之カ爲メ貴局ニ損害相生シ候節ハ保證人連帶シテ賠償可致候

局 長 宛

住所 荷送人 何某  
同 保證人 同 印

○出札當務者及車掌姓名札掲出方

(大正四年八月十二日) 運輸事務所、驛、車掌監督  
(中達甲第七〇號)

出札當務者及車掌姓名札掲出方左ノ通定ム

一 掲出位置 出札掛ノ分ハ當該出札窓口ノ右側

車掌ノ分ハ前後部車掌共車掌室ノ兩側トス

二 様式

- 當務者 何 某 豎五寸巾二寸 (地黒ヲニス塗) 厚三分 (文字 白)
- 車 掌 何 某 豎五寸巾一寸五分 (地黒ベイント塗) 厚二分 (文字 白)

三 車掌轉動ノ際ハ其ノ轉動先ニ名札ヲ携行セシムヘシ  
大正二年十一月三日東達第一六四八號及本達ト重複若ハ抵觸スル諸達ハ之ヲ廢止ス

○電車内ニ名札掲出方

(大正五年二月二十九日) 新橋運輸事務所、大井工場  
(中達甲第九五號) 電車庫、車掌監督

電車内ニ名札掲出方左ノ通定ム

一 電車ニ乗務スル車掌(車掌心得ヲ含ム以下同シ)運轉手ハ室内ニ名札ヲ掲出シ置クヘシ

- 車掌又ハ 運轉手 何 某 豎 五寸 (地黒ベイント塗) 厚 二分 (文字 白)



三 掲出位置

名札挿取付位置ハ上リ運轉臺寄客室内部ノ入口兩側ノ柱ニ床面上其ノ中心迄五呎四吋ノ處トシ車掌ノ名札ハ向テ右側ニ運轉手ノモノハ左側ニ掲出スヘシ  
 連結車ニ在リテハ最前位及最後位ノ各電車ニ掲出スヘシ  
 名札挿ハ別紙圖面ノモノヲ使用スヘシ  
 四 車掌運轉手ニシテ轉動ノ際ハ名札ヲ轉動先ニ携行スヘシ  
 追テ圖面ハ關係向ニ別途送附ス

○電信機械室入室心得掲出方

(大正五年五月八日) 運輸事務所、

中達甲第二六三號

電信機械室入口ニハ左ノ掲示ヲ爲スヘシ

電信機械室入室心得

- 一 電信機械室ハ規定ノ許入室證ヲ携帶スル者若ハ驛長ノ許諾ヲ得タル高驛員ノ外入室スルヲ得ス
- 一 許入室證ヲ携帶スル者ハ入室前ニ驛長又ハ主務者ニ提示スヘシ

中部 鐵道 管理局

○驛所ニ筆墨備付ノ件

(大正四年七月二十四日) 運輸事務所、驛、所

中達甲第三七號

大小荷物ノ荷札、運送狀記入用トシテ左記驛所ニ筆墨ヲ備付シ託送者ノ便ニ供スヘシ

改正 大正五年七月十日中達甲第四五四號

東京 高島

新橋 橫須賀

沙留 平塚

品川 國府津

東神奈川 沼津

橫濱 江尻

櫻木町 靜岡

東橫濱 燒津

(中管)

中泉 松本 岐阜 武生

濱松 豐橋 大垣 福井

萬世橋 蒲郡 千種 小松

飯田町 岡崎 多治見 金澤

新宿 熱田 桑名 高岡

八王子 名古屋 四日市 富山

甲府 枇杷島 長濱 各市內營業所

(中管)

大正三年五月東達第一〇二號及本達ニ抵觸若ハ重複スル從來ノ諸達ハ之ヲ廢止ス

○自働權衡臺備付驛所及數量指定ノ件

(大正六年二月十日) 運輸事務所、驛、所、長主任

中經第二二三號通牒

自働權衡臺備付驛所及數量左記ノ通相定メ候條新ニ備付方指定セラレタル向ハ物品請求券ヲ以テ請求相成度

品川 東京 東京市營 豐橋 名古屋市營 大貨物用 沙留 甲府 豐橋 金澤

橫濱 新橋 橫濱市營 熱田 井 高島 名古屋

櫻木町 萬世橋 松本 名古屋 金澤

靜岡 飯田町 岐阜 靜岡 岐阜

濱松 飯田町 千種

濱松 橫須賀 大垣 飯田町

○自轉車備付箇所及數量指定ノ件

(大正六年二月十九日) 運輸事務所、驛、庫、所、長、主任、車掌監督

中管經第二五八號通牒

自轉車備付箇所及取扱方等左ノ通相定メ候條了知相成度



- 一 自轉車備付箇所及數量ハ別表ノ通トス
- 二 本品ハ旅客貨物事務往復、非番者呼出等業務ニ關シ必要アル場合ニ限リ使用スヘシ
- 三 同一地域内ニ在ル驛、庫、所等ニ於テ必要アル場合ハ所在常備箇所ヨリ借入使用スヘシ
- 四 本品ハ破損シ易ク多額ノ修繕費ヲ要スルニ付常ニ補修整裝ヲ怠ラサル様注意スヘシ
- 五 本品ハ一定ノ場所ニ保管シ(成ルヘク鎖錠スルコト)濫用セサル様取締ヲ爲スヘシ
- 六 新ニ備付方指定セラレタルトキハ物品請求券ヲ以テ請求スヘシ

別表	沙留	品川	高島	櫻木町
藤澤	平塚	沼津	江尻	
静岡	藤枝	濱松	萬世橋	
東京	新橋	澁谷	東京市營	
飯田町	鎌倉	逗子	松本	
横濱市營	東京車監	濱松車監	岐阜	
八王子	甲府	上諏訪	名古屋	
大塚	米原	熱田	名古屋車監	
長濱	敦賀	四日市	金澤	
高岡	富山	武生		
金澤車監				
以上各驛市内營業所及車掌監督				
東京	濱松	飯田町	甲府	
米原	敦賀	金澤		
以上各機關庫				
名古屋				
以上各運輸事務所				

○驛備付唾壺配置場所並備付個數指定方

(大正四年八月十二日 中達甲第六九號)

運輸事務所、驛、車掌監督

〔中管〕

驛備付唾壺配置場所並備付個數及種類左ノ通定ム

- 一 配置場所
  - 共同待合所、各待合室、乗降場上屋、跨線橋、地下道、洗面所又ハ飲料水置場附近、各事務室及詰所
- 二 備付個數
  - 大體左記標準ニ依リ可成通路ノ妨トナラサル見易キ箇所ヲ選ヒ適當ノ位置ニ配置スヘシ
  - 一、二等及婦人待合室 十坪ニ付一個宛
  - 三等待合室乗降場上屋待合室及共同待合所 十五坪ニ付一個宛
  - 乗降場上屋、跨線橋、地下道、延長百呎ニ付一個宛
  - 但シ前各項標準ニ達セサル場合ニモ必ス一個ヲ備付ケ又「アイランドホーム」ニ於テハ兩側ニ配置スヘキモノトス
- 洗面所又ハ飲料水置場附近各事務室及詰所 各 一個

- 一 種類
  - 陶製 各事務室及詰所
  - 鐵製 其他ノ箇所

大正三年三月十四日東達第四九四號其ノ他本達ト重複又ハ牴觸スル諸達ハ之ヲ廢止ス

○待合室暖爐火鉢備付ノ件

(大正四年十一月二十三日) 運輸事務所、驛  
(中達甲第三四八號)  
改 大正四年十二月二十八日中達甲第四二六號  
正 大正六年二月十四日同 第三九號

- 待合室暖爐、爐又ハ火鉢備付場所其ノ他左ノ通定ム
  - 一 毎年十二月一日ヨリ翌年三月末日迄暖爐ヲ備付クヘキ驛及其ノ場所
  - 但シ爐又ハ火鉢ヲ以テ代用スルコトヲ得

〔中管〕



一、二等及婦人待合室 上記待合室ヲ有スル驛  
但シ電車専用驛大森、鶴見間、牛込、信濃町間、各驛及待合所ノ構造乗客模様等ニ依リ備付ノ必要ナ  
キ驛ヲ除ク  
乗降場待合室  
三等又ハ共同待合室

二、毎年十二月二十日ヨリ翌年二月末日迄ノ期間ニ於テ降雪ノ日又ハ寒氣特ニ烈シキ夜間ノミニ限リ臨機火  
鉢ヲ使用スヘキ驛及其場所

乗降場待合室  
三等待合室

聯絡驛ニシテ上記待合室ヲ有スル驛  
新橋、品川、横濱、國府津、沼津、静岡、濱松、横須賀、新宿、豊橋、熱  
田、名古屋、岐阜、大垣、米原、四日市、桑名、福井、金澤、津幡、高岡、  
富山、敦賀、八王子、木曾福島間、篠ノ井線各驛

火鉢ハ之ヲ使用セサルトキハ其ノ火氣ナキヲ確認シタル後撤去スヘシ  
三、運輸事務所長ハ一二等及婦人待合室ニシテ構造及乗客ノ模様ニ依リ常時設備ヲ省略スヘキ驛其他本達指  
定ノ場所ニシテ特ニ必要ナキ爲省略スヘキモノヲ指示スルコトヲ得此場合ニ在リテハ本局ニ報告スヘシ  
四、大正三年十一月二十四日東運旅第四三一號通牒及本達ニ牒觸スルモノハ之ヲ廢止ス

○停車場揭示取扱手續

停車場揭示取扱手續

(大正五年五月十日) 局一殿  
(中途甲第二八二號)  
改正(大正五年六月六日中途甲第三九四號)  
同(大正五年十二月二日同) 第六三七號  
(大正六年五月七日同) 第一六四號

(中管)

第一條 鐵道營業ニ關シ停車場ニ常時掲出スル揭示ハ左ノ三種トス

第一種 揭示表及諸規程冊子  
第二種 揭示札  
第三種 特種揭示

第二條 揭示表ノ種類、揭示札ノ種類樣式及其ノ掲出箇所ハ別紙ノ通トス  
特種揭示ニ付テハ別ニ之ヲ指定ス

第三條 揭示表ノ掲出ハ揭示器ニ依ル揭示器ハ左ノ三種トシ別紙ノ通配置ス

第一種 回轉揭示器 大小二類  
第二種 疊込揭示器 大小二類  
第三種 揭示板 「イ」乃至「ニ」四種

イ 横五尺 縦三尺五寸  
ロ 横三尺七寸 縦二尺七寸  
ハ 横三尺二寸 縦二尺五寸  
ニ 横二尺八寸 縦二尺

必要ニ應シ縦又ハ横ニ使用スルコトヲ得

第四條 揭示ハ配付ヲ受クルモノノ外所定ノ揭示用紙ヲ以テスヘシ其ノ種類ヲ左ノ三種トス

第一種 横一尺八寸 縦二尺六寸  
第二種 横一尺三寸 縦一尺八寸  
第三種 横六寸五分 縦九寸

第五條 揭示ハ常ニ整正シ汚損又ハ失効ノモノヲ掲出スヘカラス

第六條 揭示ハ彼此關係ヲ稽ヘ閱覽ニ便ナル様掲出スヘシ

第七條 揭示表ハ各驛各一枚宛掲出スルモノトス但シ本屋内ニ待合室二箇所以上アル驛ニ在リテハ當該線時  
刻表ニ限リ必要ニ應シ各室ニ掲出スルモノトス

(中管)



第八條 乗降場ニ於ケル隣驛及距離案内、手荷物小荷物特別配達驛及電報取扱驛ノ揭示札ハ成ルヘク一箇所ニ掲出スヘシ

第九條 時刻表中自驛著發時刻欄ニハ朱線ヲ添劃スヘシ

第十條 至急報知板ハ線路不通復舊及其ノ旅行上ノ注意ヲ簡明ニ記載シ必要ニ應シ掲出スルモノトス但シ九州四國北海道線ニ關スルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十一條 臨時事項ノ揭示ハ左ノ期間掲出スヘシ  
運賃料金ノ増減、營業條件ノ變更、營業開廢ニ關スルモノ及時刻改正ハ

臨時列車運轉、一時限リ時刻變更及臨時賃金割引等前項以外ノモノハ

第十二條 新線新驛ノ開業、臨時列車運轉、乗車賃金割引、列車時刻改正、列車時刻一部變更及驛名改稱ノ揭示文例ハ別紙ノ通トス

第十三條 驛舎ノ構造上揭示札ニ適宜手形指示標ヲ附シ又ハ兩面ノモノヲ使用スルコトヲ得又特別ノ事由ニ依リ特種揭示札ヲ要スルモノハ別途指定ヲ受クヘシ

第十四條 臨時開設驛、貨物驛、貨物取扱所、市内營業所ニ掲出スヘキモノ及本達ニ定ムルモノノ外臨時必要ノ揭示ハ本手續ニ準シ運輸事務所長之ヲ定ムヘシ

第十五條 大正二年十二月東達第一八九三號同三年八月東達第一九四四號同年十二月東達甲第一四四號同二年十月神管達第二七四六號同三年八月神管達第二五八五號及本達ニ牴觸又ハ重複スルモノハ之ヲ廢止ス

揭示札ノ整理方ニ就テハ別ニ之ヲ指示ス發車時刻、乗客賃金並哩程及第四條ノ揭示用紙ハ當分ノ内從來ノ用紙ヲ以テ代用スルコトヲ得

別紙

紙

〔新〕ハ新橋運輸事務所管内ヲ示シ其ノ他之ニ準ス又何々

〔舊〕ハ何々驛間トアルハ其ノ區間ノ各驛ヲ示スモノトス

〔中管〕

〔中管〕

第一 揭示表ノ種類及掲出驛

一 鐵道諸規程

各驛

二 同上〔英文〕

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 櫻木町 藤澤 大磯 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔舊〕沼津 静岡 濱松

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 大垣 米原 桑名 四日市

〔金〕敦賀 福井 金澤 富山

〔甲〕八王子 甲府 上諏訪 松本

三 鐵道案内〔歐文併記〕

案内所特設驛

四 朝鮮連絡ニ關スル揭示

〔新〕東京 新橋 品川 横濱

〔名〕名古屋 岐阜 大垣 米原

〔金〕敦賀 福井 金澤 富山

〔甲〕甲府 松本

五 日露、日滿露、日支日本西歐間ノ各連絡ニ關スル揭示

〔新〕東京 新橋 横濱

〔名〕名古屋

六 院所屬線路圖

各驛

七 東京附近電車線路圖

〔新〕東京國府津間 横須賀線 櫻木町 中央線 山手線 横濱線

〔舊〕沼津 静岡

〔甲〕八王子

八 東海道及山陽線時刻表〔摘要〕

〔新〕東海道線 新宿



〔靜〕東海道線 千種 多治見 中津川 蟹江 彌富 四日市  
 〔金〕長濱 敦賀 武生 鯖江 福井 大塚寺 動橋 粟津 小松 金澤 高岡 富山 蘆原 三國 七尾  
 〔甲〕八王子 甲府 上諏訪 鹽尻 松本 木曾福島  
 東京濱松間時刻表

九 東海道線 澁谷 池袋 萬世橋 飯田町 新宿 中野 立川 國分寺

〔靜〕東海道線 御油 蒲郡 岡崎 大府 熱田 名古屋

〔甲〕八王子 甲府

一〇 濱松米原間時刻表

〔靜〕靜岡二川間

〔名〕東海道線 中央線 關西線

〔金〕長濱中ノ郷間 敦賀 武生 福井 金澤

〔甲〕鹽尻 木曾福島 松本

一一 北陸線時刻表

〔新〕東京 新橋 品川 橫濱 國府津 橫須賀

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣米原間

一二 中央線時刻表

〔新〕東京 新橋 品川 東神奈川 橫濱 櫻木町 橫須賀 澁谷 新宿 池袋 中央線 橫濱線

〔名〕豊橋 岡崎 大府 岐阜 大垣 米原 彌富 桑名 四日市 中央線

一三 電車時刻表

〔新〕東京 國府津間 櫻木町 橫須賀線 山手線 中央線 橫濱線

〔甲〕八王子 尾張一ノ宮 岐阜 大垣米原間 多治見 中津川 桑名 四日市

一四 米原姫路間時刻表

〔中管〕

〔金〕長濱中ノ郷間 敦賀 武生 福井 大塚寺 小松 金澤

一五 姫路糸崎間時刻表

〔名〕名古屋 米原

一六 關西線時刻表

〔新〕東京 新橋 品川 橫濱 櫻木町 國府津 橫須賀

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 岡崎 熱田 名古屋 岐阜 大垣 米原 武豊 千種 高藏寺 多治見 中津川 關西線

〔金〕長濱 敦賀 福井 金澤

〔甲〕甲府 鹽尻 松本

一七 上野仙臺間時刻表

〔新〕東京 新橋 品川 東神奈川 橫濱 櫻木町 國府津 橫須賀 澁谷 新宿 目白板橋巢鴨間 飯田町

〔名〕名古屋

一八 常磐線時刻表

〔新〕東京 新橋 品川 東神奈川 橫濱 櫻木町 國府津 橫須賀 澁谷 新宿 目白板橋巢鴨間 飯田町

〔金〕福井 大塚寺 小松 金澤 高岡 富山 魚津 泊 糸魚川 郷津間

一九 上野高崎信越線時刻表

〔新〕東京 新橋 品川 東神奈川 橫濱 櫻木町 國府津 橫須賀 澁谷 新宿 目白板橋巢鴨間 飯田町

〔名〕名古屋

二〇 九州線時刻表

〔新〕東京 新橋 橫濱

二一 富士水電會社駿豆線時刻表

〔新〕東京 新橋 橫濱 國府津 御殿場

二二 富士身延會社線時刻表

〔新〕東京 新橋 橫濱 國府津 御殿場



- 「新」東京 新橋 横濱
- 「靜」沼津静岡間 濱松
- 二三 藤相會社線時刻表
- 「靜」蒲原濱松間
- 「名」豊橋
- 二四 中遠會社線時刻表
- 「靜」靜岡濱松間
- 二五 東上及武藏會社線時刻表
- 「新」品川 澁谷 新宿 目白板橋東鴨間 萬世橋 飯田町
- 二六 青梅及川越會社線時刻表
- 「新」品川 澁谷 新宿 萬世橋 飯田町信濃町間 中野豐田間 原町田
- 「甲」八王子 上野原 大月 甲府
- 二七 豊川會社線時刻表
- 「新」東京 新橋 横濱
- 「靜」静岡 濱松 舞坂二川間
- 「名」豊橋名古屋間 岐阜
- 二八 西尾會社線時刻表
- 「靜」濱松 二川
- 「名」豊橋名古屋間 岐阜 武豊
- 二九 三河會社線時刻表
- 「名」豊橋 岡崎名古屋間 岐阜 武豊 多治見
- 三〇 尾西會社線時刻表
- 「名」豊橋 岡崎 安城 熱田大垣加佐登間 米原
- 三一 養老會社線時刻表
- 「靜」静岡 濱松
- 「名」豊橋 岡崎 熱田米原間 桑名 四日市
- 三二 武岡會社線時刻表
- 「金」敦賀 今庄三國間

〔中管〕

- 三三 越前電氣會社線時刻表
- 「金」敦賀 今庄三國間 大聖寺 小松 金澤
- 三四 丸岡會社線時刻表
- 「金」福井大聖寺間 三國線
- 三五 温泉電軌會社線時刻表
- 「金」大聖寺 動橋 粟津
- 三六 石川會社線時刻表
- 「金」福井 大聖寺津幡間 七尾
- 三七 中越會社線時刻表
- 「金」福井 小松 金澤泊間 羽咋 七尾
- 三八 富山會社線時刻表
- 「金」金澤 石動泊間
- 三九 立山會社線時刻表
- 「金」金澤 高岡泊間
- 四〇 信濃會社線時刻表
- 「新」飯田町
- 「名」名古屋 多治見 中津川
- 「甲」八王子 甲府 上諏訪稻荷山木曾福島間
- 四一 頸城會社線時刻表
- 「金」糸魚川 鄉津間
- 四二 越後會社線時刻表
- 「金」富山 糸魚川 鄉津間
- 「甲」松本 豊尻
- 四三 近江會社線時刻表
- 「名」名古屋 岐阜米原間 彌富 桑名 四日市
- 「金」長濱中ノ郷間 敦賀 福井
- 四四 北洋汽船時刻表
- 「金」大聖寺 小松 松任 金澤津幡間 高岡 富山 七尾線



四五 松坂及吉野會社線時刻表

「名」名古屋 彌富 桑名 四日市

第二 揭示札ノ種類及揭示驛、箇所

(揭示驛ヲ示ササルモノハ各驛、掲出箇所ヲ示ササルモノ  
ハ待合室又ハ揭示札記載ノ相當箇所ヲ掲出スルモノトス)

一 停車場入口牌名札(歐文併記)

「新」有樂町 濱松町 田町 櫻木町 大崎 五反田 目黒 恵比壽 澁谷 原宿 新宿 新大久保 高田馬場 目白 池袋 板橋 大塚  
巢鴨 駒込 御茶ノ水 水道橋 飯田町 牛込 市ヶ谷 四ツ谷 信濃町 千駄ヶ谷 大久保

「名」豊橋 熱田 名古屋 大垣 桑名 四日市 千種

「金」敦賀 福井 津幡 本津幡 七尾 七尾港

「甲」松本

二 待合室(歐文併記)

本屋内待合室ニ以上アルモノ及乗降場待合室ニシテ附近ニ類似ノ建物アル場合

三 案内所(歐文併記)

鐵道案内所受付口

四 出札口(甲)(歐文併記)

出札口上(乙)掲出驛ニテハ出札口ノ文字ヲ省ク但シ入場券其ノ他特種乗車券出札口ハ該出札口特設驛ニ限ル

五 同(乙)(歐文併記)

出札口三ヶ所以上併列シアル驛ノ出札口上

六 登車時刻(甲)

出札口附近及分岐線乗降場

七 同(乙)

電車驛出札口附近及乗降場

八 同(丙)(歐文)

「新」東京 新橋 横濱

「名」名古屋

「金」敦賀

【中管】

九 乗客賃金及哩程(甲)

出札口附近

一〇 同(乙)

電車驛同上

一一 同(丙)(歐文)

「新」東京 新橋 横濱

「名」名古屋

「金」敦賀

一二 客車内持込手荷物注意(歐文揭示驛ニ限リ歐文併記)

「新」東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

「靜」沼津 靜岡 濱松

「名」豊橋 岡崎 名古屋 岐阜 大垣 桑名 四日市

「金」長濱 敦賀 武生 福井 三國 小松 金澤 高岡 富山 糸魚川

「甲」八王子 甲府 上諏訪 松本

一三 荷物取扱所(歐文併記)

一四 發車案内(電氣裝置)(歐文併記)

「新」東京 新橋 品川 横濱 國府津 横須賀 新宿 飯田町

「靜」沼津 靜岡 濱松

「名」豊橋 名古屋 岐阜 四日市

「金」福井 金澤 富山 高岡

「甲」甲府 松本

一五 改札口(歐文併記)(甲)

等級等ニ依リ區別スル必要アル驛

一六 同(乙)

出口ニ兼用且之ヲ掲出スル必要アル驛

一七 出口(歐文併記)

「新」東京 新橋 横濱 國府津

「新」東京 新橋 横濱 國府津

【中管】



一九 同(和文)(乙)

甲ヲ除キタル各驛  
至急報知板

乗換驛ハ乗降場共

〔新〕東京新橋間 田町大森間 川崎 東神奈川程ヶ谷間 大船 平塚 國府津 櫻木町 横須賀線 大崎板橋間 大塚駒込間 萬世橋中野間

野間

〔靜〕沼津 江尻 靜岡 藤枝 掛川中泉間 濱松

〔名〕豊橋 岡崎 熱田 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 武豊 桑名 富田 四日市

〔金〕長濱 敦賀 武生 鯖江 福井 小松 金澤 津幡 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 上諏訪 岡谷 松本

二一 告知板(甲)

〔新〕東京 新橋 品川 大森 東神奈川 横濱 櫻木町 大船 藤澤 國府津 御殿場 鎌倉 逗子 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松 辨天島

〔名〕豊橋 蒲郡 岡崎 熱田 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 桑名 四日市 千種 多治見 中津川

〔金〕長濱 敦賀 武生 福井 三國 大聖寺 動橋 小松 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 上諏訪 松本 木曾福島

二二 同(乙)(歐文)

〔新〕東京 新橋 横濱

二三 遺失物

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 岐阜 大垣 米原 四日市 武豊

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

二四 荷物保管

〔新〕東京 新橋 横濱 飯田町

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔名〕名古屋

〔甲〕甲府 松本

二五 扉長(甲)(歐文併記) 平素使用セラル室ニハ掲出セス

二六 同(乙)

乗降場ニアル扉長室ニシテ必要アル場合

二七 跨線橋及地下道(歐文併記)

〔新〕品川 東神奈川 横濱 大船 新宿 池袋 代々木 中野 立川 國分寺

〔靜〕三島 富士 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

二八 左側通行注意(歐文併記)

跨線橋、地下道幅員十二尺以上アルモノノ昇降口

二九 乗揚案内(歐文併記)(甲)

〔新〕東京 新橋 品川 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 櫻木町 大船 國府津 横須賀 萬世橋 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

〔名〕豊橋 大府 名古屋 尾張一ノ宮 岐阜 大垣 米原 彌富 四日市

〔金〕福井 金津 大聖寺 動橋 金澤 津幡 高岡 富山

〔甲〕八王子 甲府 鹽尻 松本

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 東神奈川 鎌倉 新宿 丸袋

〔名〕大府 名古屋

〔金〕敦賀

三〇 同(乙)

〔甲〕八王子 木曾福島

三一 同(丙)

〔甲〕ナ用ヒサルアイランドホーム

三二 列車行先案内(歐文併記)

跨線橋、地下道ノ昇降口三以上アルモノ、但シ必要ニ應シ(甲)ナ用フルコトヲ得

三三 送迎人注意

〔新〕東京 新橋 品川 横濱 國府津 鎌倉 横須賀 飯田町 新宿

〔靜〕沼津 靜岡 濱松

第二編 運輸 第六章 雜則

〔名〕豊橋 名古屋 岐阜 四日市

〔金〕福井 金津 三國 金澤 高岡 富山 七尾

〔甲〕八王子 甲府 松本



- 「名」豊橋 岡崎 名古屋 岐阜 大垣 桑名 四日市
- 「金」長濱 敦賀 武生 福井 三國 小松 金澤 高岡 富山 糸魚川
- 「甲」八王子 甲府 上諏訪 松本
- 三四 驛名札(歐文併記)〔甲〕
- 三五 同〔乙〕
- 乘降場底下(上家アル驛ハ其ノ一五〇尺ニ付一枚、終端驛ヲ除ク)
- 乘降場ニ在ル電柱(電燈點火ノ)ニ掲出ス、札ノ末端地上五尺ノ位置
- 三六 乗換案内(歐文併記)
- 乘換驛
- 三七 隣驛及距離案内〔甲〕(歐文併記)
- 電車専用乗降場ヲ除ク
- 三八 〔乙〕(歐文併記)
- 電車専用乗降場
- 三九 電報取扱驛(歐文併記)
- 四〇 手荷物小荷物特別配達驛(歐文併記)
- 以上二種ハ取扱驛乗降場
- 四一 洗面所(歐文併記)
- 四二 便所(歐文併記)
- 四三 列車到着時刻表〔甲〕
- 集札口附近
- 「新」東京 新橋 横濱 横須賀
- 「新」東京 新橋 横濱 横須賀
- 「新」東京 新橋 横濱 横須賀
- 「名」豊橋 名古屋 岐阜
- 「金」福井 金澤 富山
- 「甲」甲府 松本
- 四四 同〔乙〕(歐文)
- 集札口附近
- 「新」東京 新橋 横濱

〔中管〕

- 四五 携帶品一時預り所(歐文併記)
- 四六 手荷物小荷物特別配達取扱所(歐文併記)
- 四七 手荷物配達所(歐文併記)
- 以上三種ハ取扱所ヲ特設シタル驛
- 四八 公衆電信取扱所(歐文併記)
- 四九 電報取扱制限(歐文電報取扱驛ニ限リ歐文併記)
- 五〇 電報保管揭示(歐文電報取扱驛ニ限リ歐文併記)
- 五一 喫煙禁止
- 貨物取扱驛ノ貨物上家附近其ノ他必要ノ箇所
- 第三 隣驛及距離案内下段ニ記載スヘキ驛名
- 一 東京米原間各驛
- 東京 名古屋 米原 京都 大阪 下關(東京ハ神戸ト、名古屋ハ鹽尻ト、米原ハ直江津ト自驛名ニ換フ)
- 二 横濱線各驛
- 東京 横濱 東神奈川 八王子 新宿 甲府
- 三 横須賀線各驛
- 東京 横濱 大船 横須賀 國府津 名古屋(横須賀ハ自驛名ヲ神戸ニ換フ)
- 四 武豊線各驛
- 東京 大府 名古屋 米原 大阪 武豊(武豊ハ自驛名ヲ豊橋ニ換フ)
- 五 關西線各驛
- 東京 名古屋 龜山 山田 奈良 湊町
- 六 飯田町稻荷山千種間各驛
- 飯田町 甲府 鹽尻 名古屋 松本 長野(飯田町甲府鹽尻松本ハ自驛名ヲ八王子ニ換フ)
- 七 北陸本線各驛
- 上野 直江津 金澤 米原 東京 京都(金澤ハ自驛名ヲ新潟ニ換フ)
- 八 三國線各驛
- 東京 福井 金津 米原 京都
- 九 七尾線各驛
- 上野 津幡 七尾 金澤 米原 京都(七尾ハ自驛名ヲ富山ニ換フ)



第四、路線橋、乘換又ハ乗場案内等ニ記載スヘキ方向指示驛名

東京	上	東京
有樂町	同	東京
新橋	同	東京
濱松町	同	東京
品川	同	東京
大井町	同	東京
神奈川	同	東京
横濱	同	東京
程ヶ谷	同	東京
大船	同	東京
藤澤	同	東京
國府津	同	東京
松田	同	東京
沼津	同	東京
原	同	東京
静岡	同	東京
用宗	同	東京
舞坂	同	東京
登橋	同	東京
御油	同	東京
名古屋	同	東京
枇杷島	同	東京

下

櫻木町又ハ山手線(電車乗降場)

櫻木町、山手線

横濱、横須賀、國府津、大阪(汽車乗降場)

櫻木町、山手線(電車乗降場)

櫻木町、山手線

横濱、横須賀、國府津、大阪(汽車乗降場)

櫻木町又ハ新橋、上野、赤羽(電車乗降場)

横濱、國府津、横須賀(汽車乗降場)

櫻木町(電車乗降場)

横須賀、國府津、大阪(汽車乗降場)

櫻木町(電車乗降場)

横須賀、國府津、大阪又ハ横須賀

國府津、名古屋

静岡、名古屋

沼津、名古屋

静岡、名古屋

静岡、名古屋

濱松、名古屋

濱松、名古屋

豊橋、名古屋

名古屋、大阪

同

岐阜、京都、大阪又ハ山田、奈良、湊町又ハ飯田町、長野

大垣、大阪

〔中管〕

大垣	同	大垣、東京
垂井	同	大垣、名古屋、東京
米原	同	米原
長濱	同	米原
敦賀	同	敦賀、米原
杉津	同	敦賀、米原
福井	同	福井、米原
森田	同	福井、米原
金澤	同	金澤、米原
津	同	金澤、福井
俱利伽羅	同	同
富山	同	富山、金澤
東岩瀬	同	富山、金澤
大崎	同	品川、東京
新宿	同	飯田町

〔品川、東京又ハ四谷、萬世橋(電車乗降場)〕

〔池袋、上野、赤羽又ハ大久保、中野(電車乗降場)〕

新大久保、目白

池袋、品川

大塚、駒込

板橋、十條

小机、相原

鎌倉、横須賀

結川、武登

蟹江、加佐登

蘆原、三國

本津橋、七尾港

米原、大阪

米原、大阪

京都、大阪又ハ敦賀、福井、金澤

敦賀、福井

福井、金澤

同

富山、金澤

富山、直江津、上野

富山、直江津

富山、七尾

直江津、新潟

直江津、新潟

新橋、上野

八王子、甲府(汽車乗降場)

上野、赤羽

田端、上野又ハ板橋、赤羽

田端、上野

赤羽

八王子

横須賀(除横須賀)

武登(除武登)

山田、湊町

三國(除三國)

七尾(除七尾、七尾港)

〔中管〕



萬世橋(除萬世橋) 新宿、中野  
 飯田町、萬世橋(除飯田町) 新宿、中野、八王子  
 千駄ヶ谷、代々木 萬世橋 新宿、中野  
 大久保、中野 飯田町、萬世橋 甲府、八王子、中野  
 東中野 萬世橋 中野  
 荻窪、豊田 飯田町、新宿 甲府、八王子  
 八王子 同 甲府、名古屋、長野  
 淺川、石和 飯田町、八王子 同  
 甲府 同 名古屋、長野  
 龍王、小野 飯田町、甲府 同  
 鹽尻 同 中津川、名古屋又ハ松本、長野  
 洗馬、千種 名古屋 飯田町、長野  
 村井、稻荷山 名古屋 飯田町、長野  
 第五 揭示表諸規程揭示器配置  
 第一 揭示器 大 飯田町、長野  
 東京 新橋 品川 横濱 國府津 横須賀 新宿 飯田町 静岡 濱松 豊橋 名古屋 岐阜 大垣 米原 敦賀 福井 金澤 富山  
 八王子 甲府 上諏訪 松本  
 二 同 小  
 大森 蒲田 川崎 鶴見 東神奈川 萬世橋 沼津 岡崎 大府 熱田 尾張一ノ宮 桑名 四日市 多治見 中津川 鯖江 津幡 高岡  
 岡 糸魚川 七尾 三國  
 三 墨込揭示器 小  
 前二項以外各駅  
 四 以上三種ハ諸規程册子ヲ備付クル駅所ニハ之ヲ配置セサルコトアルヘシ  
 揭示板  
 各縣ノ必要ニ應ス  
 第六 臨時揭示文例  
 (點ヲ付シタル文字ハ朱書スヘシ)  
 一 新線新驛ノ開業(二百哩以外ニシテ所管外ナルトキハ)  
 (第二項賃金ヲ省略ス)

〔中管〕

〔中管〕

新 開 驛  
 何線何驛何驛間に左記停車場を新設し何月何日より  
 一般運輸營業を開始致候  
 當驛よりノ乗車賃金及哩程  
 (平假名付) 一等 金 圓 錢  
 二等 金 圓 錢  
 三等 金 圓 錢  
 通行税共 何哩  
 詳細は驛長に御尋ね相成度候  
 年 月 院 名

臨時列車運轉  
 何々の爲め臨時列車運轉致候  
 期 間 何月何日より何日まで  
 區 間 何處何處間  
 當驛發時刻 上リ午前 時 分 何處行  
 下リ午後 時 分 何處行  
 (一)二等車は連結不致又雨天等にて乗客少数の時  
 休止すること可有之候  
 年 月 局 名

三 乘車賃割引  
 行 先 大仁行  
 割引 二、三等往復券二割引  
 通用期間 十四日間  
 制限 途中下車及乗越ハ御斷致候  
 貨 金 二等 金 圓 錢  
 三等 金 圓 錢  
 通行税共  
 年 月 局 名  
 第二編運輸 第六章 雜則



七  
(列車増發)

ADDITIONAL TRAIN(S)

to be run on and after (May 1st), as follows :-

FROM TŌKYŌ

FOR (KŌZU) dep.....(3.40 P. M.)

.....(4.50 P. M.)

八  
(驛名改稱)

CHANGE OF NAME

OF STATION

On and after (May 1st), the (YOKOHAMA) Station

is to be named

(SAKURAGICHŌ.)

九  
(列車行先變更)

CHANGE(S) OF DESTINATION(S)

OF TRAIN(S)

to be in force on and after (May 1st), as follows :-

FROM (TŌKYŌ)

(3.4 P. M.) train for (KŌZU) to terminate at (YOK SUKA)

○内ハ適宜變更スルモノトス

〔中管〕

〔中管〕

四  
時刻改正

何月何日より何處何處間(又は何線)汽車時刻改正可  
致候詳細は別紙時刻表の通に有之候

五  
列車時刻一部變更

何月何日より左の通時刻變更(列車増發、運轉休止、  
又は行先變更) 致候  
列車増發(運轉休止)

當驛發午時 分何處行

時刻變更  
當驛發午時 分何處行を午時 分發に變更す

六  
驛名改稱

何線何驛を何月何日より何驛と(平假名付)改稱可  
致候

年 月 日 院 名



三  
(乗車賃割引)

(SHUZENJI HOT SPRING)  
(HAKONE DISTRICT)  
(MAPLES AT TAKAO)  
(MAPLES IN KISO VALLEY)  
(SKATING ON LAKE SUWA)

REDUCTION: (20)% for 2nd or 3rd class return Ticket.  
PERIOD OF AVAILABILITY: (14)days including date of issue.  
FARES from (TŌKYŌ):  
2nd class.....yen (3.40) including Transit Duty.  
3rd " ..... " (2.10) "  
Stop-overs, travelling beyond, or changing the destination not allowed.

四  
(臨時列車)

EXTRA TRAIN SERVICE

For passengers going to (KAWASAKI-DAISHI Festival).  
PERIOD : (May 10th \_\_\_\_\_ May 13th)  
SECTION : (TŌKYŌ \_\_\_\_\_ YOKOHAMA)

DOWN TRAIN:

(TŌKYŌ dep.).....(3.20 p. m.)  
" " .....(4.39 p. m.)

UP TRAIN:

" arr.).....(3.30 p. m.)  
" " .....(9.40 p. m.)

3rd class cars only.

If owing to rain, etc., the traffic is not heavy, the above trains may be cancelled.

○内ハ適宜變更スルモノトス

【中略】

10  
(列車運轉休止)

TRAIN(S) to be SUSPENDED

on and after (May 1st), as follows :—  
(3.40 P. M.) train from (TŌKYŌ) for (KŌZU)

11  
(一部列車時刻變更)

PARTIAL CHANGES in TRAIN SERVICE

to be in force on and after (May 1st), as follows :—

FROM (TŌKYŌ)

Train for (KŌZU) now leaving at (3.40 P. M.)

to leave at (4.00 P. M.)

12  
(新驛開業)

NEW STATION(S)

YOKOHAMA

located between (KANAGAWA) and (HODOGAYA)

open to Traffic on and after (May 1st)

FROM (TŌKYŌ)

DISTANCE : (18)miles

FARES :

1st class yen (1.50) including Transit Duty.

2nd " " (1.00) "

3rd " " (0.75) "

Further Particulars obtainable at the Inquiry Office.

【中略】

○内ハ適宜變更スルモノトス 第二編 運輸 第六章 雜則

















一三 荷物取扱所

群青地白文字

大小荷物取扱所ヲ區別セザルトキ	荷物取扱所	LUGGAGE, PARCELS, & FREIGHT OFFICE
小手荷物ノミノ取扱所	手荷物取扱所	LUGGAGE & PARCELS OFFICE
大貨物ノミノ取扱所	大貨物取扱所	FREIGHT OFFICE
引渡ノミノ取扱所	手荷物引渡所	LUGGAGE CLAIMING OFFICE
受付ノミノ取扱所	手荷物受付所	LUGGAGE & PARCELS FORWARDING OFFICE

記載例

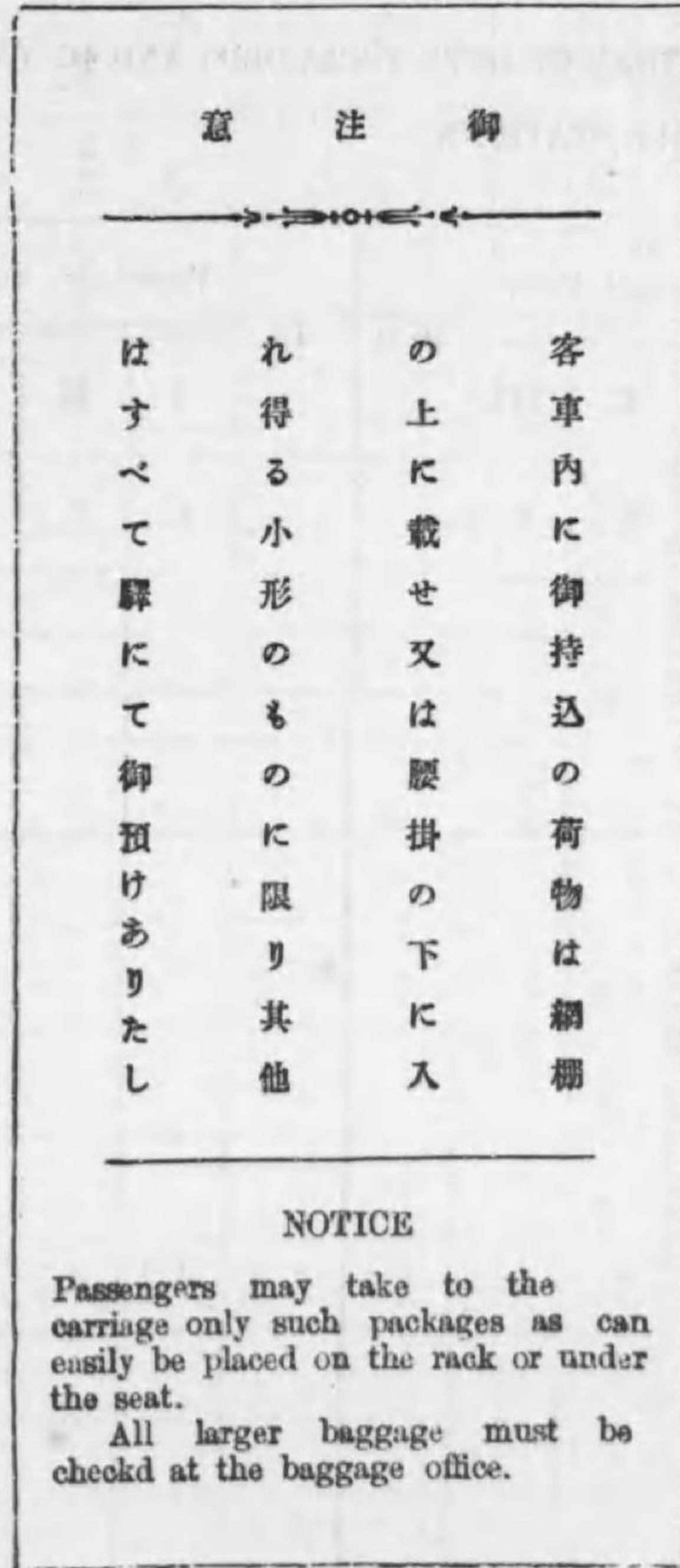


一四 發車案内

(電氣裝置)

【中管】

一尺



一尺

八

寸

(歐文ナキモノハ一尺五寸)

一二 客車内持込手荷物注意

群青地白文字

【中管】





一七 田 口 著色 出札口ノ例ニ依ル  
 跨線橋ニ用フルモノハ幅二尺トス

二〇、至急報知板

赤地白文字

〔中管〕



改札口

第二編 運輸 第六章 雜則



(表)



(裏) 一 尺



一六 乙 一 尺 五 寸

著 色 出札口ノ例ニ依ル

改 札 口	WICKET
上リ改札口	WICKET FOR UP TRAIN
下リ改札口	WICKET FOR DOWN TRAIN
婦人改札口	WICKET FOR LADIES
婦人出口	WAY OUT FOR LADIES

必要ニ應シ表裏記載事項ヲ異スルコトヲ得

改札口(乙)ハ掲出箇所ノ都合ニ依リ豎横變更スルコトヲ得

〔中管〕



三 尺

三寸	五寸	五寸	五寸	五寸	五寸	五寸
消し去る事あるべし	六時間を過ぎたるものは	月 日 午 時 分記載	月 日 午 時 分記載	月 日 午 時 分記載	月 日 午 時 分記載	此板は御伴の方等への御傳言用に御使用下されまし

一尺六寸

告知板

黒地 白文字

二 尺

COMMUNICATION BOARD
Passengers desiring to communicate with friends expected later are invited to write messages on this board.
Written at _____
All messages may be removed after a lapse of six hours.

二、乙

一 尺

〔中管〕

列車遅延報

黒地 白文字

一九、乙八整一尺五寸トス

一 尺

報 延 遅 車 列			
← →			
約	午		
分	行	時	驛
遅	列		發
れ	車	分	當
の			
見			
込	は	著	驛
TRAIN BEHIND TIME			
Train		Due at	Delay about
From	For		
(Tōkyō)	(Kōbe)	(5.30 A. M.) 又ハ (P. M.)	(32min.)

一八 甲

二 尺

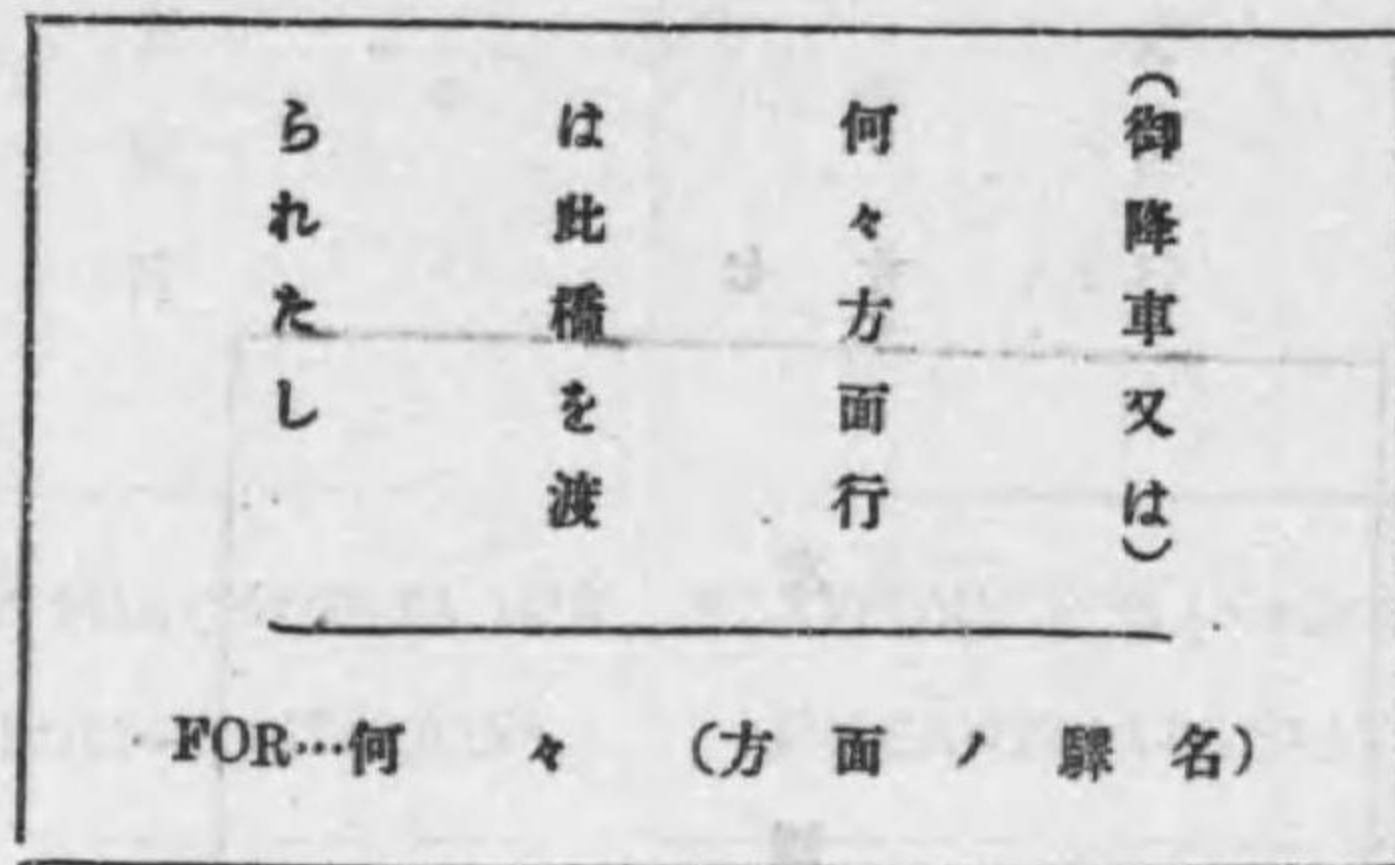
〔中管〕







寸 二 尺 三

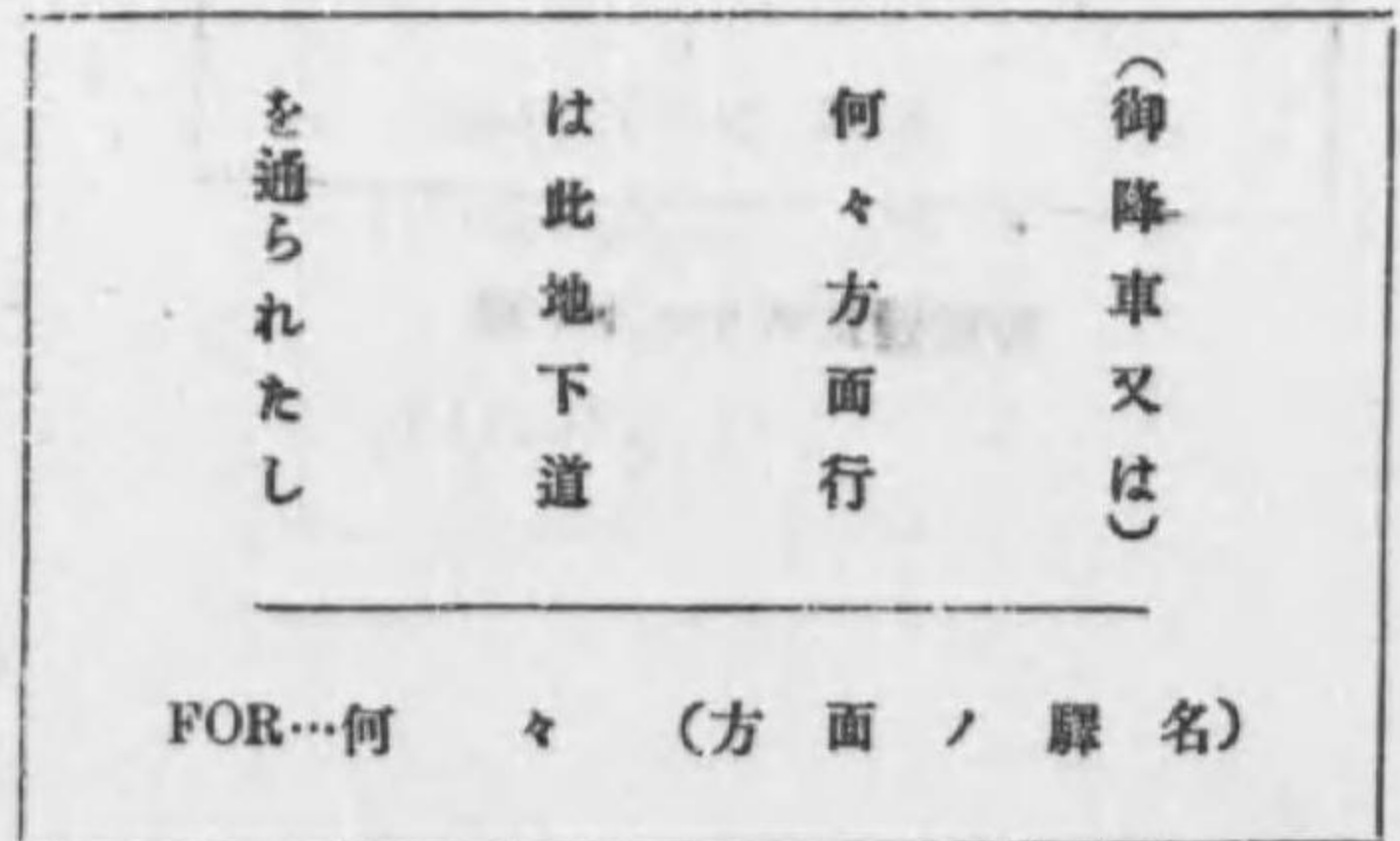


甲 二尺五寸

二七 跨線橋及地下道

例  
FOR (HACHIOJI, KOFU,) OR INTERMEDIATE STATIONS

寸 二 尺 三



乙 二尺五寸

群青地白文字

例  
FOR (NAGOYA,) OR INTERMEDIATE STATIONS

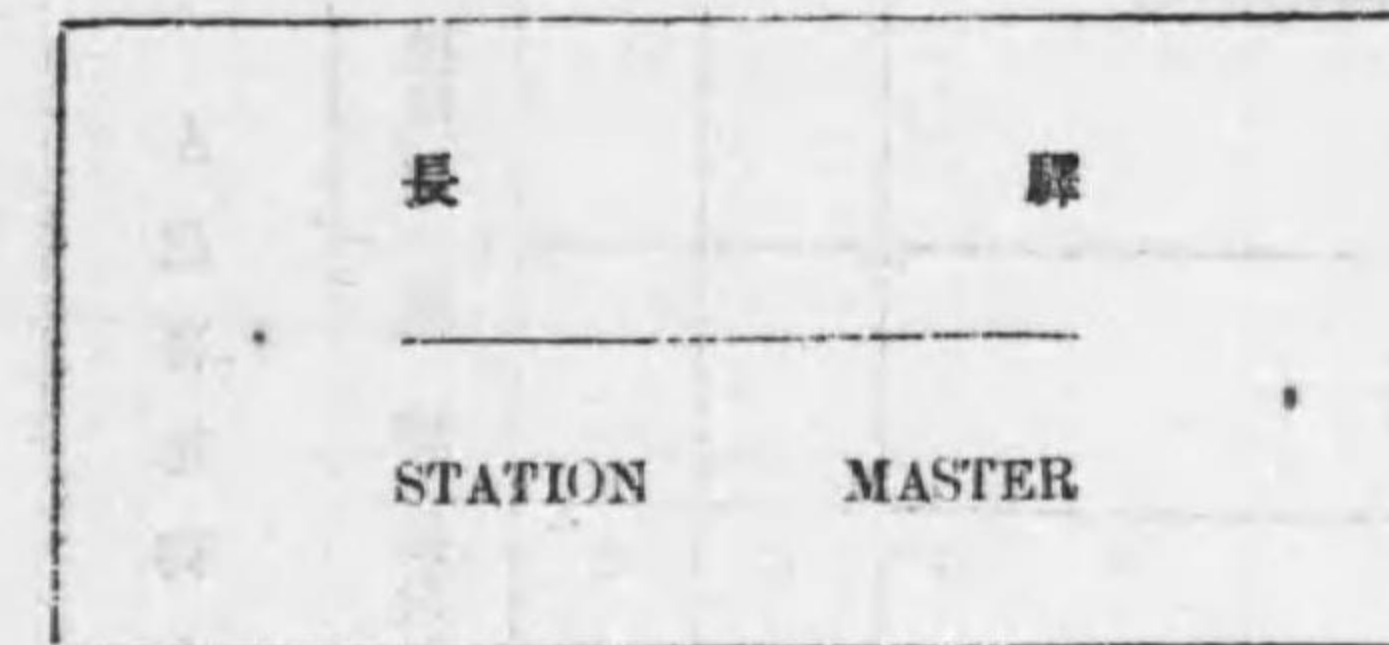
驛

長

第二編 運輸 第六章 雜則

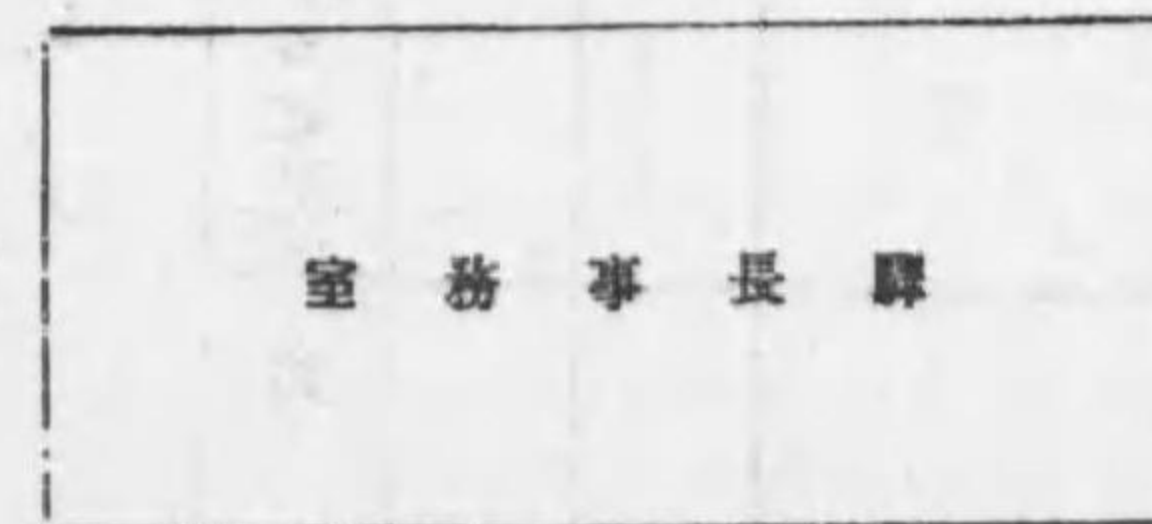
群青地白文字

寸 五 尺 一



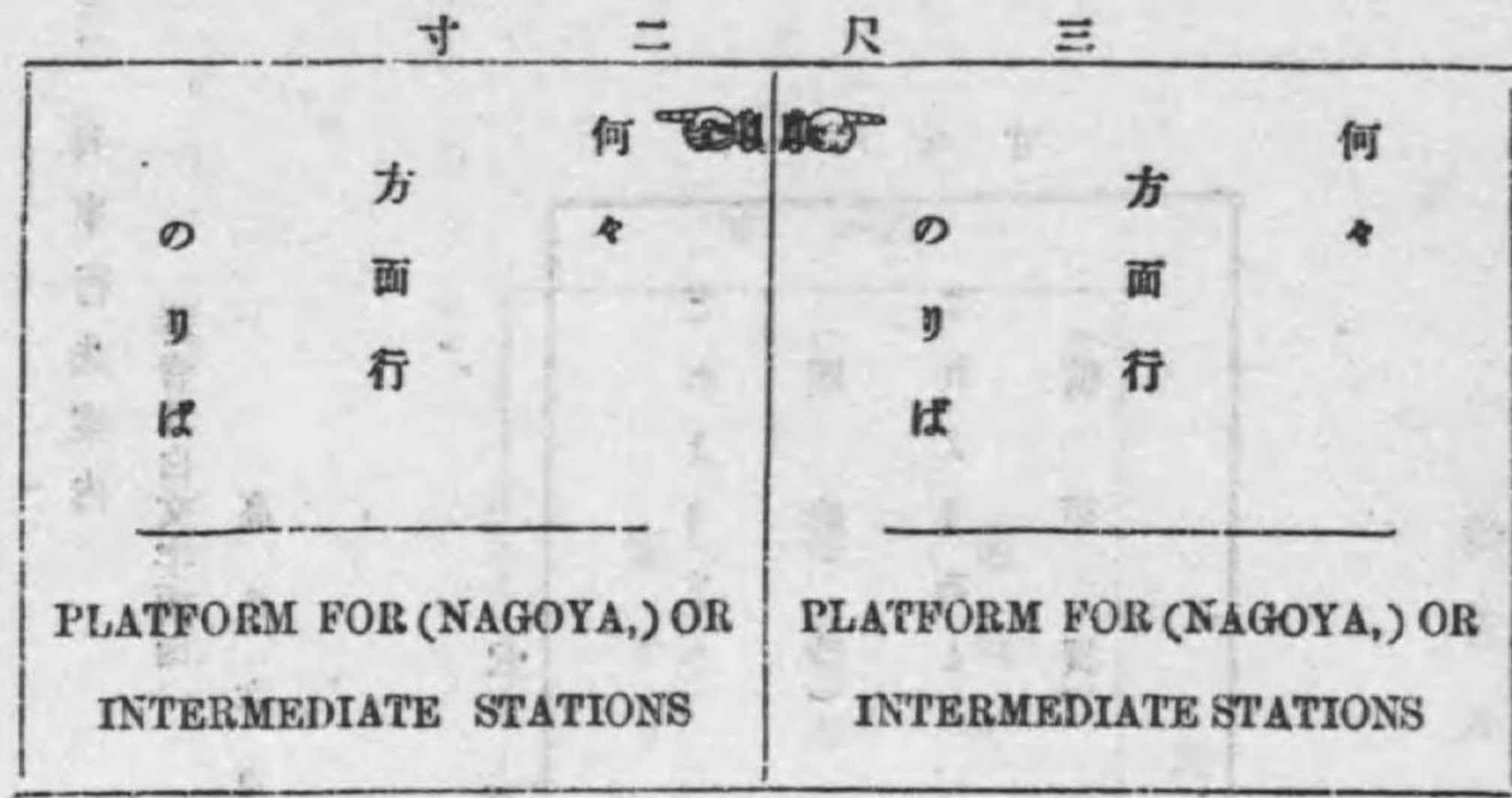
二五 甲 一 尺

寸 三 尺 一



二六 乙 七 寸

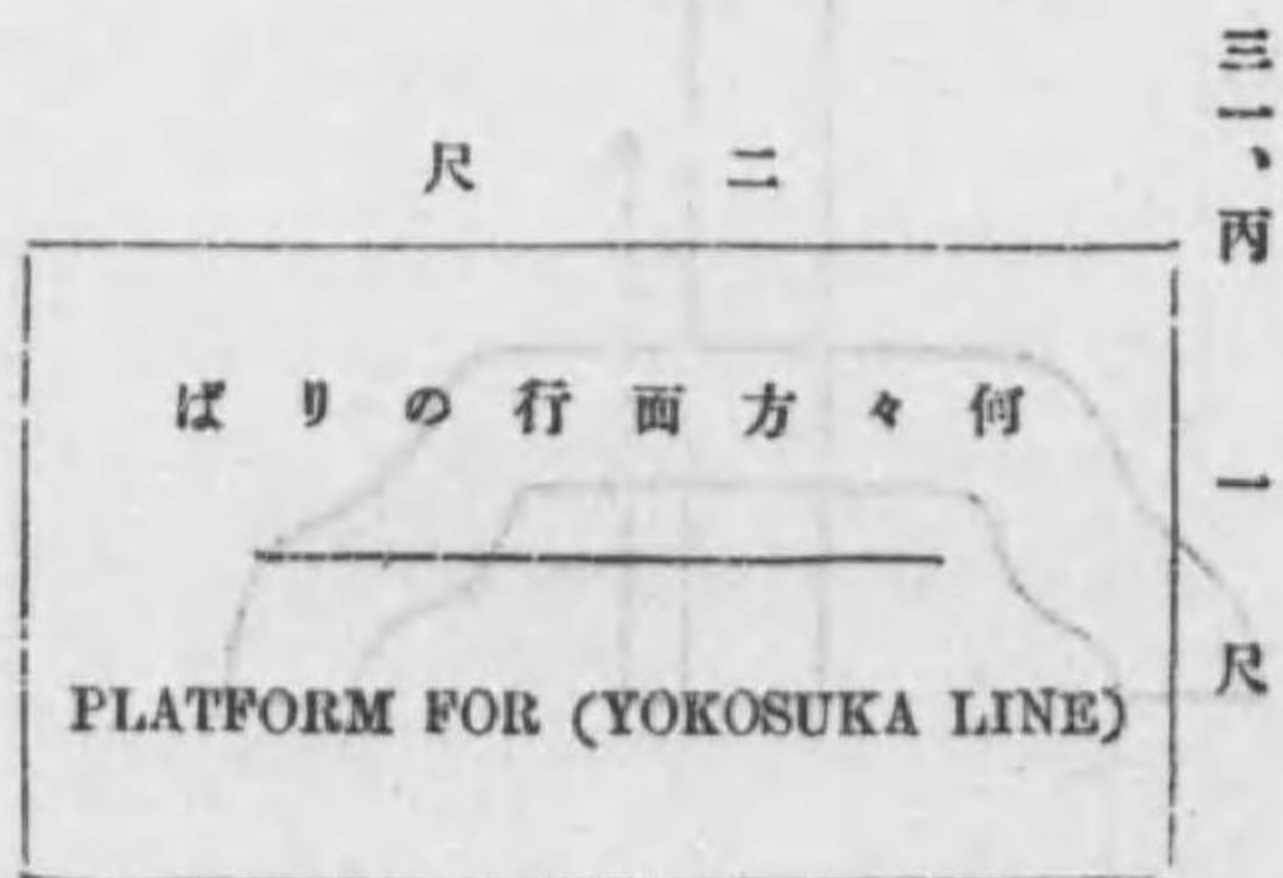




二九甲 乗場案内 二尺五寸



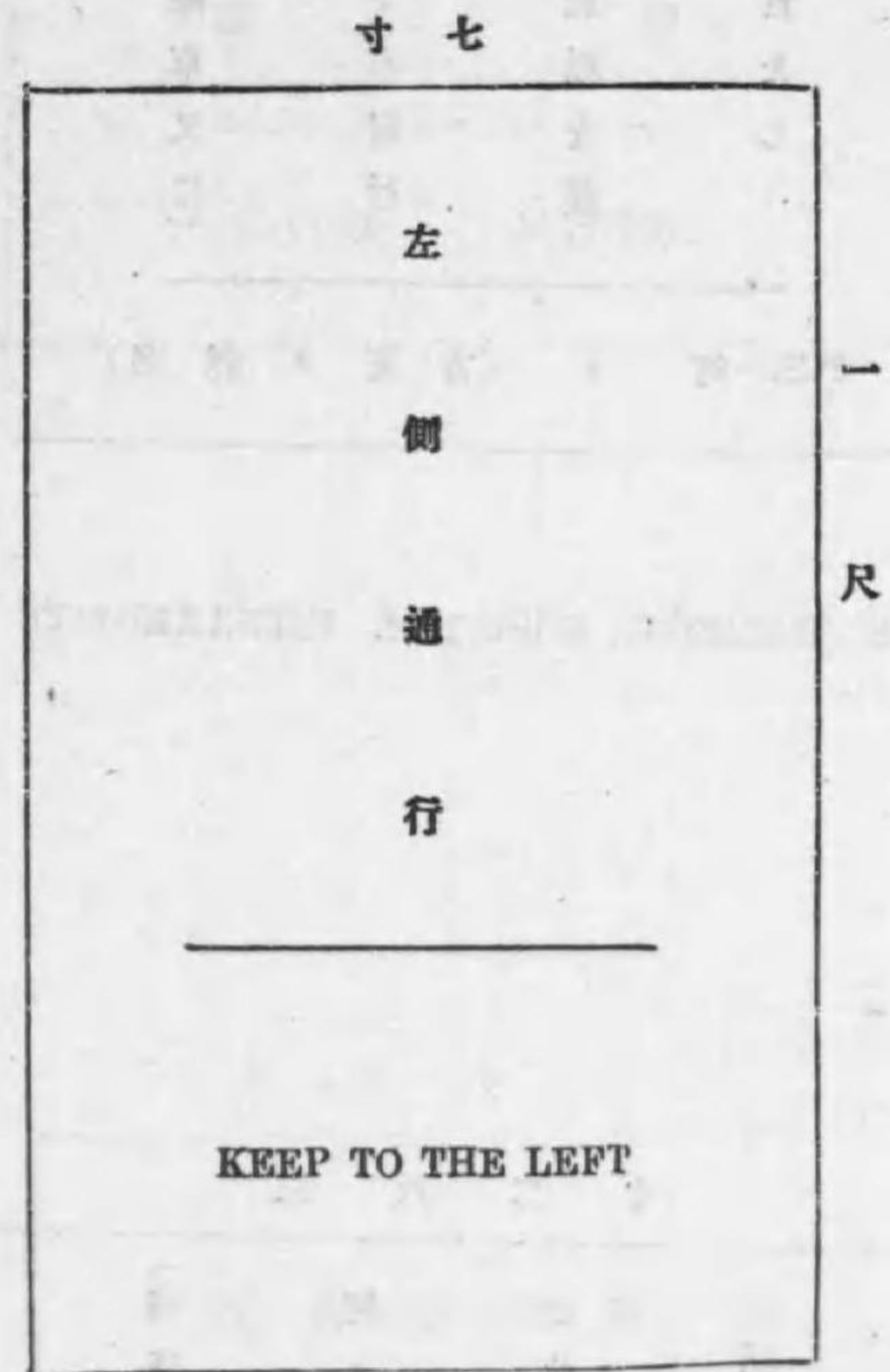
群青地白文字 (乗降場ニ掲出スルモノハ PLATFORM ナ省ク)



〔中管〕

二八 左側通行注意

群青地白文字



縦横變更スルコトナ得

〔中管〕

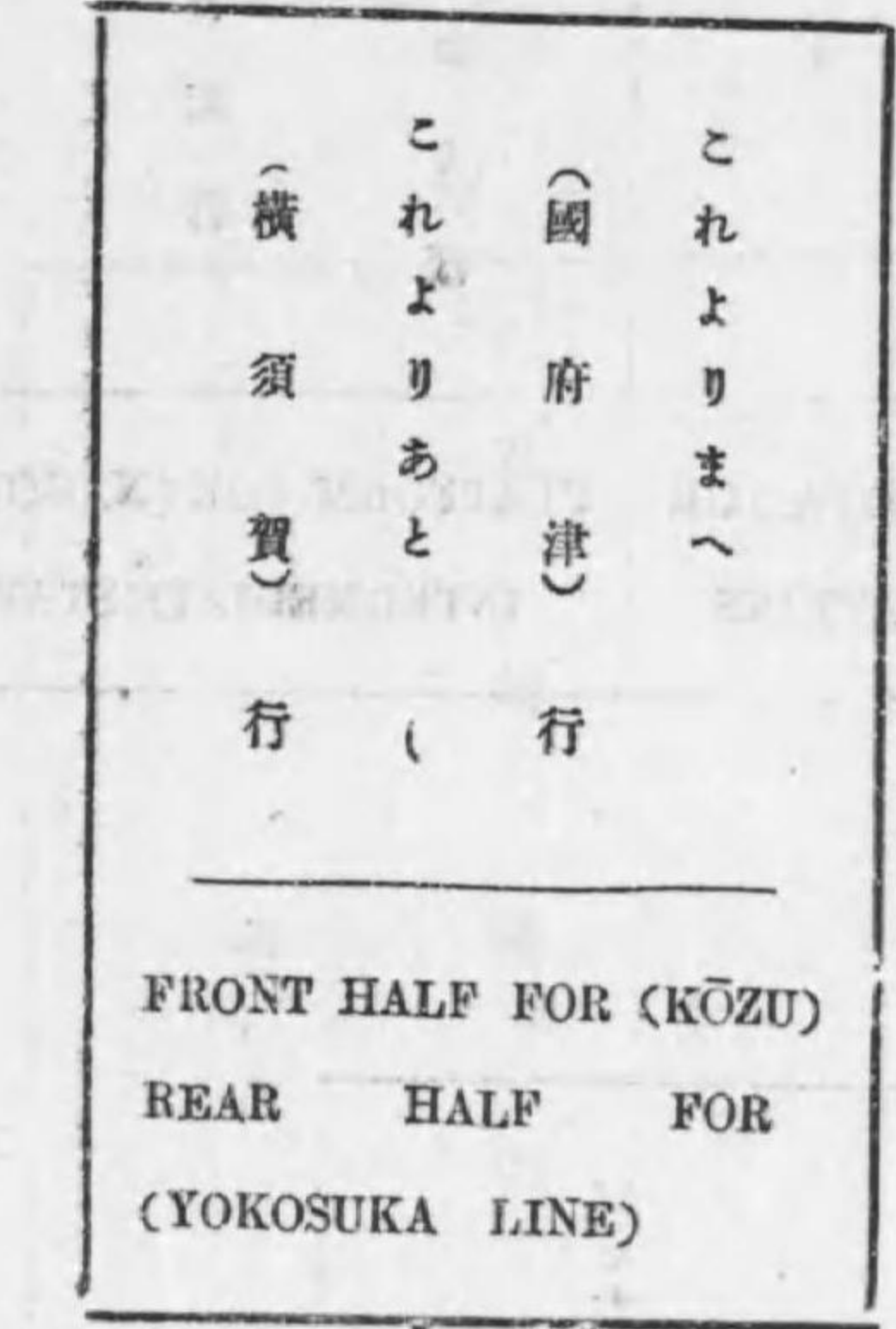


三二 列車行先案内

群青地白文字兩面

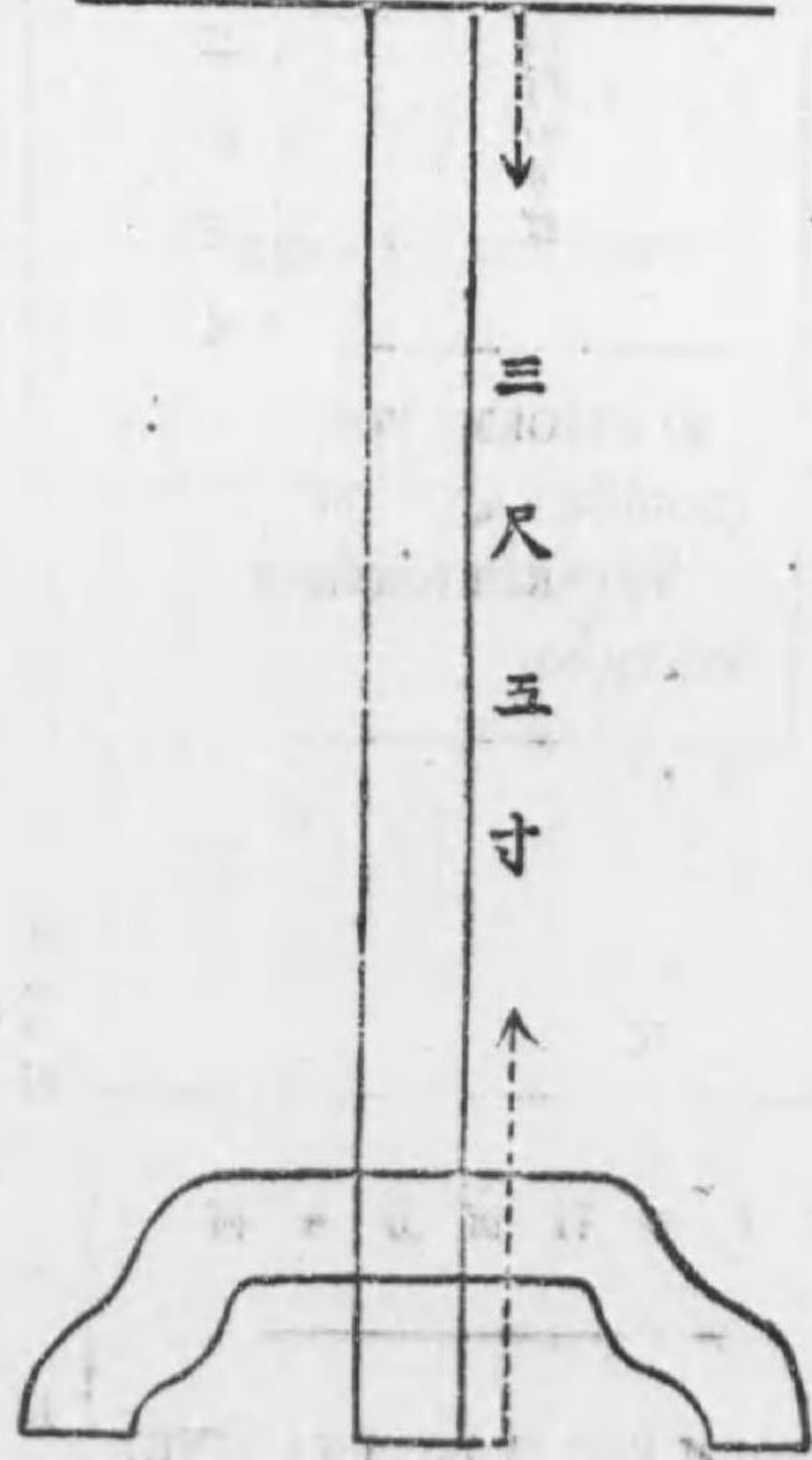
高サ六尺

一尺五寸



二尺五寸

三尺五寸



【中管】

三三 送迎人注意

群青地白文字

五寸



一尺五寸

【中管】



譯名掛札 群青地白文字

三四甲 一尺五寸

尺 三	
(し ば ん 志)	
(橋 新)	
(SHIMBASHI)	

乙ハ鐵葉製電柱用(例示)

三五乙 二尺五寸

寸 五	
お ぼ り (大森)	
OMORI	

三六 乘換案内 群青地白文字

二尺五寸

寸 七 尺 三			
の	何	何	
か	り	々	々
行			
CHANGE HERE FOR(YOKOSUKA			
又ハ——LINE)			

〔中管〕

隣譯及距離案内(例示)

上段 群青地白文字  
中段 群青地白文字  
下段 地黒文字

三七甲

二尺八寸

分五寸一尺一			
や	な	こ	な
屋	古	名	
NAGOYA			
び	あ	つ	た
は	じ	ま	何
何	哩	何	哩
何	哩	何	哩
BIWAJIMA		ATSUTA	
M. ....		M. ....	
東京	米原	京都	大阪
哩	哩	哩	哩
下關	下關	下關	下關
哩	哩	哩	哩

三八乙

二尺三寸

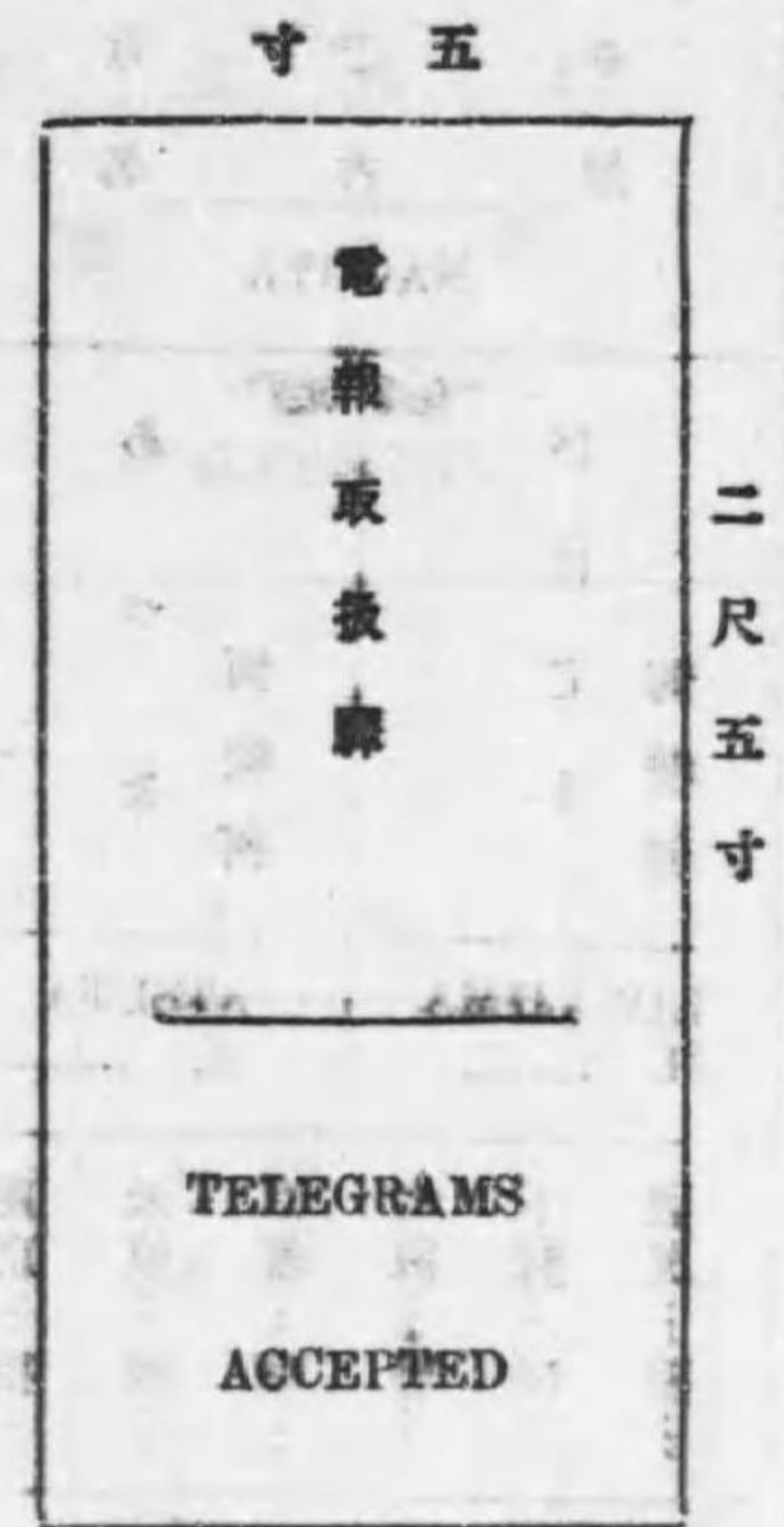
分五寸一尺一			
や	ぶ	ま	
谷		遊	
SHIBUYA			
え	は	ら	じ
び	ゆ	く	
何	哩	何	哩
何	哩	何	哩
YEBISU		HARAJUKU	
M. ....		M. ....	

〔中管〕



三九 電報取扱標

群青地白文字



四〇 手荷物小荷物特別配達標

群青地白文字



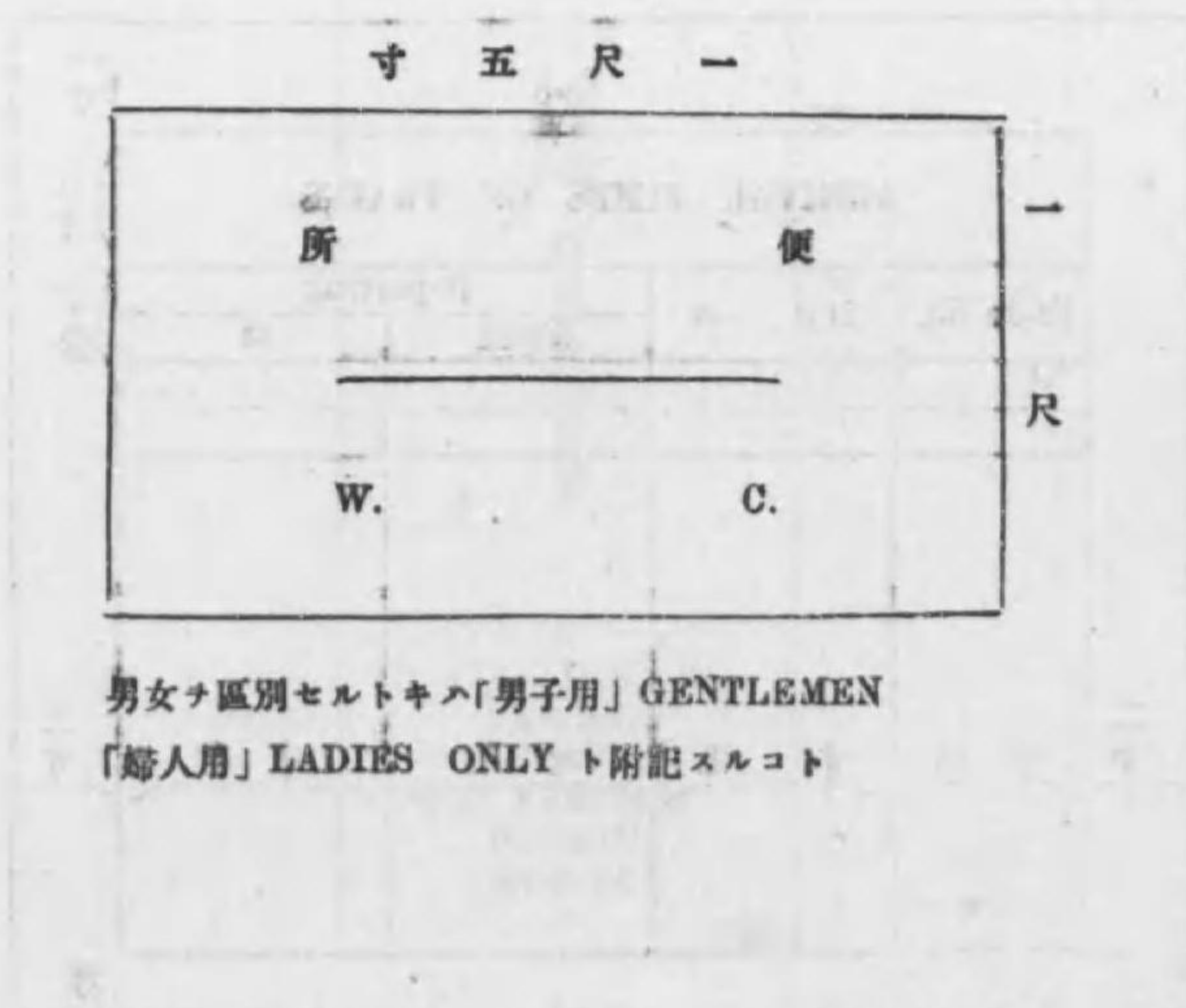
四一 洗面所

群青地白文字



四二 便所

白地黒文字







四五 一時預り所  
群青地白文字



四六 小荷物特別配達所  
群青地白文字

〔中管〕

寸 二 尺 三

一寸	二寸	一寸	一寸	一寸
	三寸		三寸	
	七寸		七寸	
	四寸		四寸	
	八寸		八寸	

群列車到着時刻表

番列車  
到着時刻  
始發驛  
始發驛發車時刻

四三 甲 二尺五寸  
第二編 運輸 第六章 雜則  
列車到着時刻表  
黒地 白文字

寸 八 尺 二

四四 乙

ARRIVAL TIMES OF TRAINS			
Train No.	Due at	Departing	
		From	at

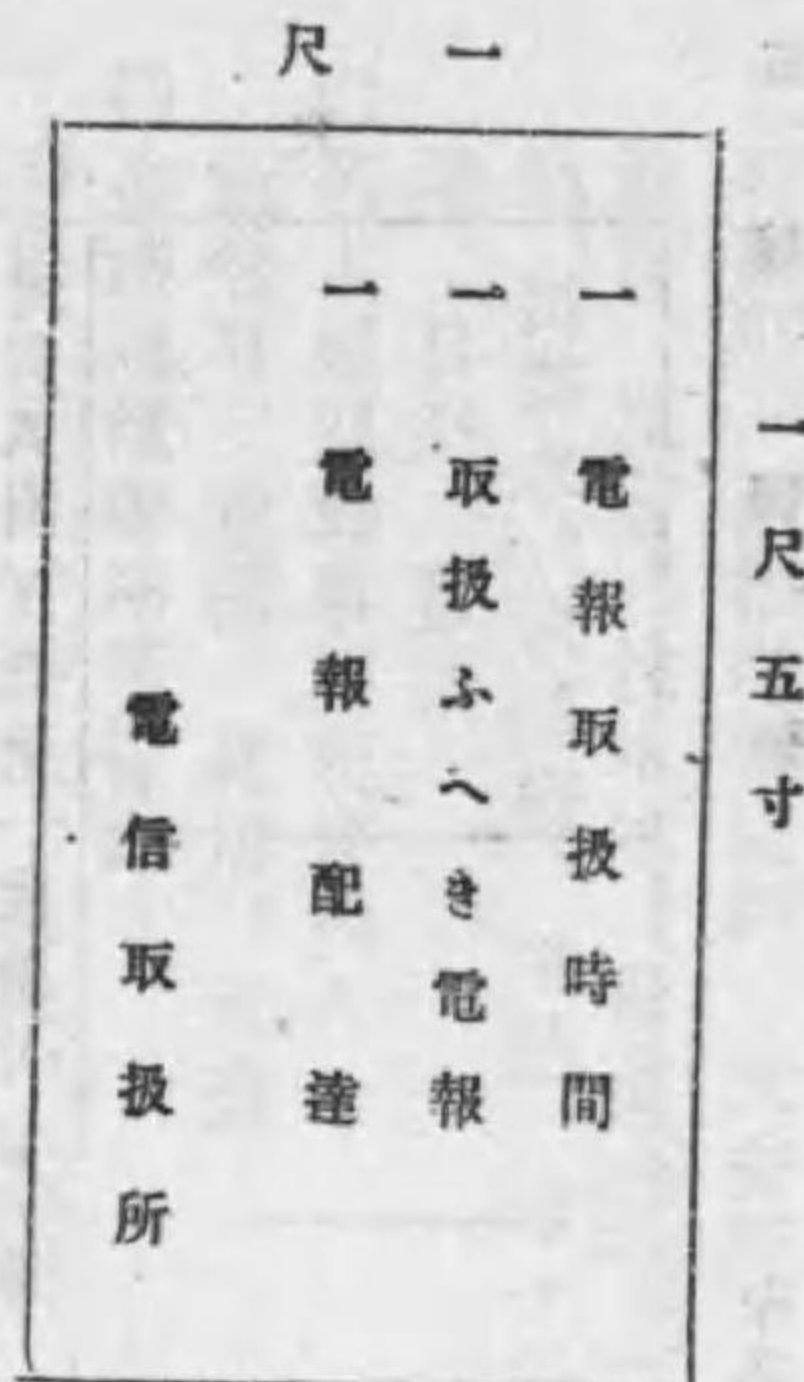
二寸 寸三 寸七 寸七 寸七 二寸

四四 乙 二尺  
二百六十二

シナ支差モルス略省ハ車列離距短ハ又合混

〔中管〕





四九 電報取扱制限  
(歐文併記ノモノハ縦ヲ二尺トス)

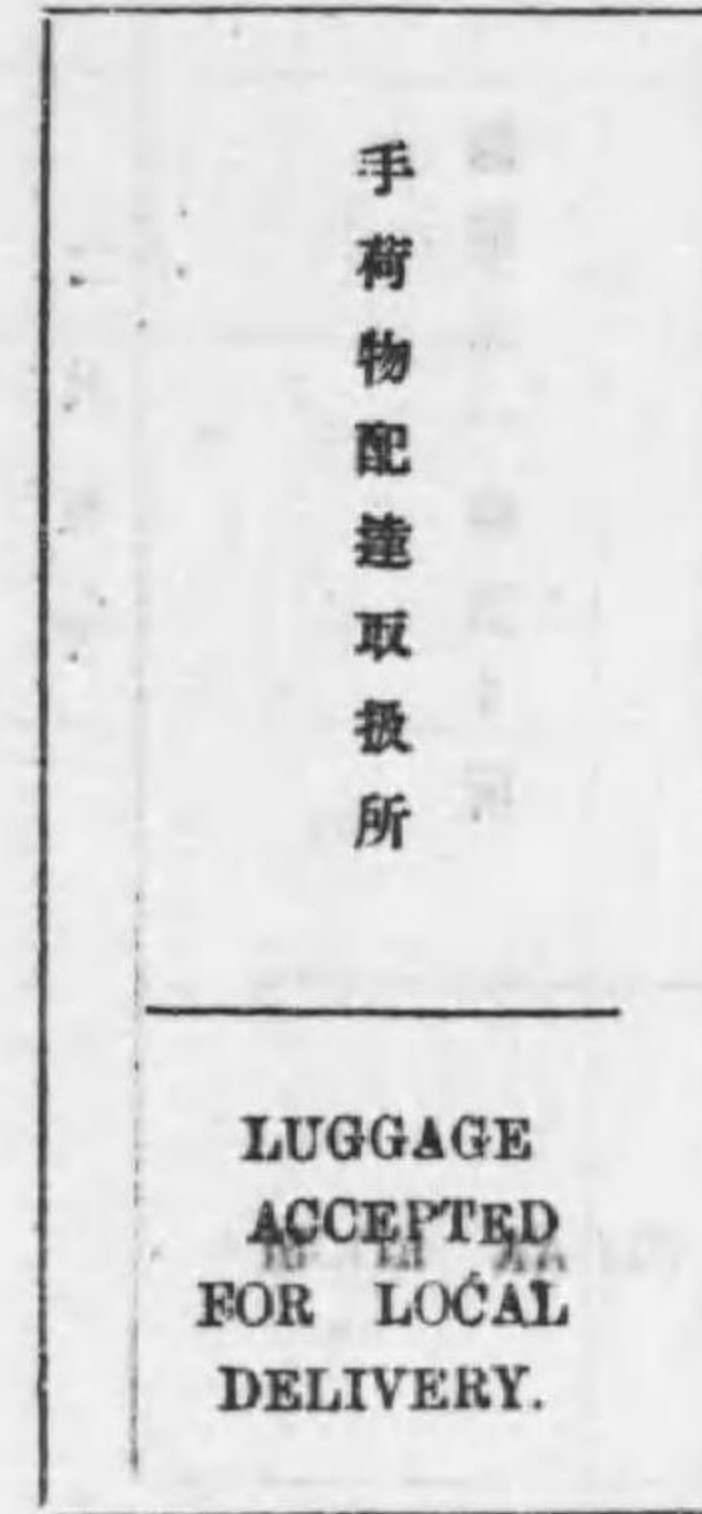
記載例  
 イ 電報取扱時間  
 「自午前 時 分 秒 至午後 時 分 秒」  
 但し至急電報及時間外  
 と雖取扱ふ  
 ロ 取扱ふべき電報  
 「内國和文電報日支和文  
 電報」  
 「内國和文電報日支和文  
 歐文電報」  
 但し著信電報は常所  
 を肩書したるもの又は  
 留置となすもの  
 ハ 電報配達  
 「何町以内直配達の取扱  
 を爲す」  
 「何町外何々に直配達  
 の取扱を爲す」  
 「別使配達の取扱を爲す」  
 「別使配達の取扱を爲さ  
 ず」  
 直配達及別使配達の  
 取扱を爲さざる時は  
 本項を記載せざるも  
 のとす

OFFICE HOURS  
 (8.00A.M.—8.00P.M.)  
 Telegrams will on application, be  
 received for transmission, outside  
 of the time limits.

CLASSES OF TELEGRAMS received in this office  
 DOMESTIC TELEGRAMS  
 (written either in Japanese or  
 European languages.)  
 TELEGRAMS FOR CHINA  
 (written either in Japanese or  
 European languages.)  
 (TELEGRAMS with delivery)  
 TELEGRAPH OFFICE.

黒地白文字

寸 五



四七 手荷物配達所  
 黒地白文字

尺 一



四八 公共電信取扱所  
 黒地白文字



五〇 電報保管揭示

一尺三寸 (歐文併記ノモノハ一尺八寸)

黒地白文字

左の電報は當所に保管し置きたるに付心當の方  
方は受取方申出られたし

受信人宿所氏名	發信月日	事	由

THE UNDERMENTIONED TELEGRAM  
is retained in this station until called for.

Name .....

Date .....

五一 禁 喫 煙  
赤地白文字  
一尺五寸

寸 五

たばこのむべからず  
喫 煙 禁 止

〔中管〕

○停車場揭示取扱手續ニ依ル諸規程冊子配置驛所指定ノ件

〔中管〕

改(大正五年七月一日)中管甲第四三五號  
正(同)年十二月五日同 第六四三號

(大正五年六月十九日) 局一發  
中管甲第四一四號  
大正五年十二月十五日中管甲第六六二號

大正五年五月中管甲第二八二號停車場揭示取扱手續第一條第一種諸規程冊子ヲ左ノ各驛ニ配置ス  
但シ廻轉又ハ疊込揭示器ハ備付ヲ要セス

○新橋運輸事務所管内

有樂町、濱松町、田町、大井町、神奈川、辻堂、由比、櫻木町、鎌倉、大崎、五反田、目黒、恵比壽、澁谷、原宿、代々木、新宿(青梅街)、新大久保、高田馬場、目白、池袋、板橋、十條、大塚、巢鴨、駒込、御茶水、水道橋、牛込、市ヶ谷、四谷、信濃町、千駄ヶ谷、大久保、柏木、中野、荻窪、吉祥寺、境、日野、豊田

○名古屋運輸事務所管内

新居町、穂積、緒川、武豊

○金澤運輸事務所管内

刀根、疋田、新保、杉津、大桐、俱利伽羅、市振、親不知、筒石、名立、谷濱、郷津

○甲府運輸事務所管内

初狩、相原、橋本、淵野邊、長津田、中山、小机

○停車場揭示取扱手續ノ件

(大正五年十二月二十三日)  
中管運第二九四一號依命通牒

運輸事務所長

大正五年五月中管甲第二八二號停車場揭示取扱手續第十三條ニ依リ特種揭示ノ指定ヲ受クルモノニ對シテハ從來局長宛申請相成居候處自今物品  
請求券ニ其ノ事由並ニ特種揭示ナル旨ヲ記入シ運輸課經由經理課へ申出相成度運輸課ハ關係ノ向ト打合セノ上承認スヘキモノハ現品支給否認ス  
ヘキモノハ請求券返戻ノ取計可致候間右御了知有之度



○揭示時刻表記載方ニ就テ

(大正五年二月一日) 局報注意

從來自驛發車時刻表等ニ正午(晝)十二時及正子(夜)十二時ノ時刻ヲ掲出スルニ午前、午後ヲ誤記又ニ一般旅客ニ於テモ其ノ區別ニ因ム者アル哉ニ見受ラル仍テ自今正子十二時及同後何分ハ「夜」十二時又ハ「夜」零時何分ト正午十二時及同後何分ハ「晝」十二時又ハ「晝」零時何分ト記載スルコトニ注意ヲ要ス

○揭示板「電報取扱驛」品質一定ノ件

(大正六年三月二十六日) 中管經第四四二號通牒

大正五年五月中途甲第二八二號停車場揭示取扱手續ニ依ル揭示板中「電報取扱驛」ハ今後漸次木札ニ鐵板ヲ張リタルモノニ一定スルコトニ決定致候ニ付經理課ニ於テ逐次代理請求ノ上配給可致候條現品受領ノ上ハ現在掲用中ノ普通ハ札製ノモノハ返納手續(塗換ノ上他ニ轉用シ得ル場合ナ除ク)相成度

○待合所用長椅子ノ品質形狀及數量ノ件

(大正六年四月二十八日) 中管經第四六二號通牒

運輸事務所長 驛長

各驛待合所用長椅子ノ品質形狀及數量其ノ他左記ノ通相定メ條條右ニ依リ漸次整理相成度

一 品質形狀

(イ)一、二等待合所、海老茶色レンプ張付長六尺又ハ九尺

但シ現在キケンア張等ノモノハ張替ヲ要スル時期ニ於テアレンプ張ニ改メ兩凳付又ハ寸法相違ノモノハ毀損ニ至ル迄代用シ漸次改ムヘシ

(ロ)三等待合所(共同待合所、乘降場)

市制施行地所在驛(市制施行地ヲ勢力圍ニ特製板張(餐子張)付付木脚長六尺又ハ九尺

其ノ他ノ驛、鹽地並製板張(餐子張)付付鐵脚長六尺又ハ九尺

但シ現在板張ノモノ(餐ナキモノ)兩凳付ノモノキケンア張ノモノ寸法相違ノモノ等使用ノ向ハ毀損補充ヲ要スル時期ニ於テ漸次改ムヘシ

二 備付數量(別表ノ通)

但シ現在兩凳付ノモノ又ハ所定寸法ニ適合セサルモノ使用ノ向ハ換算ノ上代用スヘシ

三 本指定ニ伴ヒ現在數量ニ増減ヲ要スルトキハ所管運事ニ於テ品質形狀及驛ノ狀態等ヲ考査シタル上相互保管轉換ノ取計ヲ爲シ過不足アルトキハ經理課ニ申出其ノ指示ヲ俟チテ處理スヘシ

四、驛内模様替、改築等ノ爲爾後備付數量ニ變更ヲ要スル場合ハ大正五年十月中經訓第五八七號備付標準ニ基キ運輸事務所ニ於テ一應審査ノ上

追テ大正四年九月九日局報(甲)注意事項待合所用椅子品質一定ニ就テハ之ヲ廢止ス

長椅子備付表 (新 運)

備付箇所 名	一、二 等所 待合		備考 (内豫備 (6)=2)	三等待合所 (共同待合所)		備考 (内豫備 (6)=6)	乗降場上家 (同待合所)		備考
	九尺	六尺		九尺	六尺		九尺	六尺	
留川町	2	2	{内豫備 (6)=2}	6	6	{内豫備 (6)=6}	1	1	
井									
森田							1	1	
崎見							1	1	
川		2		2	1				
濱島	13						2	4	
町							2	2	
谷塚							3	6	
船							4	4	
澤		2					6	6	
堂							3	3	
崎		2					7	同	上4
塚							4	同	上2
宮		2					3	同	上4
津	3			5			7		
田							2	2	
北							2	2	
河							4	同	上1
柄							3		
場		2					2	2	
机							2	2	
山							4	同	
田							2	2	
邊		2					4	同	
沙							2	2	
品									
大									
蒲									
川									
鶴									
東									
神									
横									
高									
標									
程									
戸									
大									
藤									
辻									
茅									
平									
大									
二									
國									
松									
山									
駿									
足									
御									
小									
中									
長									
原									
淵									

[中管]

[中管]























### ○驛名停車時間乘換喚呼及物品呼賣方ニ就テ

(大正五年二月二十四日) (局報注意)

- 運輸従事員服務規程ニ掲クル驛名、停車時間乘換喚呼並立賣營業人ノ呼賣方ニ就テ左記各項ニ注意スヘシ
- 一 驛名、停車時間乘換喚呼ハ旅客指導ニ最必須ノモノニ付高聲ニ且音調ノ抑揚ヲ研究シ常ニ練習セシムルコト
  - 一 驛名等ヲ喚呼スヘキ警手、驛夫等ハ列車到着前適當ノ位置ニ配置シ喚呼ニ際シテ車窓(成ルヘク硝子戸ヲ開放シアル窓口)ニ向ヒ各車毎ニ(四輪車ハ一階ホギー車ハ二階位)高聲明晰ニ喚呼スルコト
  - 一 乘換驛ニ於ケル乘換線又ハ行先驛名喚呼ハ旅客カ聴取會得シ易キ簡單ナル驛名又ハ線名ヲ撰擇スルコト
  - 一 停車時間ハ驛長又ハ相當擔務者ニ於テ實際停車ノ時分ヲ驛シ合セ驛員、乗務員同一時分ヲ明晰ニ喚呼スルコト但シ停車中特ニ停車時間延長セル場合ハ其ノ理由ヲモ簡單ニ喚呼スルコト
  - 一 立賣營業人アル驛ニテハ驛名等ノ喚呼ヲ終リタル後ニ於テ呼賣ヲ爲サシメ喧噪ニ互ラサル様注意スルコト
  - 一 驛名等ノ喚呼ヲ多人數ニテ爲ストキハ自然喧噪ニ陥リ易キヲ以テ驛長ハ警手及驛夫中ヨリ適任者ヲ指定シテ喚呼セシメ又夜間ニ在リテハ車内ノ安靜ヲ妨ケサル様過度ノ低調ヲ用キシムルコト
  - 一 立賣營業人ノ呼聲ハ成ルヘク簡明ニ呼ハシメ夜間ニ在リテハ車内ノ安靜ヲ妨ケサル様特ニ注意セシムルコト
  - 一 乘換驛ニテハ乘換スヘキ終列車發車後ト進乘換驛タルコトヲ知ラシムル爲メ之ヲ喚呼スルコト
  - 一 喚呼用語ハ次ノ例ニ依ル
- 停車時間 「靜岡……何分停車」  
 乘換喚呼 「大船……横須賀行乘換」「大府……五分停車武豐線行乘換」「米原……五分停車……敦賀、福井、金澤方面行乘換」  
 電車乘務車掌ノ驛名喚呼 運轉中大驛名ノ呼方 「次ハ目黒……次ハ目黒」  
 到著ノ際驛名呼方 「目黒……目黒」  
 運轉中乘換驛名ノ呼方 「次ハ代々木……次ハ代々木……行(又ハ方面行)ノ御方ハ乘換」  
 到著ノ際乘換驛名ノ呼方 「代々木……代々木……行(又ハ方面行)ノ御方ハ乘換」  
 大正三年二月二十日東管注意事項驛名停車時間乘換喚呼方ニ就テ及大正三年二月神管注意事項停車時間唱呼方ノ件ハ之ヲ廢止ス

### ○停車場構内營業人從業心得

(大正五年六月二十四日) (中達甲第四二三號)

運輸事務所、驛

停車場構内營業人從業心得左ノ通定ム

〔中管〕

〔中管〕

### 停車場構内營業人從業心得(飲食店、出)

#### 第一 營業及從業人

- 一 左記事項ニ付許可ヲ得タル場合ハ其ノ開始月日ヲ驛長ニ届出ツヘシ
  - イ、營業
  - ロ、從業員ノ増減
  - ハ、營業品種ノ増減
  - ニ、建物及箱番ノ設置又ハ使用
- 二 營業人ハ諸規則命令ヲ遵守スルハ勿論營業上ノ取締ニ關シテハ總テ驛長ノ指揮ニ從フヘシ
- 三 鐵道係員ニ對シテハ掛賣ヲ爲スヘカラス
- 四 從業人ハ所定時間内業務ヲ怠ルヘカラス
- 五 從業人ハ不體裁若ハ不潔ナラサル服装ヲ爲シ旅客ニ對シテハ親切丁寧ヲ旨トスルヲ要ス
- 六 從業人ハ乗客ヨリ列車行先乘換其ノ他ニ付質問アリタル場合ハ親切ニ應答シ又自己ノ知ラサルコトハ其ノ旨驛員ニ通告シ了解セシムル等總テ應答ヲ正確ニスヘシ
- 七 從業人ハ常ニ頭髮、鬚髯等ノ手入れヲ怠ルヘカラス又傳染性病毒ニ犯サレタル者及皮膚疾患等ニテ一見旅客ノ嫌疑ヲ來スト認ムルモノハ從業スルコトヲ得ス
- 八 從業人ハ身體検査ヲ一年二回ツツ施行シ其ノ結果ヲ驛長ニ報告スルモノトス但シ必要ノ場合ハ臨時ニ施行セシムルコトアルヘシ
- 九 立賣人ハ可成十六歳以上五十歳未満ノ男子ニシテ別紙(甲圖)雛形ノ服装ヲ爲スヘシ
- 十 立賣人ハ濫リニ本屋及乗降場ノ待合室内ニ立入ルヘカラス
- 十一 立賣人ハ列車出發合圖後ハ縱令乗客ノ需メアルモ物品ノ販賣ヲ爲スヘカラス
- 十二 立賣人ハ常ニ釣錢ノ用意ヲ爲シ又列車出發ノ間際ニ故ラニ手間取り釣錢ヲ渡サス其ノ儘放棄セシメ或ハ旅客カ物品ヲ購ヒタル際少額ノ釣錢ヲ要スルモノニ對シ釣錢ナシト稱シテ「マツチ」其ノ他ノ物品等



押賣スルカ如キ行爲アルヘカラス  
 十三 立賣人ノ員數ハ概ネ上下列車ニ分レ營業シ得ル程度ニ於テ許可シアルカ故一方ノミノ列車停車ノ場  
 合全員與テ販賣開始スルトキハ徒ニ喧噪ヲ來スヲ以テ營業人ハ豫テ驛長ノ指揮ヲ受ケ其ノ營業區域ノ分  
 擔ヲ定メ置クヘシ

十四 立賣人カ列車到着スルヤ直ニ高調ヲ以テ呼賣ヲ開始スルトキハ驛名喚呼其ノ他乘客ニ對スル一般ノ  
 注意等ヲ一切沒了スルヲ以テ其ノ終リタル後適度ノ低聲ニテ簡明ニ呼賣ヲ爲スヘシ殊ニ夜間ノ列車ニ對  
 スル賣聲ハ不靜乘客ノ睡眠ヲ妨クルヲ以テ呼賣度數ヲ減シ努メテ低聲ニ爲スヘシ尙場合ニ依リ全ク其ノ  
 立賣若ハ呼聲ヲ禁スルコトアルヘシ

第二 販賣品

- 一 飲食物ニ關シテハ特ニ衛生上ノ注意ヲ爲スヲ要ス
- 二 辨當、鮎、并ノ如キ食物ヲ調理スル料理場ハ隨時本局員、事務所員又ハ驛長ニ於テ實地検査ヲ爲スコ  
トアルヘシ
- 三 販賣品ハ毎日驛長ノ検査ヲ受クヘシ
- 四 構内販賣ノ辨當、鮎、ナンドウキツチノ容器、容量及賣價ハ左記ノ通トス但シ特種ノ辨當、鮎類ハ此  
ノ限ニ在ラス

種類 容器製式 摘要 容量 一箇ノ賣價

上等辨當	木折箱	折箱ハ縦、横共内規四寸四分、深内規一寸二分トス	飯量 百目以上
入	方角形	但シ、ナツアキン、ヲ添付スヘシ	
菜同	同上	折箱ハ縦、横共内規四寸四分、深内規一寸トス	

〔中略〕

〔中略〕

並等辨當	木折箱	折箱ハ縦内規五寸五分、横内規三寸五分、深内規一寸	飯量 百目以上
入	長方形		
菜同	同上	折箱ハ縦内規五寸五分、横内規三寸五分、深内規八分トス	

普通鮎	同上	折箱縦内規五寸五分、横内規三寸五分、深内規一寸トス	金拾錢
-----	----	---------------------------	-----

サンドウ	同上	可成「サラダ」ノ如キモノヲ添ヘ乾燥及風味ヲ損スルコトナカラシムヘシ	金貳拾錢
------	----	-----------------------------------	------

五 上等辨當ハ並等ト共ニスルニアラサレハ携帯販賣スルコトヲ得ス  
 六 辨當及鮎類ニハ箸(袋入)及楊枝ヲ消毒ノ上必ス添フヘシ  
 七 辨當、鮎、「サンドウキツチ」等ノ包紙ニハ左記事項ヲ鮮明ニ印刷スヘシ但シ辨當包紙ノ地色ハ上等淡黄色、並等淡紅色ノモノヲ使用スヘシ

- 一 種類、等級、代價及製造店名
- 一 其ノ驛附近ノ名所又ハ旅客ノ案内トナルヘキ事項
- 一 本品ニ付不良又ハ不注意アリタルトキハ郵稅先拂ニテ申告希望ノ旨

八 辨當其ノ他物品ノ包紙ニハ廣告ニ類スル印刷物ヲ使用スヘカラス  
 九 構内ニテ販賣シ得ヘキ和酒、ビール並清涼飲料(ラムネ類ヲ除ク)ノ品種及賣價ハ別ニ之ヲ定ム  
 十 清涼飲料類ハ夏季中適宜ノ方法ヲ以テ冷却スヘシ



- 十一 酒類、清涼飲料類販賣人ハ可成紙製「コップ」ヲ添付シ又ハ旅客ノ需メニ應シ必ス「コップ」盃ヲ販賣スヘシ
  - 十二 酒類、清涼飲料類、罐詰類ノ立賣人ハ必ス栓抜、罐切等ヲ携帯スヘシ
  - 十三 牛乳及煎茶ノ容量並賣價ハ左記ノ通トス
    - 一 牛乳一合入容器共一瓶金六錢
    - 一 同 二合入 同 金十錢
  - 一 煎茶約二合入容器並茶碗一箇共一箇金四錢
    - 但シ旅客ノ要求アリタルトキハ右ノ外茶碗一箇ハ無代ニテ提供スヘシ
  - 十四 牛乳容器ハ必ス無色透明ノ硝子壺ヲ用ウヘシ
  - 十五 煎茶容器ハ土瓶ヲ用ヒ外部ニ驛名ヲ標記シ茶ハ必ス焙シタルモノヲ晒布袋ニ入レ用ウヘシ
  - 十六 煎茶ハ主トシテ辨當ニ附屬販賣セシムルモノニ付手不足又ハ品切れ等ノ理由ノ下ニ販賣セサルカ如キコトアルヘカラス
  - 十七 販賣人ハ旅客ニ對シ一旦販賣シタル牛乳、茶其ノ他ノ空瓶ノ返戻方ヲ請求スルカ如キコトアルヘカラス
  - 十八 割氷ハ必ス晒布包トシ五錢、三錢、二錢ノ三種トシテ販賣スヘシ
  - 十九 販賣品ハ其ノ品種ノ許ス限リ外部又ハ包裝ニ其ノ賣價ヲ記入シ特ニ酒類及清涼飲料類等ニハ驛名(營業人二人以上アル驛ハ營業人ノ屋號トモ)ヲ附記シタル小紙ヲ貼付スヘシ
  - 二十 餅、饅頭、麵麩其ノ他菓子類ハ豫メ適當ナル價格タケノモノニ包裝スヘシ但シ大形煎餅ノ如キ包裝シ難キ喫食品ハ必ス硝子蓋アル函ニ納ムヘシ
  - 二十一 煙草販賣人ハ必ス「マッチ」一箇ヲ無代ニテ煙草ニ添付スヘシ
  - 二十二 公衆電報取扱驛ノ營業人ハ本局ノ許可ヲ得テ可成郵便切手ヲ販賣スルコトニスヘシ
- 第三 立賣人携帯容器
- 一 構内立賣營業人ハ別ニ其ノ容器ヲ指定シタルモノヲ除クノ外ハ別紙(乙圖)ノモノヲ其ノ販賣品種ニ應

〔中管〕

〔中管〕

- シ適宜使用スヘシ但シ果物類ハ籐又ハ柳製ノ不體裁ナラサル手籠ヲ用ウルコトヲ得
  - 二 煎茶用土瓶及茶碗ヲ入ルヘキ函ハ別紙(丙圖ノ一)ノモノヲ使用スヘシ
  - 三 煎茶用湯沸ハ別紙(丙圖ノ二)ノ銅製約五升入ヲ限度トシタル銅壺式ノモノヲ使用スヘシ但シ丸形、楕圓形等ノモノモ使用スルコトヲ得
  - 四 牛乳立賣人携帯容器ハ別紙(丁圖)ノモノヲ使用スヘシ但シ角形、楕圓形等ノモノモ使用スルコトヲ得
  - 本器ハ金屬製ニシテ保温ノ爲相當數ノ瓶ヲ挿入シ置ク装置ノモノトシ夏季中ハ適宜ノ冷却法ヲ施シ腐敗ヲ防クヘシ
  - 五 割氷販賣ニ用ウル函ハ別紙(戊圖)ノモノヲ使用シ常ニ晒布ヲ覆ヒ塵埃ヲ附着ヲ防クヘシ
  - 六 新聞雜誌販賣ニ專用ノ容器ハ別紙(己圖)ノ函ヲ使用スヘシ
  - 七 函類ノ着色ハ外部漆黒、内部ハ春慶塗タルヘシ但シ割氷ハ白木製ノ函ヲ用ウルコトヲ得
  - 八 函ニ附屬ノ金具ハ總テ眞鍮トス
  - 九 懸紐ハ太キ木綿眞田織ヲ用ウヘシ
  - 十 函ノ兩側ニハ驛名及屋號ヲ漆朱書スヘシ
  - 十一 物品代價標ハ長方形ノ漆黑板トシ販賣品目代價ヲ右方ヨリ併列白書シ函ノ前面ニ掲クヘシ但シ茶、氷、新聞、雜誌用ノ函ニハ物品代價標ヲ掲ケサルモノトス
  - 十二 立賣携帯容器置臺ヲ構内ニ据置ク場合ハ總テ所管運輸事務所長ノ承認ヲ受クヘシ
  - 十三 立賣携帯容器置臺ハ左記寸法以內ノモノニシテ可成疊込ミ装置トシ自由ニ移轉シ得ラルル構造タルヘシ尙其ノ形狀ハ不體裁ナラサル木造ニシテ相當着色ヲ要ス
    - 長、幅、高サ各三尺以內
- 第一 營業及從業人
- 一 左記事項ニ付許可ヲ得タル場合ハ其ノ開始月日ヲ驛長ニ届出ツヘシ
  - イ、營業
    - 停車場構内營業人從業心得(人力車、馬、自働車)



ロ、車輛ノ増減

ハ、建物及箱番ノ設置又ハ使用

- 二 營業人ハ諸規則命令ヲ遵守スルハ勿論營業上ノ取締ニ關シテハ總テ驛長ノ指揮ニ從フヘシ
- 三 從業人ハ所定時間内ハ必ス出場從業スヘキモノトス
- 四 從業人ノ故意過失等ニ因リ乘客ニ對シ損害ヲ及ホシタルトキハ速ニ營業人ニ於テ之ヲ賠償スルモノトス
- 五 從業人ノ服裝ハ不潔、不體裁ナラサル適當ノモノヲ撰ミ總テ應對ニ關シテハ親切丁寧ヲ旨トスヘシ
- 六 從業人ハ正直、強健ニシテ地方ノ地理ニ精通シ居ルモノタルヘシ
- 七 從業人ハ常ニ衛生上ノ注意ヲ拂ヒ傳染病、皮膚病患者其ノ他旅客ノ嫌疑ヲ來スト認ムルモノハ從業スルコトヲ得ス
- 八 從業人ハ身體検査ヲ一年二回ツツ施行シ其ノ結果ヲ驛長ニ報告スルモノトス但シ必要ノ場合ハ臨時ニ施行セシムルコトアルヘシ
- 九 從業人ハ濫リニ乗車ヲ促シ又所定ノ賃金以外ヲ請求スヘカラス
- 十 從業人ハ營業場並其ノ附近ヲ掃除シ常ニ清潔ヲ保持スヘシ

第二 車輛、馬匹

- 一 車輛ハ各地方廳ノ定ムル所ニ依リ其ノ検査ヲ受ケ其ノ旨驛長ニ申出ツヘシ
  - 二 車輛ハ清潔、堅牢ヲ旨トシ不體裁ナラシムヘカラス
  - 三 車輛附屬物ハ時々消毒ヲ爲スヘシ
  - 四 馬匹ハ強健、溫良ナルヲ撰ミ乘客ノ迷惑ヲ來サシメサル様注意スヘシ
- 停車場構内營業人從業心得(手荷物)  
 一 左記事項ニ付許可ヲ得タル場合ハ其ノ開始月日ヲ驛長ニ届出ツヘシ  
 イ、營業  
 ロ、運搬人ノ増減

【中管】

ハ、建物及箱番ノ設置又ハ使用

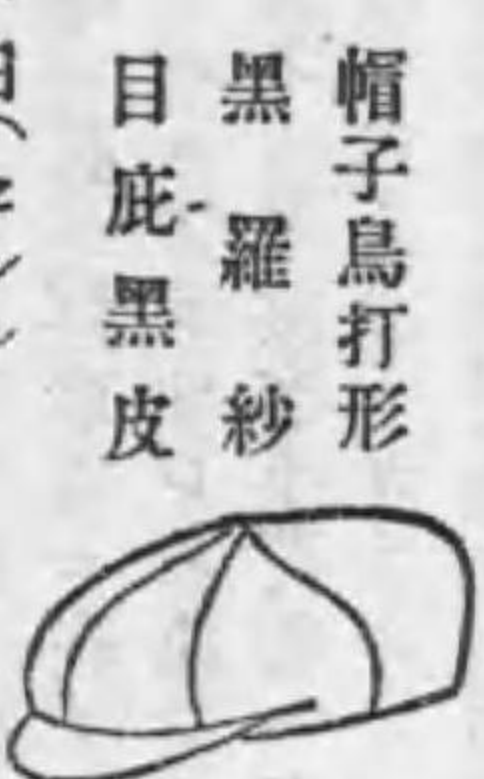
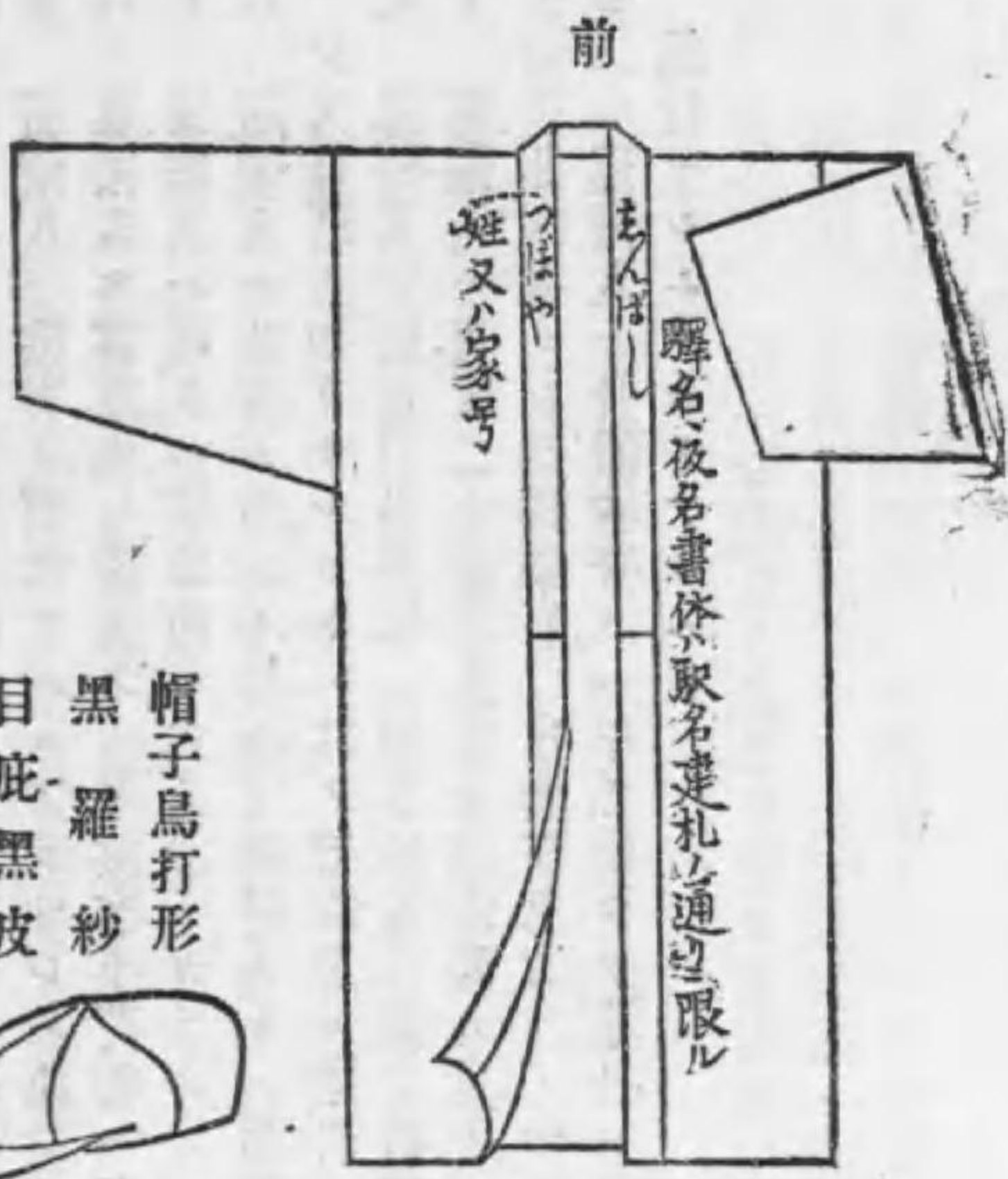
- 二 營業人ハ諸規則命令ヲ遵守スルハ勿論營業上ノ取締ニ關シテハ總テ驛長ノ指揮ニ從フヘシ
- 三 運搬人ハ旅客ノ依頼ニ應ジ停車場構内ニ於テ手荷物運搬ノ勞務ニ服スルモノトス
- 四 運搬人ハ列車發着ノ際ハ必ス停車場ニ在リテ其ノ業ニ從事スヘキモノトス
- 五 運搬人ハ旅客ノ要求アルニアラサレハ決シテ手荷物ノ運搬ヲ促スコトヲ得ス
- 六 運搬人ハ客車内ニ搬入スヘキ旅客手荷物ハ車内網棚又ハ腰掛下ニ容レ得ル程度ノモノトス
- 七 運搬人ハ濫リニ客車内ニ立入ルヘカラス
- 八 運搬人ハ旅客ニ對シ不都合ノ舉動ナキハ勿論列車行先、乗換其ノ他ニ付質問アリタル場合ハ親切ニ應答シ又自己ノ知ラサルコトハ其ノ旨驛員ニ通告シ了解セシムル等總テ應答ヲ正確ニスヘシ
- 九 運搬人ノ故意、過失等ニ因リ旅客ニ對シ損害ヲ及ホシタルトキハ速ニ營業人ニ於テ賠償スルモノトス
- 十 運搬人ハ可成二十歳以上五十歳未満ノ男子ニシテ別紙雛形ノ服裝トシ常ニ身體、服裝ヲ清潔ニスヘシ
- 十一 運搬人ニシテ傳染病、皮膚病患者其ノ他旅客ノ嫌疑ヲ來スト認ムルモノハ從業スルコトヲ得ス
- 十二 運搬人ハ身體検査ヲ一年二回ツツ施行シ其ノ結果ヲ驛長ニ報告スルモノトス但シ必要ノ場合ハ臨時ニ施行セシムルコトアルヘシ

【中管】



甲

法被、紺無地木綿、印ハ凡テ白抜キ染メノコト  
但シ夏季(自七月一日)ハ淺黄納戸地木綿ノ  
モノ(印白抜キ染)ヲ着用スルコトヲ得



夏季(自七月一日)ハ白(セル)  
鳥打形トス  
以上二驛内ニ於テハ各人同一ノ服装トスルコト

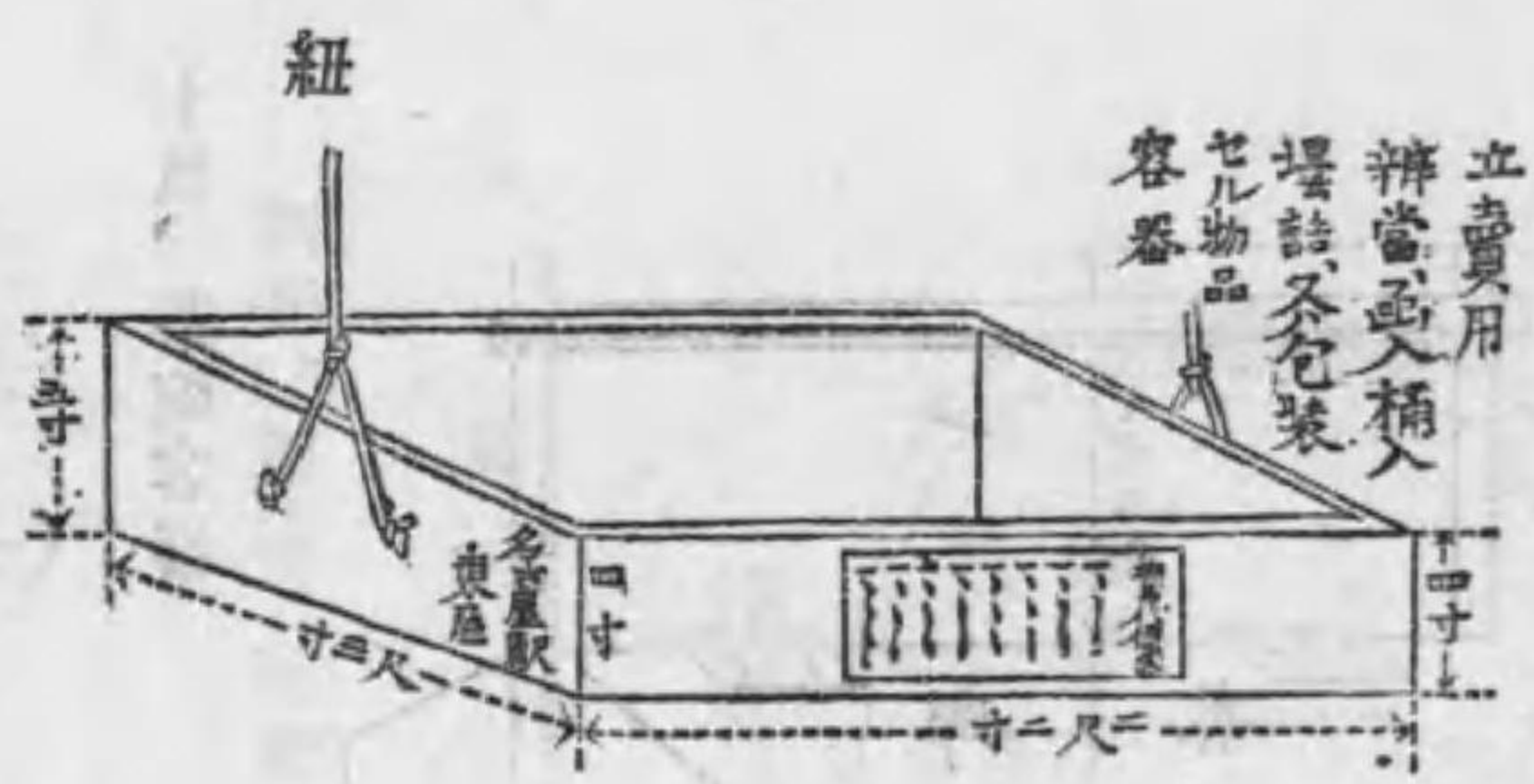
附次順シ應ニ數ノ子賣  
ストノモルス 後



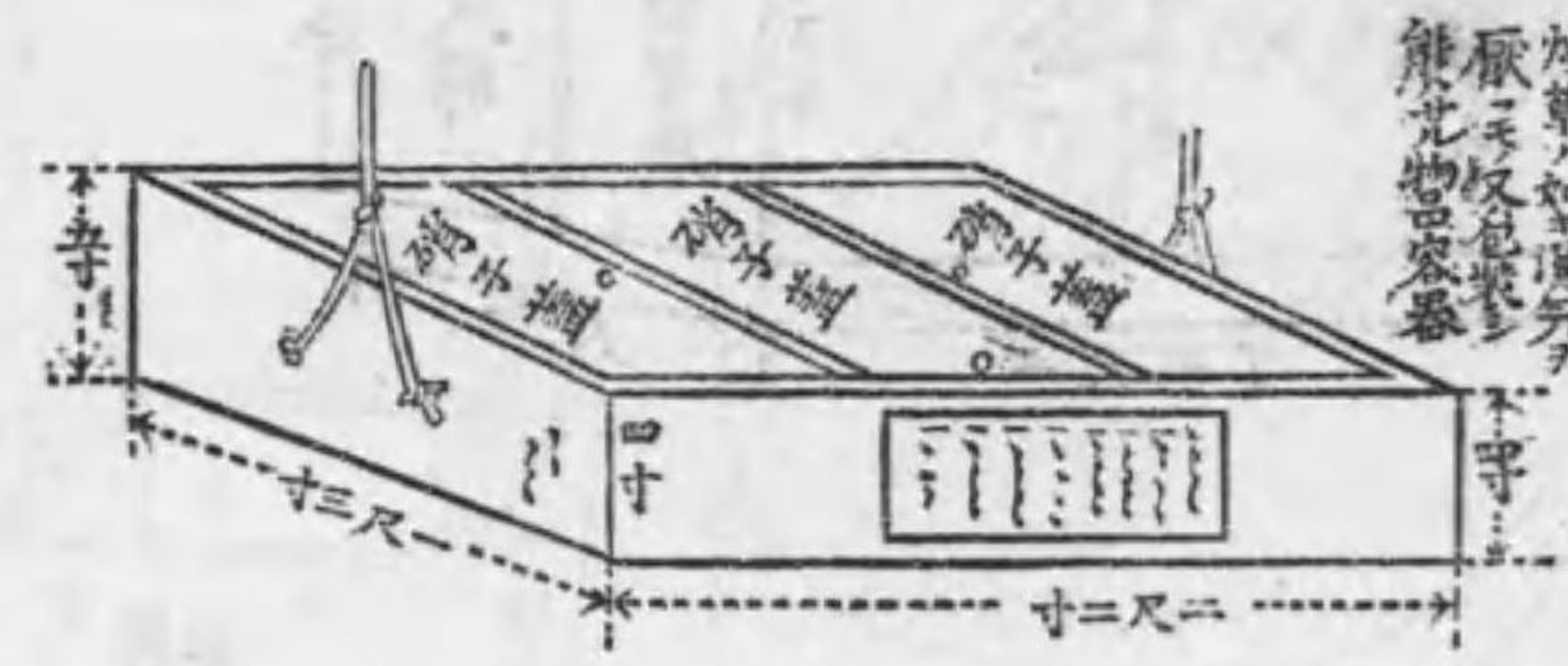
腹掛、股引、「バツチ」ハ法被ト同色ノモノトス、(圖ハ略ス)  
履物ハ靴又ハ麻裏草履トス  
但シ草履ノ時ハ足袋履トス

乙

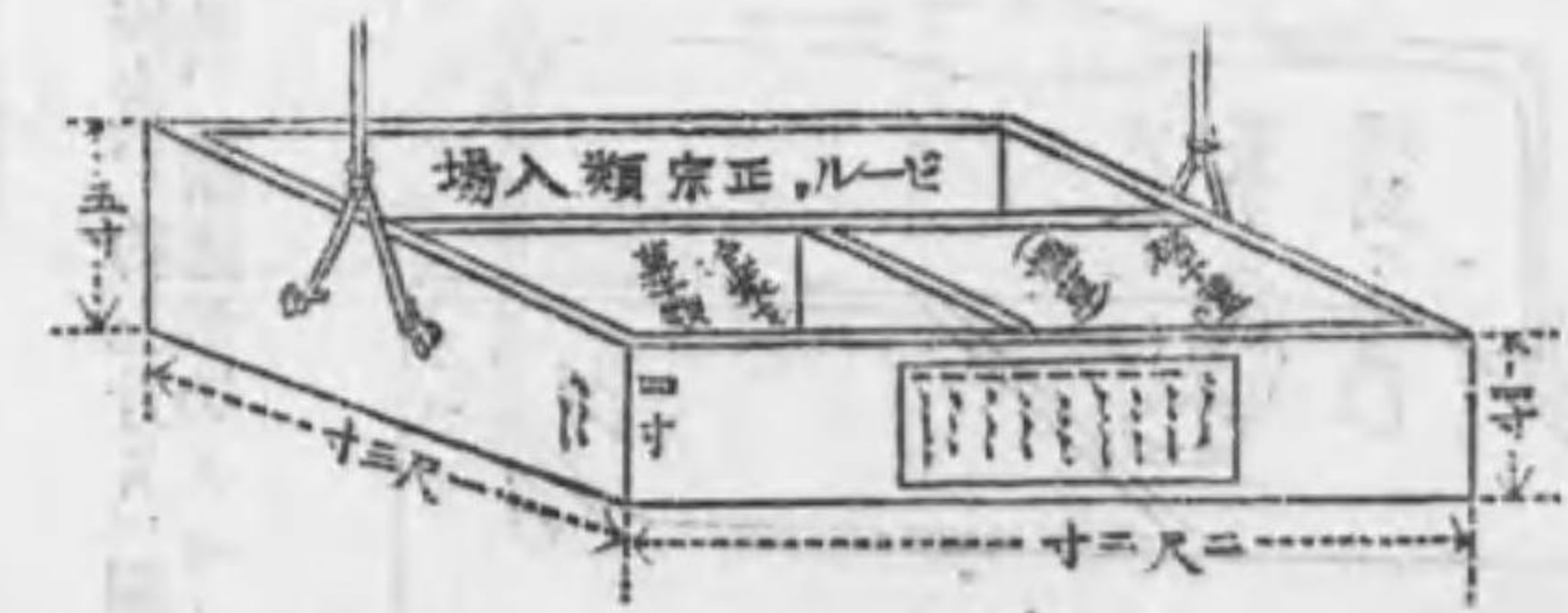
(一) 圖



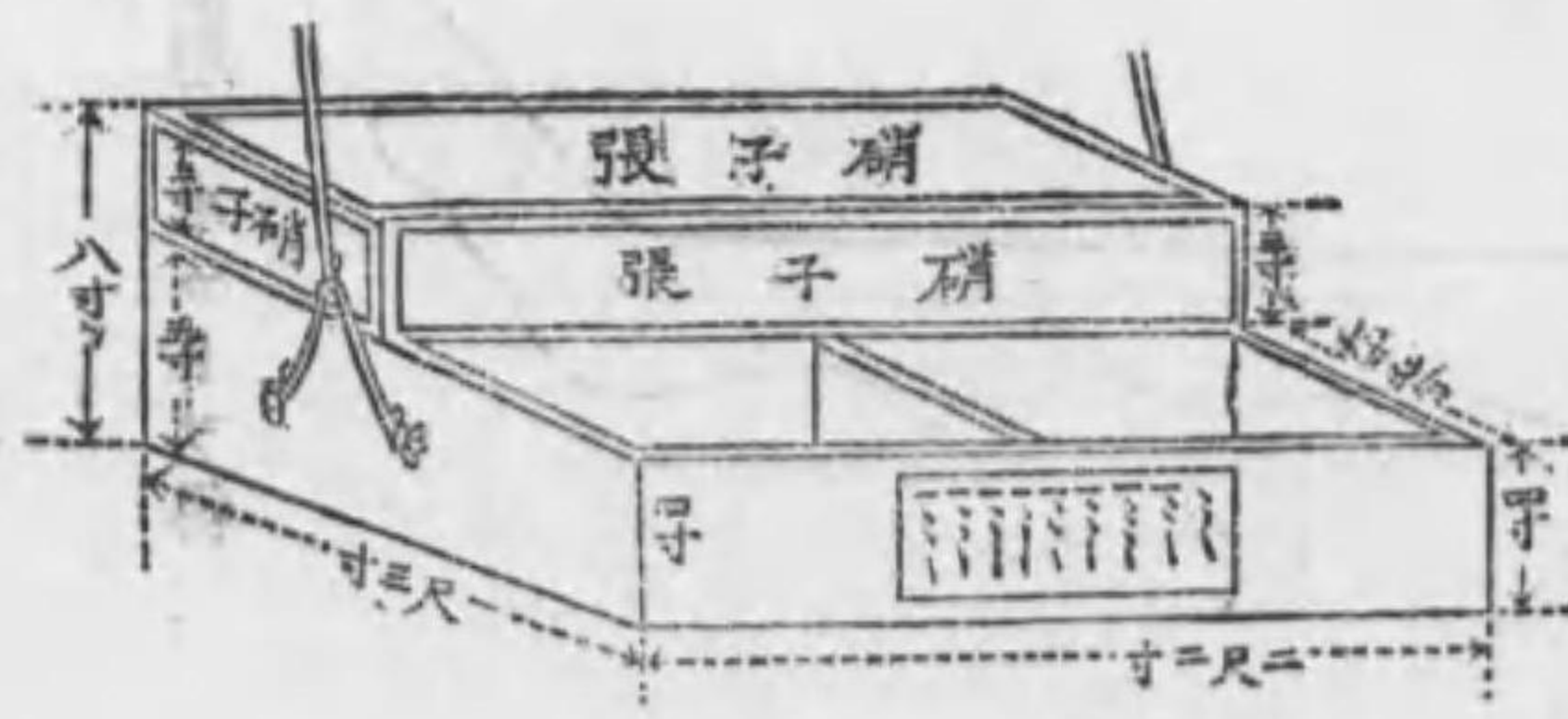
(二)



(三)



(四)



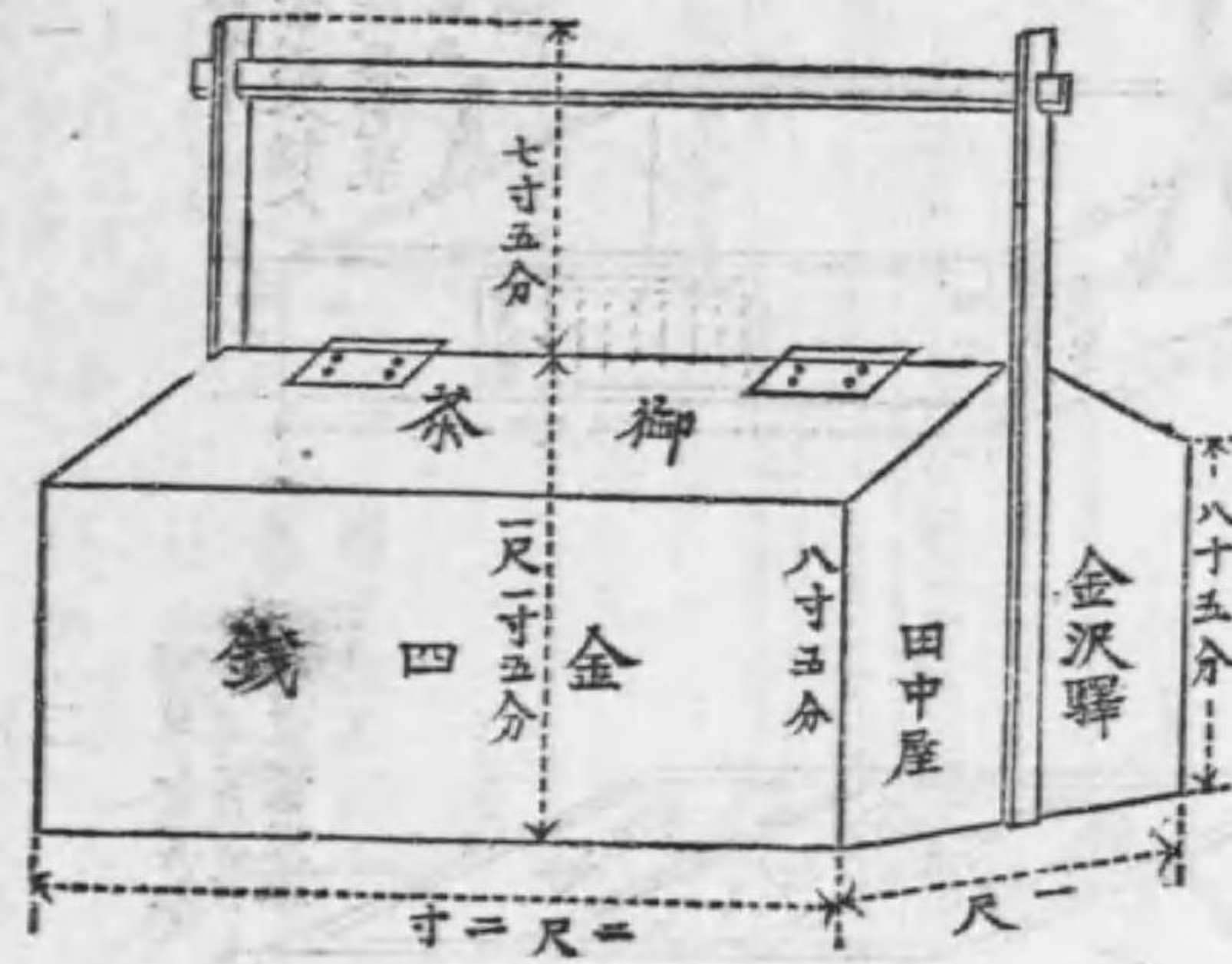
立賣品ノ種類ニヨリ(乙圖(一)ヨリ(四)マデ)本寸法ノ範圍内ニ於テ適宜加工使用スルコトヲ得



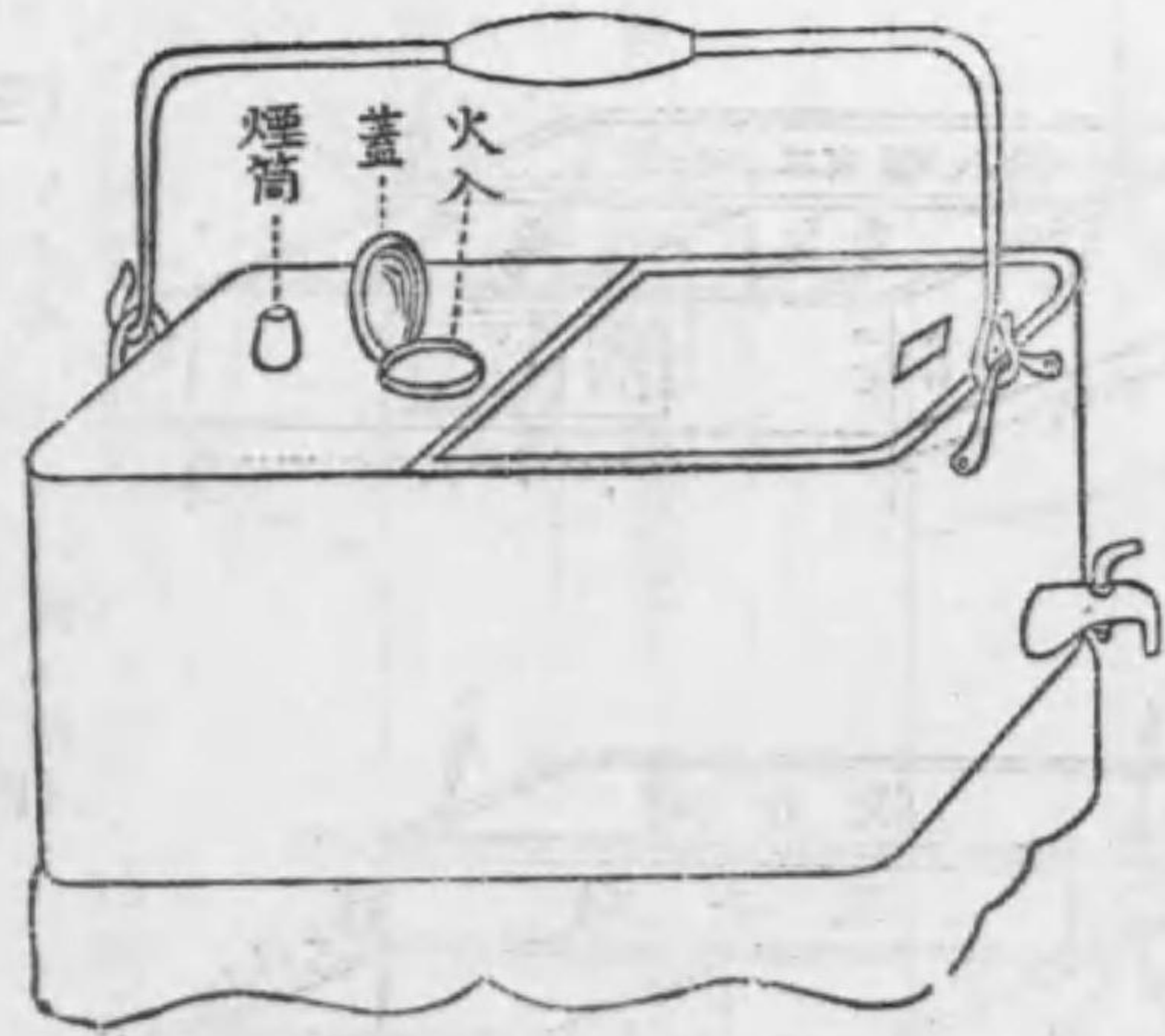
丙

圖

土瓶、茶碗容器



煎茶用銅壺、約五升入(銅製)  
本器ハ丸、楕圓形等ノモノモ使用スルコトヲ得



丁

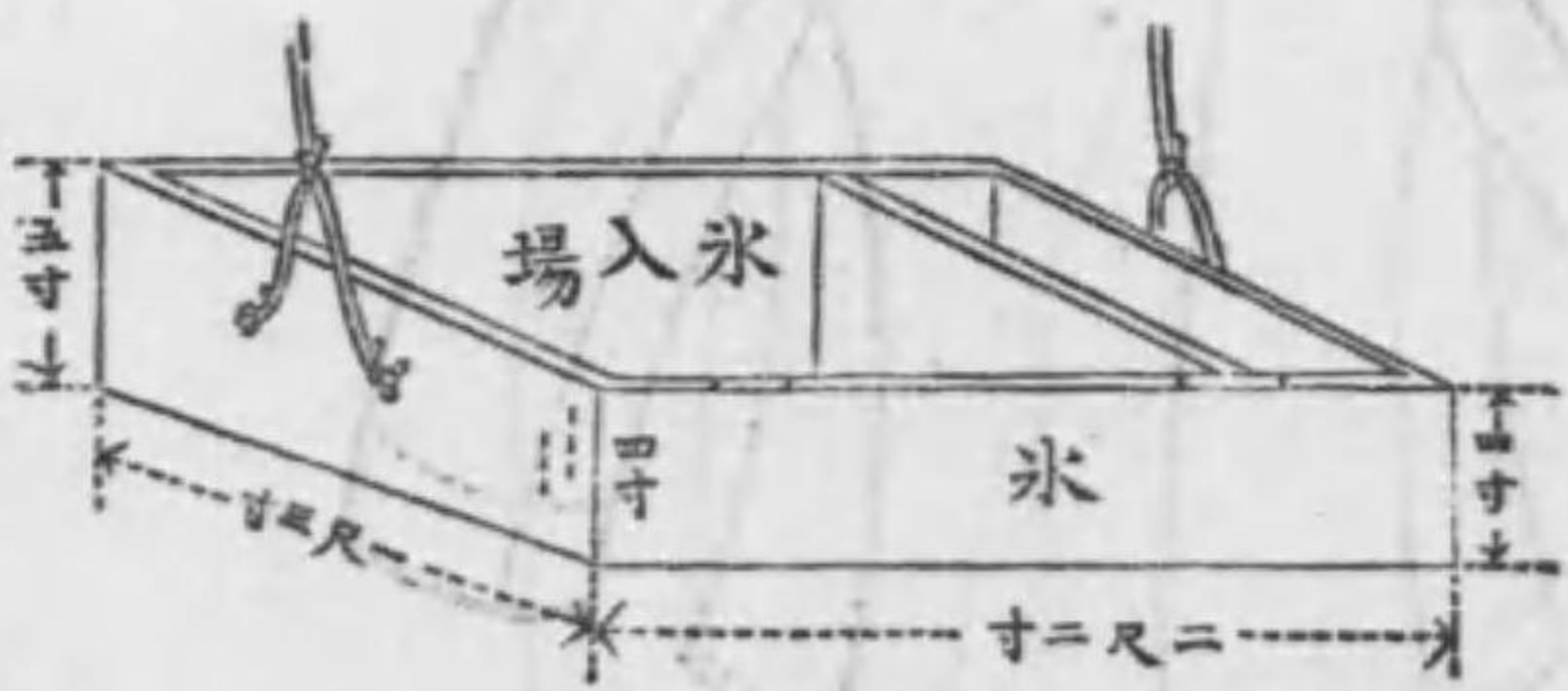
圖

牛乳瓶容器 本器ハ角、楕圓形等ノモノモ使用スルコトヲ得



戊

割氷容器



〔中管〕

巳

圖

新聞、雜誌、販賣専用

以上携帶容器ハ驛ノ状況ニ依リ右ノ容積ヲ要セサル向ニ在ラハ形式ヲ變更セサル範圍内ニ於テ其ノ寸法ニ多少斟酌ヲ加ヘ製作スルモ差支ナシ





手荷物運搬人服制

上衣脊廣仕立  
紺又ハ黑色毛織物ニ限ル  
釦ハ黑色水牛製トス  
左ノ胸ニ番號ヲ附ス



〔中管〕

〔中管〕

帽 小判形赤色

正面ニ手荷物運搬人ノ六字ヲ付ス



番號金具



半袴

色及地質ハ上衣ニ同シ  
足部ハ脚袴及足袋又ハ靴ヲ穿ツヘシ





01234  
56789

色金字數

章徽子帽

繡頭饅白

人搬運物荷手

○驛構内販賣和酒、清涼飲料並「ビール」ノ品種限定及賣價一定ノ件

驛構内物品販賣人ニ於テ販賣シ得ヘキ和酒、清涼飲料並「ビール」ノ品種限定及賣價一定ノ件  
日ヨリ實施ス依テ此ノ旨各營業人ニ傳達シ遵守セシムヘシ但シ「ラムネ」類ハ之ヲ限定セズ

兵庫縣武庫郡魚崎町	山崎合資會社	櫻ノ正	新橋、名古屋及金澤運輸事務所管内
大坂市東區平野町二丁目	石崎合資會社	菊正	新橋、甲府及金澤運輸事務所管内
兵庫縣武庫郡御影町	本嘉納會社	月桂	名古屋、甲府及金澤運輸事務所管内
兵庫縣武庫郡御影町	大倉恒吉	泉正	新橋及名古屋運輸事務所管内
京都府紀伊郡伏見町	辰馬本家商店	白鹿	名古屋及甲府運輸事務所管内
兵庫縣武庫郡西宮町	間瀬昇太郎	赤心正	名古屋及金澤運輸事務所管内
愛知縣知多郡龜崎町	間瀬昇太郎	世界長正	名古屋及甲府運輸事務所管内
兵庫縣武庫郡御影町	小西新右衛門	日界本正	名古屋及金澤運輸事務所管内
兵庫縣川邊郡伊丹町	鈴木合名會社	白正	新橋運輸事務所管内
兵庫縣武庫郡魚崎町	發賣元東京加島商店	鹿正	甲府運輸事務所管内
兵庫縣武庫郡今津村	本辰酒造株式會社	褒賞正	金澤運輸事務所管内
兵庫縣武庫郡今津村	本辰酒造株式會社	スミレ正	
兵庫縣武庫郡今津村	本辰酒造株式會社	東自正	
石川縣鹿島郡七尾町	花本清兵衛	千代ノ正	
兵庫縣武庫郡西地町	花本清兵衛	富代ノ正	
京都市上京區堺町	花本清兵衛	金富代ノ正	

第二編 運輸 第六章 雜則

二百九十五



清涼飲料ノ部

製造元	品名	販賣區域
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	三ツ矢サイダー	新橋、名古屋及甲府運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	三ツ矢 平野水	新橋、甲府及金澤運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	金線 サイダー	新橋及甲府運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	地球 サイダー	新橋及甲府運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	米山 サイダー	名古屋及甲府運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	リボン サイダー	名古屋及金澤運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	布引 サイダー	新橋運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	有馬 サイダー	名古屋運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	三ツ星 サイダー	新橋運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	養老 サイダー	名古屋運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	月姫 サイダー	金澤運輸事務所管内
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	梅鉢 サイダー	
東京府日本橋區坂本町 帝國鐵泉株式會社	以上賣價ハ各種共一場十三錢以内トシ向驛所在地ノ市價ヲ超過セシムヘカラス	

以上賣價ハ各種共左記ノ通トシ向驛所在地ノ市價ヲ超過セシムヘカラス  
大樽 二十五錢以内 小樽 十五錢以内

○驛構内物品立賣人ノ販賣方ニ就テ

驛構内物品立賣人カ列車出發合圖後ニ於テ乘客ニ對シ物品ヲ販賣スルハ列車ノ運轉ニ伴ヒ之カ授受ノ爲メ相互間ニ不慮ノ災禍ヲ招クノ虞アリ危險ナルノミナラス延テ各種ノ問題ヲ惹起スルノ因トモナルヘキニ付驛長ハ立賣人ナシテ斯ル所爲ナカラシムルハ勿論發合列車出發合圖前ト雖其ノ時分ニ注意シ努メテ危險ノ行爲ヲ避ケシムルコトニ嚴重取締ヲ要ス

○驛構内立賣人呼聲禁止ノ件

來ル四月一日ヨリ驛構内立賣人呼聲ヲ午後十一時ヨリ翌日午前五時迄ノ間禁止スルコトニ相成候ニ付此ノ旨營業人ニ傳達シ勵行セシメラレ度

○院外線内ニ於テ一時限乘客及貨物運賃割引施行ノ場合取扱方

連帶社線内ニ於テ一時限乘客及貨物運賃割引施行ノ場合ハ關係運輸事務所及接續驛ニ於テ當該鐵道ノ通知ノミニ依リ取扱フヘシ  
大正三年十月十九日東達第二五五八號ハ之ヲ廢止ス

○停車場構内諸營業ニ關スル書類取扱方

停車場構内諸營業等ニ關スル書類ハ自今左記ニ依リ取扱フヘシ  
一 驛長ニ於テ構内營業ノ出願ヲ受理シタルトキハ右願書ヲ運輸事務所長ニ差出シ運輸事務所長ハ之ニ必要ト認ムル關係書類ヲ添ヘ意見ヲ附シ本局ニ提出スヘシ但シ建物、箱番等ノ設置並使用ニ就テハ保線事務所長ト協議シ其旨附記スヘシ



- 二 營業許可書ハ運輸事務所長及驛長經由本人ニ交付ス但シ建物、箱番等ニ關スルモノハ保線事務所長ニ回覽スルモノトス
  - 三 驛長ハ請書ヲ徵シ運輸事務所長經由本局ニ提出スヘシ
  - 四 許可ノ取消、條件變更等ノ場合ハ前各項ニ準據スヘシ
  - 五 前各項ハ物産陳列函並廣告標等ニ準用スヘシ
- 大正三年十一月東達甲第四九號其ノ他本達ニ牴觸スル諸達ハ之ヲ廢止ス

○橫濱支倉庫出入品小運送ノ件

(大正四年十一月十七日 中途甲第三三九號)

新橋運輸、保線事務所  
橫濱支倉庫、東橫濱驛  
橫濱機關車、保線區

- 東橫濱構内經理課橫濱支倉庫出入品小運送手續左ノ通定ム
- 一 申込方 小運送ヲ要スルトキハ左記様式ノ申込書ヲ支倉庫經由提出セシメ東橫濱驛長ニ於テ施行方取計フヘシ
- 二 貨車數 充用車數ハ運輸事務所長ノ承認アル場合ノ外甘輛ヲ超過スヘカラス
- 三 小運送區間 橫濱港荷扱所、櫻木町川岸荷揚場及海陸連絡線ノ途中ヨリ分岐セル側線ト倉庫線トノ相互間
- 四 積卸 積卸及之ニ要スル器具ハ凡テ小運送申込人ノ負擔トス但シ特ニ契約アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 五 積載方 大貨物運送ニ關スル一般ノ規程ヲ準用ス、一般ノ規定ニ依リ難キモノハ運轉上支障ナキ限り驛長ニ於テ機關車主任及保線區主任ト打合セ處理スヘシ
- 六 機關車 特ニ機關車ノ準備ヲ要スルトキハ東橫濱驛長ノ請求ニ依リ運輸事務所ニ於テ手配スヘシ
- 七 施行順序 數口ノ小運送申込アリタル場合ニ於ケル施行順序ハ驛支倉庫打合ノ上支倉庫ニ於テ決定スヘシ
- 八 料金 毎日小運送開始前申込人ヨリ左記料金ヲ徵收(收入科目諸車貸付料)スヘシ  
貨車一車一日又ハ其ノ未滿毎ニ金貳圓  
但シ一日トハ午前零時ヨリ夜半十二時迄トシ「ボギー」車ハ二車ヲ二車ニ換算ス

〔中管〕

〔中管〕

- 九 車輛毀損辨償金 積卸其ノ他ノ爲車輛ヲ毀損セシメタルトキハ小運送申込人ヲシテ修繕費ヲ辨償セシム
  - 十 條件 本小運送ハ東橫濱驛構内作業ノ間合ヲ見計セ營業上ニ支障ヲ及ボササル範圍ニ於テ施行スルモノトス從テ當局ノ都合ニ依リ何時ニテモ中止若ハ變更スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ本運送申込人ハ何等異議ヲ申立ツルコトヲ得サルハ勿論之カ爲損害ヲ生スルコトアルモ當局其ノ責ニ任セス
- 明治四十四年十二月中管乙第二三三三號及明治四十五年一月中管乙第一二三號ハ之ヲ廢止ス

小運送申込書 (申込書書式)

- 一品目數量
- 一小運送區間
- 一使用貨車數
- 一期間
- 右貴局所定ノ小運送手續ニ依リ運送相成度候也
- 年月日
- 申込人名
- 中部鐵道管理局宛

○岐阜驛上毛モスリン株式會社專用側線へ貨車出入ノ件

(大正四年十月九日 中途甲第二三九號) 名古屋運輸事務所、岐阜驛

岐阜驛構内ニ於テ連絡スル上毛モスリン株式會社專用側線へ貨車出入方左ノ通契約シタルニ付右ニ依リ取扱フヘシ

契約書

岐阜停車場(以下單ニ驛ト稱ス)構内ヨリ上毛モスリン株式會社工場ニ至ル專用側線ニ貨車ヲ出入セシムルニ付中部鐵道管理局長ヲ甲トシ上毛モスリン株式會社取締役ヲ乙トシ左ノ通契約ス



ルモノトス、  
 第貳條 貨車及貨物ノ受授ハ專用線ト驛構内側線トノ分岐點(沙留起點二五二哩四七鎖附近)ニ於テ爲シタルモノト看做ス  
 第參條 專用線ニ入りタル貨車ハ乙ニ於テ六時間以内ニ積卸ヲ了シ驛ニ引渡スモノトス  
 第四條 乙カ前條ノ時間内ニ引渡ヲ爲ササルトキ又ハ貨車ノ使用ヲ見合セタルトキハ乙ハ鐵道院大貨物等級及運賃表所定ニ準シ貨車留置料又ハ違約金ヲ甲ニ支拂フモノトス  
 第五條 專用線内ニ於テ生シタル一切ノ損害ハ乙ニ於テ之ヲ負擔ス但シ破損車輛ノ修理ハ甲ニ於テ施行シ乙ハ其ノ費用ヲ甲ニ支拂フモノトス  
 第六條 本契約ノ期間ハ大正五年三月三十一日迄トス但シ滿期前當事者ヨリ何等提議ヲ爲ササルトキハ次ノ一箇年間引續キ其ノ效力ヲ有シ爾後此ノ例ニ依ル  
 本契約ヲ證スル爲契約書ニ通テ作成シ各自一通ヲ所持スルモノトス  
 大正四年七月三十一日

中部鐵道管理局長 長谷川 謹介  
 上毛モスリン株式會社專務取締役 松尾 久 男

○平塚驛砂利線へ貨車出入ニ關スル件

(大正五年二月一日) 新橋運輸事務所、平塚驛  
 (中途甲第三二號)

平塚驛構内ヨリ分岐シ馬入川岸ニ至ル側線ニ貨車出入方ニ關シ左ノ通契約締結シタルヲ以テ之ニ依リ取扱フヘシ  
 側線ニ出入スル貨車及機關車報告方ハ明治四十一年鐵計調發第五九八號ニ準シ機關車運轉料金ハ其ノ都度諸料金切符ヲ以テ收入スヘシ  
 契約書  
 平塚停車場ヨリ分岐シ馬入川岸ニ至ル側線(以下單ニ側線ト稱ス)ニ貨車ヲ機關車ニテ牽引出入セシムルニ付中部鐵道管理局長長谷川謹介ヲ甲トシ桑本廣吉ヲ乙トシ且宮代甚七ヲ丙トシ左ノ通契約ス  
 (中管)

第一條 貨車ノ出入ハ平塚停車場、馬入川岸間甲ニ於テ甲ノ所有スル機關車ヲ以テ之ヲ施行スルモノトス  
 第二條 機關車出入回数、運轉時刻及牽引車數ハ甲ニ於テ之ヲ定ムルモノトス  
 第三條 乙及丙ハ機關車運轉料金トシテ牽引車數ニ不拘一往復ニ付金壹圓ヲ甲ニ支拂フモノトス  
 第四條 側線内ニ入りタル貨車ハ乙又ハ丙ニ於テ六時間以内ニ積卸ヲ了シ次回入線ノ機關車ヲ以テ平塚驛ニ返還スルモノトス  
 第五條 乙又ハ丙カ前條ノ時間内ニ返還ヲ爲ササルトキ又ハ貨車使用ヲ見合セタルトキハ乙又ハ丙ハ鐵道院所定ニ準シ貨車留置料又ハ違約金ヲ甲ニ支拂フモノトス  
 第六條 側線内ニ於テ甲ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ生シタル一切ノ損害ハ乙及丙ノ負擔トス但シ破損シタル甲所有物件ノ修理ハ甲ニ於テ之ヲ爲シ乙及丙ハ其ノ費用ヲ甲ニ支拂フモノトス  
 第七條 本契約ニ因リ生シタル債務ハ乙及丙連帶シテ其ノ責ニ任ス  
 第八條 本契約ノ期限ハ大正五年三月末日迄トス但シ滿期前當事者ヨリ何等提議ヲ爲ササルトキハ引續キ一箇年間其ノ效力ヲ有シ爾後此ノ例ニ依ル  
 大正五年二月一日

中部鐵道管理局長 長谷川 謹介  
 神奈川縣中郡須馬村馬入二千七百三十六番地 桑本 廣吉  
 神奈川縣中郡須馬村馬入二千六百七十八番地 宮代 甚七

○明治神宮造營局工務所專用側線ニ出入スル貨車及貨物取扱方

(大正五年二月二十三日) 新橋運輸事務所、原宿驛、  
 (中途甲第八〇號) 新宿驛、新宿車掌監督  
 原宿驛ヨリ分岐スル明治神宮造營局工務所專用側線ニ貨車出入方ニ關シ左ノ通契約締結シタルヲ以テ本側線ニ出入スル貨車及貨物ハ本契約及左記各項ニ依リ取扱フヘシ  
 一 貨物ノ受授ニ關スル取扱ハ當該列車車掌ニ於テ擔當シ其ノ他ノ取扱ハ新宿驛ニ於テ之ヲ爲スヘシ



- 一 貨物通知書ハ新宿驛ニ於テ一列車分取纏ノ貨物引渡判取帳ト共ニ車掌ニ交付シ車掌ハ受授手續終了ノ上直ニ之ヲ新宿驛ニ返付スヘシ
- 一 側線ニ出入スル貨車及機關車ハ明治四十一年鐵計調發第五九八號(法規運輸帳表)ニ準シ報告スヘシ
- 一 貨車出入料金ハ本年二月十四日達第八八號(四イニ定ムル運賃中ニ包含スルモノトス

契約書

原宿停車場構内ヨリ分岐スル明治神宮造營局工務所引込線(以下單ニ引込線ト稱ス)ハ貨車ヲ出入セシムルニ付中部鐵道管理局長長谷川謹介ヲ甲トシ明治神宮造營局長塚本清治ヲ乙トシ左ノ通契約ス

- 第一條 貨車ノ出入ハ甲ニ於テ甲ノ所有スル機關車ヲ以テ施行スルモノトス
  - 第二條 機關車ノ出入回数運轉時刻及牽引車數ハ甲ニ於テ之ヲ定ムルモノトス
  - 第三條 貨車出入料金ハ別ニ之ヲ定ムルモノトス
  - 第四條 貨車及貨物ノ受授ハ引込線内貨物積卸場ニ於テ之ヲ爲スモノトス
  - 第五條 引込線ニ入りタル貨車ハ乙ニ於テ六時間以内ニ積卸ヲ了シ次回入線ノ機關車ヲ以テ甲ニ返還スルモノトス
  - 第六條 乙カ前條ノ時間内ニ返還ヲ爲ササルトキ又ハ貨車ノ使用ヲ見合セタルトキハ乙ハ鐵道院所定ニ準シ貨車留置料又ハ違約金ヲ甲ニ支拂フモノトス
  - 第七條 甲ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル損害ヲ除クノ外引込線内ニ於テ生シタル一切ノ損害ハ乙ノ負擔トス但シ破損シタル甲所有物件ノ修理ハ甲ニ於テ之ヲ爲シ乙ハ其ノ費用ヲ甲ニ支拂フモノトス
  - 第八條 本契約ハ引込線ノ存置スル限リ其ノ效力ヲ有シ當事者ノ一方ハ六月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得ルモノトス
- 本契約ヲ證スル爲契約書二通ヲ作成シ各自一通ヲ所持スルモノトス
- 大正五年二月十五日

中部鐵道管理局長 長谷川 謹介  
明治神宮造營局長 塚本 清治

(中書)

○荷物取扱請負人規程、荷物取扱所規程及荷物取扱所帳表類及收入金取扱手續

(大正四年十二月十五日)  
(中達甲第三八五號)

局一般

(中書)

荷物取扱請負人規程、荷物取扱所規程及荷物取扱所帳表類及收入金取扱手續左ノ通定メ大正五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

左記諸達ハ之ヲ廢止ス

- 一 大正三年三月神管達第五八四號小荷物及速達貨物取扱受負人ニ關スル規程
- 一 同神管達第五八五號小荷物及速達貨物取扱所ニ關スル規程
- 一 大正二年十二月東達第二一四九號小荷物取扱所ニ關スル規定
- 一 明治四十四年九月西管達第二五〇一號小荷物取扱受負人帳表類及收入金取扱手續
- 一 同 西管達第二五〇二號小荷物取扱所ヲ所管スル驛所ノ取扱手續
- 一 明治四十五年一月西管達第一七五號小荷物速達貨物取扱所ニ於ケル速達貨物帳表類及收入金取扱手續
- 一 同 西管達第一七六號小荷物速達貨物取扱所ヲ主管スル驛所ノ取扱手續
- 一 大正二年十二月東達第二一五五號小荷物取扱所及同所管驛ノ帳表類及收入金取扱手續

荷物取扱請負人規程

- 第一條 荷物取扱請負人(以下單ニ請負人ト稱ス)ハ鐵道ニ關スル法規ヲ遵守シ所管驛長ノ指揮監督ヲ受ケ託送荷物ノ受付ヲナスモノトス
- 第二條 請負人ハ信用確實ナル者ニシテ官公署ノ身元證明書及相當資産ヲ有スル二名以上ノ保證人アルコトヲ要ス
- 第三條 請負人ハ當局ニ於テ本業務ニ支障ナシト認ムル他ノ業務ニ從事スルコトヲ得
- 第四條 請負人ハ本業務ヲ他人ニ讓渡スコトハ勿論下受其ノ他何等ノ名稱ヲ以テスルモ他人ヲシテ之ヲ營マシムルコトヲ得ス



- 第五條 請負人ハ荷物受託ニ關シ何等ノ名義ヲ以テスルモ託送者ヨリ鐵道院所定運賃及料金以外ノ金員ヲ收受スルコトヲ得ス
- 第六條 請負人ハ當局ノ指定シタル場所ニ自己ノ費用ヲ以テ荷物取扱所ヲ設ケ荷物ノ取扱ニ差支ナキ様相當設備ヲ爲スヘシ
- 第七條 請負人ハ傳染病及嫌疑スヘキ疾病アル者ヲシテ荷物ノ取扱ニ從事セシム可ラス
- 第八條 請負人ハ其ノ職業及荷物取扱従事員ノ氏名運搬人員數ヲ届出ツヘシ變更増減ノ場合亦同シ
- 第九條 請負人ハ受託荷物ヲ完全ニ所管驛ニ運搬シ引渡ヲ爲スヘシ但シ必要アリト認ムル場合ハ當局ニ於テ之ヲ取集ヲ爲スコトアルヘシ
- 第十條 請負人ニ對シ當局ヨリ支給スヘキ物品ハ小荷物切符、貴重品切符、特種小荷物運送狀、貨物引換證、貨物通知書、貨物運送狀、荷物取扱日報、手小荷物受授證、貨物受授簿、驛名札其ノ他必要ノ帳表類及炭酸紙、配達區域簿、賃金表、哩程表、諸揭示表ニシテ其ノ他ハ總テ請負人ノ負擔トス
- 第十一條 荷物取扱帳表類ハ鐵道院所定以外ノモノヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十二條 請負人ハ翌月五日迄ニ前月分ノ小荷物及速達貨物收入ノ各總高ヨリ増賃金、配達賃、附帶費及過納訂正高ヲ控除シタル殘高ニ依リ取扱手数料及小運搬料金ヲ計算シ其ノ請求書ヲ提出スヘシ
- 第十三條 請負人若ハ其ノ使用人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ發生シタル當局ノ損害ニ對シテハ請負人ニ於テ總テ之ヲ賠償スルモノトス
- 第十四條 請負人ハ前號賠償ニ對スル擔保トシテ相當金員又ハ之ニ相當スル有價證券ヲ當局ニ提供スルモノトス

荷物取扱所規程

- 第一條 荷物取扱所(以下單ニ取扱所ト稱ス)ニ於テ取扱フ荷物ノ種類左ノ如シ但シ必要ト認メタル取扱所ニハ速達便扱貨物(引換證付ノモノヲ除ク)ノ取扱ヲモ爲サシム
  - (イ) 通常小荷物(生鮮魚ヲ除ク)
  - (ロ) 易損品嵩高品

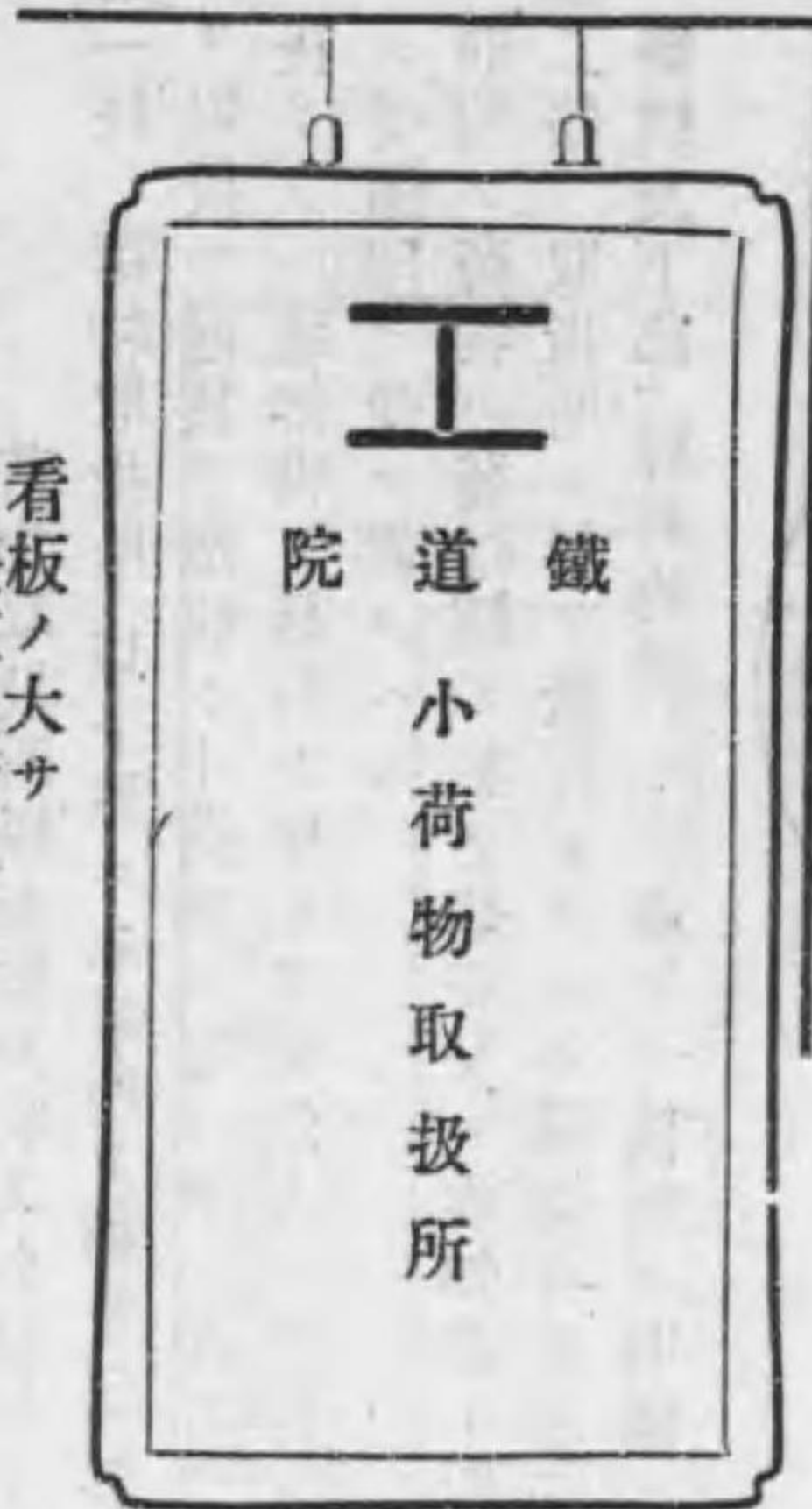
〔中略〕

小荷物(ハ)第一、二種貴重品(白銅貨、金銀貨ヲ除ク)

〔中略〕

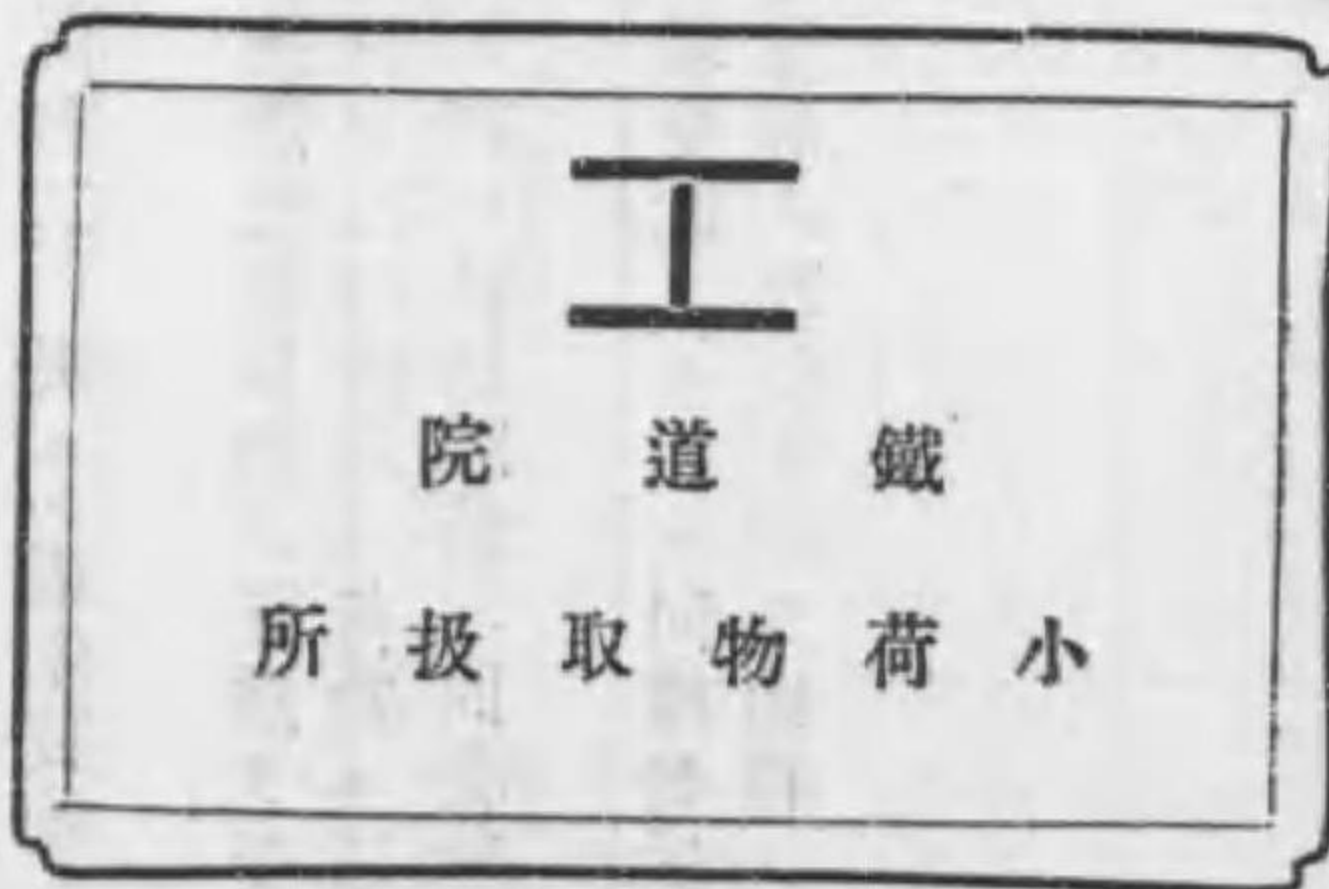
- (ニ) 新聞紙雜誌(證票扱ヲ除ク)
- (ホ) 荷造シタル車輛類
- 第二條 受託小荷物及速達便扱貨物ノ運賃及取扱區域ハ所管驛ト同一トス
- 第三條 取扱所ニ於テ受託シタル小荷物及速達便扱貨物ハ所管驛ヨリ發送スルモノトス但シ別ニ發送驛ヲ指定シタル場合ハ此ノ限ニアラス
- 第四條 取扱時間ハ午前八時ヨリ午後十時迄トス但シ土地ノ狀況及季節ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
- 取扱所ハ取扱時間ヲ見易キ箇所ニ揭示スヘシ
- 第五條 取扱荷物ハ受託シタル當日中ニ發送驛ニ引渡スヘキモノトス其ノ運搬回数ハ一日三回以上トス
- 第六條 取扱所ニハ左記雜形ノ看板ヲ掲出スルモノトス但シ寸法ハ家屋ノ構造ニヨリ伸縮スルコトヲ得

軒看板雜形



面 兩

形 雜 板 看 根 屋



橫六尺 豎三尺 群青色 白文字

看板ノ大サ

豎三尺橫二尺 群青色白文字



速達便扱貨物ヲ取扱フ取扱所ニ掲出スルモノニハ「小荷物」ノ次ニ「速達貨物」ノ四字ヲ追加スヘシ  
荷物取扱所帳表類及收入金取扱手續

第一條 荷物取扱所(以下單ニ取扱所ト稱ス)ハ各種小荷物及速達便扱貨物ノ託送ヲ受ケタルトキハ規定ニ依リ取扱ヒ運賃ヲ徴收シ小荷物ニ在リテハ甲片ヲ荷送人ニ交付シ乙丙兩片ハ荷物ニ括付ケ又速達便扱貨物ニ在リテハ通知書ヲ發行シ甲片ヲ荷送人ニ交付シ乙片ハ現品ト共ニ發送驛若ハ同荷物取集人ニ引渡シ受授證ニ受領印ヲ受ケ置クヘシ  
前項ノ荷物ハ發送驛ニ於テ切符又ハ通知書ト對照點檢シ自驛受託ノモノト同様發送ノ手續ヲ爲スヘシ  
第二條 取扱所ニ於テ發行シタル各種切符及通知書ニハ左記雜形ノ取扱所印ヲ切符ノ下部「驛」ト又通知書ノ發驛及下部「驛貨物掛」ト印刷アル箇所ニ明瞭ニ押捺スヘシ



直徑 一寸  
上部ハ所管驛名ヲ中部  
以下ハ取扱所名ヲ示ス

第三條 取扱所ニ於テ使用スル帳表類其ノ他ノ物品ハ所管驛長ヨリ配給スヘシ  
第四條 取扱所ニ於テハ當日中發行ノ各種切符又ハ通知書ニ依リ數量、運賃、増賃金、配達賃、附帶費ノ各合計ヲ算出シ炭酸紙ヲ用ヒ荷物取扱日報ヲ小荷物及速達便扱貨物各別業ニ作製シ甲乙丙ノ三片ニ現金並調査課ニ提出スヘキ切符及通知書ヲ添ヘ翌日午前中ニ所管驛ニ納付シ丙片ニハ現金ノ領收印ヲ受ケ日順ニ取纏メ保存スヘシ  
所管驛ニ於テハ前項ニ依リ提出シタル荷物取扱日報ノ乙片ハ控トシ甲片ハ調査課報告用切符及通知書ニ綴

〔中管〕

〔中管〕

付シ自驛ノ分ト共ニ調査課ニ提出スヘシ  
第五條 所管驛ハ現金受領ノ日ニ於テ各取扱所別ニ收入報告ヲ調製シ備考欄ニ取扱日報ノ日付ヲ明記スヘシ  
第六條 過納ノ訂正通知ニシテ債主明瞭ノモノハ甲片ヲ所管驛ニ提出シテ支拂ヲ請求シ又債主不明ノモノハ甲片ニ其ノ旨ヲ朱記シ之ヲ所管驛ニ提出スヘシ  
前項ノ過納訂正通知書ハ處理當日ノ取扱日報相當欄ニ金額及番號ヲ朱書スヘシ  
第七條 取扱所ヨリ提出スル文書報告等ハ總テ所管驛ヲ經由スヘシ  
第八條 本手續ニ規定セザルモノハ運輸收入帳表類取扱手續ニ準據スヘシ

(其様)

甲 荷物取扱日報

大正	年	月	日	分	驛所屬	荷物取扱所	甲									
							回数	斤量	賃金	配達賃	増賃金	附帶費	合計	記		
							小荷物									
							速達貨物									
							過納金額									
							過納金額									
							差引計									

以上記金額ヲ収メ  
注意 過納金額過納金領記事欄ニ(何月何日訂正何處)ハ記入スルコト  
甲片ハ西洋紙、乙丙片ハ薄葉甲片同業トシテ入

本印  
領所ノ  
丙片ト  
シテ



○請負ニ係ル貨物積卸及貨車手押入換料金計算方

(大正四年十二月二十八日) 運輸事務所、  
中達甲第四二九號  
改正 大正六年二月二十三日中達甲第四五號

貨物(院用品ヲ除ク)積卸及貨車(院用品積車ヲ除ク)手押入換料金計算方左ノ通定ム

一 貨物積卸及貨車手押入換料金ハ左記標準ニ依リ總テ契約ヲ以テ定ムルモノトス

貨車手押入換料 一車ニ付 金五錢

發著貨物積卸料(積卸各) 百片ニ付 金五厘

但シ四日市驛ニ於ケル料金ハ別ニ定ムル所ニ依ル

二 料金計算ノ基礎タル積卸斤量及手押入換車數ハ積卸及手押カ院負擔ニシテ且請負人ノ實際取扱タル場合

ニ限リ左記各號ニ依リ計上スルモノトス

(イ) 發著貨物ニ在リテハ貨物通知書面記載ノ斤量ニ依リ又中繼及積換貨物ニ在リテハ貨物通知書面斤量

ノ二倍ニ依ルヘシ

(ロ) 級外品中車輛類ハ左ノ換算斤量ニ依ルヘシ

自轉車、自働自轉車 一車ニ付 四十斤 小兒車 一車ニ付 十五斤

人力車 同 百斤 荷馬車 同 百五十斤

商品運搬車 同 五十斤 荷馬車 同 四百斤

馬車 同 五百斤 自働車 同 二千五百四十斤

(ハ) 前各號ニ依リ計算シ得タル斤量ハ一箇月分ヲ通算シ百斤未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ百斤ニ切上ク

ルモノトス

(ニ) 貨車ハ盈空ニ拘ラス總テ到著ヨリ發送迄ノ作業ヲ一車分トシ總發送車數ニヨリ計算スヘシ

但シ作業カ發又ハ著ノ一方ノミノ場合ハ半車トシテ一箇月分之ヲ合算シ端數ヲ生シタルトキハ翌月ニ繰

越スヘシ

(ホ) 中繼貨車他驛ヨリ臨時預リタル貨車第一著驛ニ於ケル積合貨車代用車及事故ノ爲解放シタル貨車ニ

(中管)

(中管)

對シ請負人ヲシテ手押入換ヲ爲サシメタルトキハ前號ニ依リ計上スルモノトス

三 (削除)

左記諸達ハ之ヲ廢止ス

大正二年七月 神管達第一八四七號

大正四年六月 神管通牒

貨物積卸及貨車手押入換作業ニ關スル取扱方ノ件  
社線出入貨車其ノ他手押料金ノ件

○屋根尾側燈取扱手續

(大正五年一月十九日)  
中達甲第一三號

運輸事務所、驛、車掌監督  
機關庫、檢車所、列車電燈所

屋根尾側燈取扱手續左ノ通定ム

第一條 屋根尾側燈ノ運用ハ運輸事務所ニ於テ之ヲ指定シ所管分界驛打切トス

第二條 運輸事務所ハ所管内ニ於ケル取扱驛及配置數ヲ定メ常ニ其ノ整備取扱ニ注意シ運用上遺憾ナキヲ期

スヘシ

第三條 屋根燈ハ久野及汽車燈ノ二種トシ各使用區域並配置箇數ハ左ノ通トス

事務所別	久野燈	汽車燈	側燈	尾燈
新橋運事管内	七〇〇		三〇〇	一五〇
名古屋運事管内		五〇〇	二二〇	一一〇
金澤運事管内		五〇〇	二〇〇	一〇〇
甲府運事管内	三五〇		九〇	四五

第四條 運輸事務所ハ常ニ燈器取扱驛ニ於ケル燈器ノ現在數ヲ明ナラシメ置クヘシ

第五條 左記區間ハ隧道用トシテ晝間ト雖屋根燈ヲ使用スヘシ

東海道線 山北駿河間 用宗燒津間 金谷堀ノ内間 大船橫須賀間

中央線 淺川猿橋間 笹子鹽山間 小野鹽尻間 明科西條間 麻績姨捨間 奈良井藪原間















### 第三編 運轉

#### 第一章 運轉

##### ○列車運轉整理手續

列車運轉整理手續左ノ通定ム

##### 列車運轉整理手續

第一條 驛長ハ列車運延ノ際運輸事務所所長(又ハ運輸事務所派出員)ノ指揮ヲ俟ツ邊ナキトキハ關係驛長ト協議ノ上列車行違又ハ順序ヲ變更スルコトヲ得

第二條 驛長ハ列車運延ノ場合其ノ狀況ニ依リ車輛ノ解結及貨物ノ積卸ヲ制限又ハ禁止シ尙必要ニ應シ牽引車數ヲ輕減スヘシ

第三條 列車行違變更ノ爲通過列車カ臨時ニ行違ヲ爲ストキハ之ヲ停止セシムヘシ但シ反對列車先著シテ運轉線路ニ支障ナキコトヲ確認シタルトキハ通過ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第四條 列車運延ノ際順序變更ヲ爲ス場合ハ左記各號ニ依ルヘシ

一 貨物列車ヲ旅客(混合ヲ含ム)列車ニ先發セシムルトキハ該旅客列車ノ發時刻ヨリ早發スルコトヲ得ス  
二 通常貨物列車ヲ急行貨物列車ニ先發セシムルトキハ該急行貨物列車ノ發時刻ヨリ五分以内早發スルコトヲ得

三 急行貨物列車ヲ通常貨物列車ニ先發セシムルトキハ次驛ニ到着スヘキ時分カ通常貨物列車ノ該驛著時分ヨリ五分以上早著トナラサル範圍内ニ於テ出發セシムヘシ

第五條 運輸事務所所長又ハ派出員ニ於テ列車行違又ハ順序變更、取消、特發等ヲ爲ス場合ハ關係ノ向ニ通知スルト同時ニ本局運輸課ニ電話又ハ電報ヲ以テ報告スヘシ

第六條 驛長ニ於テ列車行違ヲ變更スル場合ハ臨時行違驛ノ驛長ヨリ又順序變更ヲ爲シタル場合ハ該區間初

(大正五年三月二十三日)  
中途甲第一四〇號

運輸事務所、派出員、驛、機關車、  
電車庫、保線區、車掌監督



端驛ノ驛長ヨリ關係驛、運輸事務所(又ハ派出員)機關庫及本局運輸課ニ電話又ハ電報ヲ以テ報告スヘシ  
第七條 列車行違又ハ順序變更等ヲ爲ス場合ハ關係列車ノ機關手及車掌ニ左記ノ通通知スヘシ

一 行違變更ノ場合

(イ) 原行違驛長ヨリ

(ロ) 臨時行違驛長ヨリ

二 特發、順序變更、取消又ハ遅延列車ヲ次列車ニ合併運轉セシムル等ノ場合

初端驛ノ驛長ヨリ

但シ遅延列車ノ乗務員ニハ可及的前以テ通知スヘシ

第八條 前條第一號ノ場合當該列車カ通知驛ヲ通過スルモノナルトキハ隣驛ニ依頼シテ行違變更ノ旨通知セ

シムヘシ隣驛驛長ハ該列車カ自驛通過スルモノナルトキハ便宜ノ用紙ニ要領ヲ記入シテ之ヲ機關手ニ交付

スル等確實ニ通知ノ方法ヲ執ルヘシ

附 則

第九條 本達ハ本年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年三月西管達第一六二號同四十三年三月西管達第四四四號大正二年十二月東達第二〇六八號及同

四年六月西管達第一七三五號ハ之ヲ廢止ス

### ○列車編成最大輛數制定ノ件

(大正五年五月四日) 運輸事務所、派出員、驛  
機關庫、車掌監督  
改正 大正六年四月十八日中達甲第一二八號

列車編成最大輛數ハ列車運轉及信號取扱心得其ノ他別ニ定ムル所ニ依ル場合ヲ除クノ外左記各制限ヲ超過ス

ヘカラス

一 列車ハ本務、補助機關車(有火廻送ヲ含ム)ヲ除キ現車六十輛ヲ聯結限度トシ山北沼津間ニ限リ之ヲ五十

輛トス  
前項ノ場合現車トハ機關車及ボギ一車ヲ二輛、四輪車六輪車ヲ一輛トシテ計算スルモノトス

(中管)

二 列車ハ運轉區間ノ標準勾配ニ應シテ勾配ヲ上ル場合ハ左表換算輛數(大正二年四月公報達第三〇一號客  
貨車換算法及大正元年十二月公報達第四四九號自働力ヲ有セサル機關車ヲ廻送ノ場合換算輛數ニ依ル)ヲ  
牽引限度トス但シ列車ノ後部ニ補助機關車ヲ使用スル場合ハ左表ノ輛數ト後部機關車ノ牽引定數トノ和ヨ  
リ百分ノ五ヲ減シタルモノヲ限度トス此ノ場合一輛未滿ノ端數ハ切捨トス

列車種類 標準勾配	貨物		備考
	旅客及混合	貨物	
1/40	26	26	標準勾配カ本表ニ該當セサル區間ニ於テハ急ナル勾配ニ據ル ヘシ
1/50	32	32	
1/60	38	38	
1/80	47	48	
1/100	57	60	

大正四年五月神管達第一四六一號ハ之ヲ廢止ス

### ○列車運轉及信號取扱心得第一百十六條第二號ノ條件ヲ省略シ得サル驛所指定ノ件

(大正四年八月二十日) 局一號  
中達甲第九二號  
大正五年十二月二日中達甲第六三八號  
大正六年四月十四日同 第一一九號

列車運轉及信號取扱心得第一百十六條第二號ノ條件ヲ省略シ得サル驛所ヲ左ノ通指定ス  
大正二年十二月東達第二〇九一號及明治四十三年二月西管達第一五二號ハ之ヲ廢止ス

東海道線	東海線	東海道線	東海線
新田町	大井町	東神奈川	東神奈川
間各驛	間各驛	下リ(同)	下リ(同)
上下	上下(電車ヲ除ク)	上下(同)	上下(同)
權	權	權	權
現	現	現	現
上	上	上	上

第三編 運輸 第一章 運輸











萩	國	立	淺	與	上	山	四	猿	大	鹽	甲	日	岡	辰	藤	篠	松	關	名古屋	東	
田	分	川	川	野	野	方	方	橋	月	山	府	野	谷	原	原	井	本	西	屋	江	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線出發ト	上下本線及中線ト上リ本線及上リ一番線相互	下リ本線及中線ト上リ本線及上リ一番線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互	下リ本線又ハ下リ一番線ト上リ本線相互

宮	木	上	立	野	三	坂	大	釜	瑞	土	多	高	大	千	明	稻	長	
越	曾	島	松	野	野	下	井	浪	津	岐	治	藏	會	種	荷	山	富	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線	上下本線

〔中管〕

桑	富	二	北	長	木	中	柳	新	杉	大	今	武	鯖	大	福	森	九	寺	
名	田	市	本	濱	本	郷	郷	保	津	桐	庄	渡	生	江	呂	井	岡	井	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互	下リ本線ト上リ本線ト上リ一番線相互

河	美	松	野	森	俱	石	福	小	富	東	三	生	入	泊	市	親	青	
原	川	任	々	本	利	動	岡	杉	山	岩	日	地	善	振	知	不	海	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	上下本線、中線下リ	







中津川驛長 第一項各號  
 敦賀驛長 第一項第二號  
 福井驛長 第一項第三號  
 三國驛長 第一項第一號  
 金澤驛長 第一項第一及二號  
 津幡驛長 第一項第二及三號  
 富山驛長 第一項第一號  
 桑魚川驛長 第二項第一號

登戸 木曾福島間  
 敦賀 金ヶ崎間  
 福井 大土呂間  
 三國港 津間  
 松任 津幡間  
 津幡 石動間  
 小杉 富山間  
 青海 桑魚川間

三 專決事項ハ指定驛長ニ於テ當該機關庫主任ト協議ヲ遂ケ洽ク關係ノ向ニ通知シタル上之ヲ施行シ即時所  
 管運輸事務所及本局運輸課ニ報告スヘシ  
 同一區間ニ對シ兩端ノ二驛長ヲ指定シアルモノハ當該列車ノ仕業機關庫所屬ノ機關庫所在驛長ニ於テ前項  
 ノ取扱ヲ爲スヘシ  
 四 第三項ノ通知方ハ電話又ハ電報ヲ以テシ通報ニ接シタル各所ニテハ之カ了知ノ回答ヲ爲スト同時ニ驛長  
 各主任、車掌監督又ハ同助手ニ於テ其ノ部下ノ關係列車ノ乗務員ハ保線係員ヲシテ可成速ニ之ヲ周知セシ  
 ムヘク機宜ノ手段ヲ執ルヘシ  
 五 列車運轉及信號取扱心得第四十八條ニ依ル不定期貨物列車ノ運轉ハ本達指定ノ驛長及施行區間ニ限ルモ  
 ノトス  
 六 專決事項施行ニ關シ特ニ其ノ列車及取扱ヲ限定スル必要アルモノハ所管運輸事務所長ニ於テ之ヲ指定ス  
 大正二年十月東達第一六〇二號及大正三年三月神管達第六三二號ハ之ヲ廢止ス  
 同 ○電車ニ後發スル蒸氣列車ノ運轉ニ關スル件  
 品川 驛長 木曾福島間ニ對シ電車ハ廢止  
 (大正四年十一月六日) 新橋、甲府運輸、保線、電力事務所  
 (中達甲第三二四號) 運輸課、機關庫、電車庫、保線區  
 通信區、車掌監督、派出所

〔中管〕

運轉保安上電車ニ後發スル貨物列車(單行機關車ヲ除ク)ノ運轉取扱方左ノ通り定ム  
 一 其本取扱ニ依ルキ驛所及列車ヲ左ノ通り指定ス  
 二 新橋市谷間各驛客車上リ列車ハ其合致電車、中野、野、上リ列車(大正五年十二月二十七日)  
 三 八幡目發着黒主上驛其、上リ列車(大正五年十二月二十七日) 下リ列車  
 四 指定區間(自黒主除ク)ニ於テハ驛長及乘務員ハ前途自働閉塞機ヲ場内及遠方信號機所屬區間ニ支障ナキヲ  
 五 確認スルニ非サレバ列車ヲ出發セシムルカラハ人等ハ自働閉塞機ヲ場内及遠方信號機ニ危害ヲ現示セシ  
 六 三項前項以場合遠方信號機所屬區間ニ在ル電路短絡器裝置轉轍器ノ轉換ニ依リ遠方信號機ニ危害ヲ現示セシ  
 七 該信号機以內ニ一旦停車シ兩信號共ニ無難ヲ現示シタルトキ出發スヘシ  
 八 自働閉塞機不完全ニシテ列車運轉及信號取扱心得第二百一十一條ニ據ル場合ニハ列車ハ一時間六哩以內ノ  
 九 速度ニテ注意運轉スヘシ  
 十 自黒驛ニ於テハ先行電車カ大崎驛ニ到着シタルコトヲ確メタル後列車ヲ出發セシムヘシ依テ五反田驛長  
 大正元年十月管乙第六二四號ハ之ヲ廢止ス

○客貨車試運轉手續

一 車庫、試運轉金、車料、食料、水、衛生用具、試運轉車  
 二 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 三 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 四 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 五 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 六 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 七 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 八 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 九 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 十 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續

客貨車試運轉手續

一 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 二 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 三 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 四 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 五 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 六 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 七 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 八 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 九 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續  
 十 試運轉車、試運轉客貨車試運轉手續

第一條 機關庫、電車庫、檢車所(以下單ニ庫所ト稱ス)又ハ工場ノ修繕濟客貨車(含電車)ハ本手續ニ依リ試

第三編 運輸 第一章 運輸



運輸ヲ行フヘシ

第二條 試運轉ヲ要スヘキ車輛左ノ如シ

- 一、定期検査ヲ施行シタル客車
- 一、車軸又ハ軸承金ノ取替ヲ爲シタル客貨車
- 一、油吸定期検査ヲ施行シタル電車
- 一、前三號ノ外試運轉ノ必要ヲ認メタルモノ

第三條 試運轉ヲ要スヘキ車輛ハ之ヲ要求セル工場又ハ庫所ニ於テ車體兩側ノ修繕票挿ニ「試運轉」ト墨書シタル白票ヲ挿入シ車種番號ヲ關係ノ向ニ通知スヘシ但シ旅客列車ニ連結スルカ若クハ列車及期日ヲ指定スル場合ハ豫メ驛長ニ協議スヘシ

第四條 工場所在地運輸事務所長ハ前條車輛ノ試運轉ヲ爲スニ當リ所定ノ試運轉列車ニ依ラサルモノハ豫メ列車ヲ指定シ關係員及工場長ニ通知シ置クヘシ

第五條 試運轉車輛ニハ工場擔任技術者、庫所主任又ハ代務者(技術員、檢車手若ハ職工)之ニ附添フヘシ但シ附添ノ必要ヲ認メサル場合及到着驛ニ檢車手在勤セル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第六條 試運轉ノ際附添人ヲ省略スル場合ニ於テハ始發庫所主任ハ到着庫所主任ニ試運轉列車番號及車種番號ヲ通知スヘシ

第七條 試運轉車輛目的地ニ到着シタルトキハ附添人若ハ到着庫所主任ハ檢査ノ上異狀ヲ認メサルカ若ハ異狀アルモ修理ヲ了シタルトキハ試運轉票ヲ撤去シ之ヲ驛長ニ引渡スヘシ

第八條 始發庫所主任ハ其ノ試運轉ノ狀況ヲ取調ヘ記帳シ置クヘシ尚必要ニ依リ之ヲ工場長ニ通知スヘシ、附添人ヲ省略シタル場合ニハ到着庫所主任ハ其狀況ヲ始發庫所主任ニ通知スヘシ

第九條 試運轉客車ヲ旅客列車ニ連結スル場合及電車ハ庫所ニ於テ第三條ノ試運轉票ニ代フルニ「院用車」ノ札ヲ用ヒ之ヲ客車行先驛名札掛ニ掲クヘシ

第十條 試運轉ノ區間ハ左ノ通トス但シ特別ノ必要アル車輛ニ在リテハ運輸事務所長ハ工場長ト打合セ其ノ

〔中管〕

〔中管〕

區間ヲ變更若ハ延長スルコトヲ得

大井 工場

大崎 汐 留間

大崎 國府津間

金澤 工場

金澤 福 井間

四日市 工場

四日市 龜山間

各庫所ニ於ケル試運轉區間ハ其ノ試運轉哩ヲ約十五哩ト爲シ必要ノ都度運輸事務所ニ於テ手配スヘシ

附 則

大正四年五月東達甲第二六九號大正三年九月神管達第二八五六號ハ之ヲ廢止ス

○機關車ノミノ運轉取扱ニ關スル件

(大正四年十月八日 運輸事務所、驛、機關車 中達甲第二二二號) 車掌監督、派出員

機關車ノミノ運轉ニ關スル取扱方左ノ通定ム

一 單行機關車若ハ自動力ヲ有スル機關車二輛以上連結運轉スルトキハ特ニ命シタル場合ノ外車掌ヲ乗務セシメサルモノトス

二 前號ノ場合ニ於テハ運轉上車掌ノ執ルヘキ職務ハ機關手ニ於テ之ヲ執行スルモノトス但シ機關車二輛以上連結セシトキハ前頭機關車ノ機關手ニ於テ之ヲ行フモノトス

三 車掌ノ職務ヲ行フヘキ機關手ハ左記物品ヲ携帶シ列車運轉車掌報告ハ提出セサルモノトス

信號雷管 六個 手合圖旗赤綠 各一本 手合圖燈 一個  
大正三年四月東達第八一八、一〇〇八號及大正三年四月神管達第一三八〇號大正四年三月神管達第四九五號ハ之ヲ廢止ス



### ○列車運轉中補助機關車解放手續

(大正五年二月二十四日) 局一般  
(中達甲第八五號)  
改正 大正五年四月二十一日中達甲第二〇三號

一 列車運轉中補助機關車解放手續左ノ通定ム

一 補助機關車解放箇所ノ通トス

二 東海道線

一 御殿場 上、下列車

二 關ヶ原 下り列車

三 補助機關車ヲ列車ニ聯結スルニハ緩急車ノ聯結器ヲ使用セス左記方法ニヨリ機關車ノ聯結器ノミヲ用フ

(イ) 機關車ノ聯結器複式ノ場合ニハ其ノ連環聯結器ヲ使用ス

(ロ) 機關車ノ聯結器單式ノ場合ニハ豫備連環聯結器ヲ使用ス

四 運轉中補助機關車ノ分離シタル場合安全ヲ期スル爲補助機關車ニハ常ニ真空ヲ保持シ又其ノ「ヴァキアムホース」ノ下端ニ鐵鎖ヲ取付ケ其ノ先端ニ小鈎ヲ設ケ之ヲ緩急車ノ聯結器又ハ欄干ニ纏繞シ置クヘシ

五 補助機關車ヲ解放スルニハ先ツ鐵鎖ヲ解キ然ル後緩急車ノ牽引鈎ヨリ連環聯結器ヲ取外シテ之ヲ補助機關車ノ牽引鈎ニ懸吊スヘシ但シ車輛ノ構造上取外シタル聯結器ノ一端ヲ機關車ノ牽引鈎ニ懸吊スルコト困難ナル場合ニ限り之ヲ垂下シ置クコトヲ得

六 前項ノ取扱ハ後部車掌ニ於テ之ヲ爲シ解放ノ上ハ直ニ補助及本務機關手ニ向ヒ綠色合圖ヲ現示スヘシ列車編成上ノ都合ニ依リ後部車掌ニ於テ其ノ取扱ヲ爲スコト能ハサルトキハ補助機關車乗務ノ火夫之ヲ取扱ヒ解放ノ上ハ後部車掌及補助機關手ニ其ノ旨ヲ通知シ車掌ハ本務機關手ニ綠色合圖ヲ現示スヘシ

七 補助機關手ハ聯結器ノ解放セラレタルコトヲ確認シタルトキハ長緩汽笛一聲ヲ吹鳴シ速ニ停止シテ相當難ナル場合ニ限り之ヲ垂下シ置クコトヲ得

八 前項ノ取扱ハ後部車掌ニ於テ之ヲ爲シ解放ノ上ハ直ニ補助及本務機關手ニ向ヒ綠色合圖ヲ現示スヘシ

九 列車編成ノ都合上車掌ニ於テ解放ノ取扱ヲ爲スコト能ハサル場合ハ後部車掌ヨリ左記ノ通關係機關車ニ電報スヘシ

一〇 前項ノ通知ヲ受ケタル機關庫ニ於テハ其ノ旨關係乗務員ニ告知シ尙補助機關車ノ種類ニ依リ乗務火夫ノ解放作業ニ適スル様豫メ手配シ置クヘシ

大正三年五月十八日東達第一二〇八號及大正三年二月神管達第五六五號列車運轉中補助機關車解放手續ハ之ヲ廢止ス

(中管)

(中管)

驛員ノ合圖ニ依リ進退スヘシ

八 補助機關車解放ノ上ハ直ニ列車後部緩衝梁ニ列車信號ヲ掲出スヘシ但シ運轉中掲出シ能ハサルモノハ豫メ之ヲ掲ケ置クコトヲ得

九 列車編成ノ都合上車掌ニ於テ解放ノ取扱ヲ爲スコト能ハサル場合ハ後部車掌ヨリ左記ノ通關係機關車ニ電報スヘシ

下り列車ハ東京出發ノトキ山北(山北驛通過ノ場合ハ國府津)機關庫ニ、濱松出發ノトキ大垣分庫ニ、上り列車ハ濱松出發ノトキ沼津機關庫ニ、

一〇 前項ノ通知ヲ受ケタル機關庫ニ於テハ其ノ旨關係乗務員ニ告知シ尙補助機關車ノ種類ニ依リ乗務火夫ノ解放作業ニ適スル様豫メ手配シ置クヘシ

大正三年五月十八日東達第一二〇八號及大正三年二月神管達第五六五號列車運轉中補助機關車解放手續ハ之ヲ廢止ス

### ○補助並廻送機關車聯結方

(大正五年三月十六日) 局一般  
(中達甲第一三一號)

改正 大正五年三月二十五日中達甲第一四一號  
同年五月八日同 第二六〇號

補助並廻送機關車ノ聯結方左ノ通定ム

○補助機關車

一 補助機關車ノ聯結位置ハ第二號ニ指定シタルモノヲ除クノ外ハ總テ列車ノ前部トス但シ後部補助機關車ヲ列車ノ前部ニ附換ヲ爲スニ當リ已ムヲ得サル場合ハ本務機關車ノ前位ニ聯結シ前途ノ區間本務トシテ仕業セシムルコトヲ得

二 左記區間ニ在リテハ補助機關車ハ列車ノ後部ニ聯結スヘシ

線路名 區 間 列車別

山北配

山北配

第三編 運輸 第一章 運輸



東海道線 山北 御殿場 下  
 沼津 御殿場 上  
 垂井 關ヶ原 下  
 大船 横須賀 上  
 津中ノ郷 石今動 上、下

〔山北驛ヲ通過スヘキ列車ハ國府津山北間後部ニ聯結スルコトヲ得〕  
 〔垂井關ヶ原間補機ヲ使用スル列車ニテ大垣垂井間該補機ヲ廻送スルトキハ列車ノ後部ニ聯結スヘシ〕  
 〔聯結車數二十五輛未滿ノトキハ前部トス〕

北陸線 津中ノ郷 石今動 上、下

中央線 八王子 初鹿野 下  
 甲府 富士 下  
 上諏訪 鹽尻 下  
 辰野 上野原 上、下  
 松本 小津川 上、下  
 坂本 中津川 上、下  
 多治見 奈良井 上、下  
 木曾 木曾福島 上、下  
 中津川 木曾福島 上、下  
 松本 中津川 上、下  
 坂本 小津川 上、下  
 辰野 上野原 上、下  
 上諏訪 富士 上  
 甲府 初鹿野 上  
 初鹿野 笹野 上  
 上野原 八王子 上  
 西條 西條 上

〔初鹿野驛ニテ列車行違等ノ爲補機付換ヲ爲シ得サル場合ニ限ル〕  
 〔必要ノ場合混合及貨物列車ニ限ル〕  
 〔必要ノ場合混合及貨物列車ニ限ル〕  
 〔必要ノ場合混合及貨物列車ニ限ル〕

三 上リ勾配線ヲ運轉スヘキ混合及貨物列車ノ本務機關車ノ補助機關車ト振替仕業セシムルコトヲ得

〔中管〕

四 自動力ヲ有スル廻送機關車ハ本號第二項及特ニ指定シタル場合ヲ除クノ外一列車ニ二輛迄聯結スルコトヲ得但シ本務補助及廻送機關車ヲ併セテ三輛ヲ超過スルコトヲ得ス

〔中管〕

五 山北沼津間上リ勾配線ニ於テ補助機關車使用ノ列車ニハ自動力ヲ有スル廻送機關車ヲ聯結スヘカラス又御殿場山北間下リ勾配線ニ於テハ已ムヲ得サル場合ノ外補助機關車ヲ使用スル列車及二輛聯結ノ單行機關車ニハ該機關車ヲ聯結スヘカラス

六 自動力ヲ有スル廻送機關車ノ聯結位置ハ左ノ通トス但シ必要アルトキハ本務機關車ノ前部ニ聯結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ運轉上ノ取扱方ニ就テハ本務機關車ニ準スルモノトス

(イ) 一輛ノ場合ハ本務機關車ノ次位トシ前部ニ補助機關車使用ノ列車ハ第三位トス

(ロ) 二輛ノ場合ハ一輛ハ本務機關車ノ次位他ノ一輛ハ其ノ第三位トス

七 自動力ヲ有スル機關車ヲ廻送スル場合ニハ該機關車ヲ自動シ得ル程度ニ於テ運轉スヘシ

八 自動力ヲ有セサル機關車ヲ廻送スル場合ニハ貨車ニ準シ之ヲ取扱フヘシ但シ旅客列車ニハ之ヲ聯結スヘカラス

九 線路ノ狀況ニ依リ機關車二輛以上ノ重聯ヲ許ササル區間ニ在リテハ各機關車ヲ相當隔離スヘキ車輛ヲ聯結スヘシ此ノ場合ニ於テ自動力ヲ有スル機關車ニ在リテハ一輛ニ限り列車ノ後部ニ聯結スルコトヲ得

一〇 自動力ヲ有スル機關車ヲ列車ニ聯結廻送スル場合ニ於テ必要ニ應シ運轉上支障ナキ限り該機關車ヲ補助トシテ仕業セシムルコトヲ得

明治四十三年二月元中管乙第一二一號各線路ニ於ケル補助機關車ノ連結位置同四十四年六月十三日元中管注意事項山北沼津間補機廻送ノ場合聯結位置ニ就テ大正二年六月東達第四四九號自動力ヲ有スル機關車ヲ列車ニ連結廻送方ノ件大正二年八月神管達第二二八六號有火機關車廻送ノ場合運轉取扱ノ件同年二月神管注意事項廻送有火機關車利用方ノ件及同年八月通牒廻送有火機關車取扱方ノ件ハ之ヲ廢止ス



○機關車二輛以上重聯運轉禁止區間ノ件

(大正五年五月二十四日)  
中達甲第三七四號

名古屋運轉、保線事務所  
關係、機關車、保線區

當局所屬機關車形式中二輛以上ノ重聯運轉ヲ禁止スル區間左表ノ通トス但シ他管理局所屬機關車ハ之ニ準シ取扱フヘシ

大正三年十月神管達第三三三二號ハ之ヲ廢止ス

機關車形式	線路名	二輛以上重聯運轉禁止區間
2000.2100	東海道線	上り線 木曾川 岐阜間
2120.2400	關西線	彌富 桑名間
2500.2700		
2900.3040		
4510.8700		
8900.9600		
9750.9800		
9850		

○廻送機關車ノ運轉哩計算方ニ就テ

(大正五年五月八日)  
局報注意

申達甲第三三三號改正補助廻送機關車聯結方ニ關スル達第六號但書後段ハ運轉哩ノ計算ニハ關係ナク從前ノ通廻送機關車トシテ取扱フヘキト  
ノニ付注意ヲ要ス

○夜間後部ニ補助機關車ヲ使用スル列車ノ機關車附替其ノ他ノ場合取扱方

(大正五年五月四日)  
中達甲第三三九號

運轉事務所、派出所、驛、機關車  
檢車所、車掌監督

出發信號機ノ設ケナキ線路ヨリ出發スル列車ニシテ夜間後部ニ補助機關車ヲ使用スルモノニ在リテハ機關車ノ附替又ハ入換作業ヲ爲ス場合左記ノ取扱方ヘシ  
本務又ハ補助機關車ヲ聯結スル場合其ノ一方カ先ニ聯結ヲ終リタルトキハ當該方面ニ未ダ聯結ヲ終ラサ  
ル方面ヨリ赤色燈ヲ現示シ置クヘシ

[中管]

- 一 運轉中前途ノ電車線ニ異狀ヲ發見シタルトキハ直ニ制動機ヲ使用シテ運轉速度ヲ減シ若シ危險ナリト認メタルトキハ速ニ停車スヘシ尙自己ノ運轉線路ハ勿論反對線路ノ電車線ニ在リテモ異狀ヲ認メタルトキハ次詳譯長ニ其ノ旨通報シテ異狀アル箇所ヲ運轉セムトスル電車乗務員ニ注意ヲ與フヘシ
  - 二 停電ノ爲メ電車セル各電車カ送電アリタルトキ同時ニ運轉ヲ始ムルトキハ發變電所ニ於ケル負荷ヲ激増スル爲メ再三停電ヲ繰返ス虞アルヲ以テ斯ル場合ニハ上リ電車ハ送電後直ニ「ノツチ」ヲ入レ下リ電車ハ送電後約三十秒ヲ經過シタル上「ノツチ」ヲ入ルヘシ
  - 三 電車線修理ノ爲メ一時「セクシヨンス」ヲ閉キ置ク場合ニハ必ズ電壓アル區間ニ於テ「セクシヨンス」インシュレーター「ヨリ四百呎以上隔リタル箇所ニ危險手合圖ヲ現示シ一旦電車ヲ停車セシムヘシ
  - 四 電車ヲ他ノ電車又ハ機關車ニテ牽引又ハ推進セムトスル場合ニハ「モーターサイキツト」カ回線ヲ構成セサル様適當ノ處置ヲ爲スヘシ
  - 五 山手電車ハ左記ニ關シ特ニ注意スヘシ
- (イ) 東京、有樂町、品川驛構内「デフレクター」ヲ取付ケアル箇所ヲ通過スルニ際シテハ最徐行ヲ爲シ電棍ヲシテ離線セシメサル様ニ爲スヘシ
- (ロ) 運轉中運轉手ハ電棍ノ外レタルコトヲ感知シ又ハ之カ信號ヲ受ケタル際單ニ制御機把手ヲ遮斷點ニ轉換スルノミニテ進行ヲ續クルトキハ事故ヲ増大セシムル虞アルヲ以テ此ノ場合ニハ直ニ停車ノ手配ヲ爲スヘシ
- (ハ) 電車ノ後部電棍ニ故障ヲ生シタル場合ハ前部電棍ヲ使用シ該車輛ヲ交換シ得ルカ又ハ故障部分ヲ修理シ得ル停車場迄一時間六哩以内ノ

○電車ノ運轉取扱ニ就テ

(大正五年五月十日)  
局報注意

改正 大正六年一月二十九日局報注意

電車ノ運轉取扱方ニ關シ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一 運轉中前途ノ電車線ニ異狀ヲ發見シタルトキハ直ニ制動機ヲ使用シテ運轉速度ヲ減シ若シ危險ナリト認メタルトキハ速ニ停車スヘシ尙自己ノ運轉線路ハ勿論反對線路ノ電車線ニ在リテモ異狀ヲ認メタルトキハ次詳譯長ニ其ノ旨通報シテ異狀アル箇所ヲ運轉セムトスル電車乗務員ニ注意ヲ與フヘシ
- 二 停電ノ爲メ電車セル各電車カ送電アリタルトキ同時ニ運轉ヲ始ムルトキハ發變電所ニ於ケル負荷ヲ激増スル爲メ再三停電ヲ繰返ス虞アルヲ以テ斯ル場合ニハ上リ電車ハ送電後直ニ「ノツチ」ヲ入レ下リ電車ハ送電後約三十秒ヲ經過シタル上「ノツチ」ヲ入ルヘシ
- 三 電車線修理ノ爲メ一時「セクシヨンス」ヲ閉キ置ク場合ニハ必ズ電壓アル區間ニ於テ「セクシヨンス」インシュレーター「ヨリ四百呎以上隔リタル箇所ニ危險手合圖ヲ現示シ一旦電車ヲ停車セシムヘシ
- 四 電車ヲ他ノ電車又ハ機關車ニテ牽引又ハ推進セムトスル場合ニハ「モーターサイキツト」カ回線ヲ構成セサル様適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 五 山手電車ハ左記ニ關シ特ニ注意スヘシ

(イ) 東京、有樂町、品川驛構内「デフレクター」ヲ取付ケアル箇所ヲ通過スルニ際シテハ最徐行ヲ爲シ電棍ヲシテ離線セシメサル様ニ爲スヘシ

(ロ) 運轉中運轉手ハ電棍ノ外レタルコトヲ感知シ又ハ之カ信號ヲ受ケタル際單ニ制御機把手ヲ遮斷點ニ轉換スルノミニテ進行ヲ續クルトキハ事故ヲ増大セシムル虞アルヲ以テ此ノ場合ニハ直ニ停車ノ手配ヲ爲スヘシ

(ハ) 電車ノ後部電棍ニ故障ヲ生シタル場合ハ前部電棍ヲ使用シ該車輛ヲ交換シ得ルカ又ハ故障部分ヲ修理シ得ル停車場迄一時間六哩以内ノ



速度ヲ以テ運轉スヘシ此ノ場合車掌ハ前部運轉臺ニ在リテ電棍ノ引キ綱ヲ把持スヘシ

(ニ) 電車ノ前部制御機ニ故障ヲ生シ後部制御機ニ依リ運轉スル場合ハ一時間十二哩以内ノ速度ヲ以テ注意運轉スヘシ此ノ場合運轉手ハ電棍ニ注意シ車掌ハ前部運轉臺ニ在リテ前途ヲ注視スヘシ

(ホ) 品川大崎間下り電車ノ「セクシヨニン」シユレター「大崎寄第四號柱」ニ在ルヲ以テ車掌ハ八ツ山橋下ト第四號柱トノ間ニ於テ(一)側電棍ヲ電車線ニ嵌入シ運轉手ハ第四號柱ニテ「コンミユテ」チンクスヲツチ「チンクス」ヲ適方ニ轉換スヘシ

六 京濱電車ハ左記ニ關シ特ニ注意スヘシ

(イ) 東京大井町間ニ於テハ「バラレル」ノツチ「チ」ヲ使用スヘカラス

(ロ) (削除)

(ハ) 電車線ノ電壓アル區間ト電壓ナキ區間トノ境界ニ在ル「セクシヨニン」シユレター「チ」ヲ通過スル場合ニ從以上ヲ聯結セル電車ハ必ス一側ノ「バンド」ヲラツフ「チ」ヲ使用スヘシ但シ品川橋内八ツ山橋附近ヲ除ク

(ニ) 二臺以上聯結シタル電車ノ「バンド」ヲラツク「低下防手用」スヰツチ「チ」ノ定位ハ運轉手ノ操縱スル電車ハ「オツフ」トシ其ノ他ノ電車ハ「オン」ト爲シ置クヘキモノトス又運轉手ハ終端驛ニ於テ運轉ノ方向ヲ轉スル爲採縱スル電車ヲ離レントスルトキハ必ス該車輛ノ「スヰツチ」ヲ切換フルコトヲ忘ルヘカラス

(ホ) 乗降場ノ屋根アル所ニ於テハ「バンド」ヲラツク「チ」上下スヘカラス

本注意事項ニ抵觸スル從來ノ注意事項ハ之ヲ廢止ス

### ○第一一〇〇、一一二二〇、二四〇〇、二五〇〇、二七〇〇號形機關車

ノ運轉方向及無火廻送ノ際取扱方

(大正五年五月九日) 運輸事務所、派出員、驛、機關車  
(中達甲第二七六號)

第二一〇〇、二二二〇、二四〇〇、二五〇〇、二七〇〇號形式機關車ノ運轉方向並無火廻送ノ場合ニ於ケル取扱方左ノ通定ム

大正二年十一月東達第一六九六號及本達ニ抵觸スルモノハ之ヲ廢止ス

一 本形式機關車ノ運轉方向ハ逆向ヲ本位トス但シ運轉上避クヘカラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

二 本形式機關車無火廻送ノ際ハ水櫃ニ水ヲ滿シ置キ機關車換算輛數ハ盈車トシテ取扱フヘシ

(中管)

(中管)

### ○貨物ヲ主トスル混合列車及貨物列車ヲ混合列車トシテ取扱フト

キノ聯結車數

(大正五年二月二十四日) 運輸事務所、驛、機關車  
(中達甲第八六號) 車掌監督、派出員

貨物輸送ヲ主トスル混合列車及貨物列車ニ客車ヲ聯結シテ混合列車ノ取扱ヲ爲ス場合其ノ聯結車數ハ貨物列車ニ對スル機關車索引定數ニ依ルヘシ但シ現軸七十軸ヲ超過スルコトヲ得ス

大正三年四月局報注意貨物列車ヲ臨時混合列車トシテ運轉ノ場合連結軸數制限方ニ就テハ之ヲ廢止ス

### ○列車運轉用電鈴取扱心得

(大正五年三月二日) 運輸事務所、驛  
(中達甲第一〇二號)

列車運轉用電鈴取扱心得左ノ通定ム

一 列車運轉用ニ設ケタル電鈴ハ他ノ目的ニ使用スヘカラス

二 電鈴ハ關係係員外ノ者ヲシテ取扱ハシムヘカラス

三 電鈴ハ同一ノ符號ヲ打返スヲ以テ承認ノ證トス

四 既送セシ電鈴合圖ヲ取消ストキ又ハ合圖ニ應シ難キトキ若クハ合圖ノ打返シニ相違アルトキハ短點(一)ヲ連打スヘシ

五 電鈴符號ノ送示方ハ徐々ニシテ明瞭ナルヲ要ス

六 電鈴ハ毎日數回(一)ノ符號ヲ打返シ故障ナキヤヲ試驗スヘシ

七 電鈴符號ハ關係係員ヲシテ之ヲ周知セシメ且電鈴裝置ノ箇所ニ符號表ヲ揭示シ置クヘシ

八 必要ナル電鈴符號ハ運輸事務所長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

大正二年十二月東達第二一四一號及同第二一四四號及明治四十五年五月西管達第一六八二號ハ之ヲ廢止ス

### ○東海道線蒲郡幸田間列車運轉速度制限ノ件

東海道線蒲郡幸田間二〇二哩一五鎖附近(前後約二〇鎖間)ヲ運轉スル上リ列車ハ其ノ速度一時間三十五哩ヲ

(大正五年四月二十七日) 運輸、保線事務所、驛、機關車  
(中達甲第二一七號) 保線區、車掌監督



超過スヘカラス  
大正四年五月神管達第一五七一號ハ之ヲ廢止ス

### ○大森外四驛ニ於ケル待避列車著發ニ關スル取扱方

(大正五年四月十九日) 新橋運輸事務所、關係  
中達甲第一九九號 機關車、車掌監督

大森外四驛ニ於テ側線ニ待避スル列車カ反對列車ノ到着線ヲ橫斷シテ著發スル場合ハ左ノ取扱方ヘシ  
大森、蒲田、川崎、鶴見驛

- 上リ待避列車ヲ到着セシムル場合
  - 一 側線ニ待避スル上リ列車(以下甲列車ト稱ス)ト下リ本線ニ著發又ハ通過スル列車(以下乙列車ト稱ス)トノ列車區間ニ入ルノ信號ヲ同時ニ受諾シタル場合ハ甲列車先著ノ順序ナリト雖豫メ關係轉轍器ヲ側線ニ開通セシメ置クヘカラス
  - 上リ待避列車ヲ出發セシムル場合
    - 二 乙列車カ前驛ヲ出發シタルトキハ其ノ到着後ニ在ラサレハ甲列車ヲ出發セシムヘカラス又甲列車ヲ出發セシメタルトキハ側線ト下リ本線トノ交叉點ヲ經過シタル後ニ在ラサレハ乙列車ノ「列車區間ニ入ル」ノ信號ヲ受諾スヘカラス

東神奈川驛

前各項ニ於ケル列車及線名ノ「上リ」ヲ「下リ」トシ又「下リ」ヲ「上リ」トシテ下リ待避列車著發ノ取扱ヲ爲サシム

大正三年十二月一日東運輸第三六一號新橋運輸事務所長宛通牒ハ之ヲ廢止ス

### ○上野驛ニ於ケル電車發著取扱方

(大正五年三月二十九日) 新橋運輸、電力事務所、電車庫、  
中達甲第一五一號 車掌監督、派出員  
改正 大正五年四月十七日中達甲第二九四號

東部鐵道管理局上野驛ニ於ケル電車發著取扱方左ノ通心得フヘシ

〔中管〕

〔中管〕

- 一 乗降場ノ東側線ヲ第一號發著線、西側線ヲ第二號發著線ト稱シ兩線何レカニ便宜發著セシムルモノトス但シ兩線トモ開通シアルトキハ第一號發著線ニ發著セシムルモノトス
- 二 發著線ニハ一電車ノ外到着シ得サルモノトス
- 三 電車ハ到着シタル線路ヨリ之ヲ出發セシムルモノトス
- 四 到着セシムヘキ線路ハ當該線路ニ屬スル常置信號機ノ現示ニ依リ乗務員ヲシテ之ヲ知得セシムルモノトス
- 五 電車カ第一號又ハ第二號發著線何レカ一方ノ線路ニ在ル間ハ當該線支配ノ場内信號ハ電氣的ニ鎖錠セラ
- 六 線路略圖別紙ノ通(別紙ハ關係ノ向ニノミ配布ス)

大正三年三月東達第五四五號ハ之ヲ廢止ス

### ○中野驛電車發著取扱方ノ件

(大正五年七月十四日) 新橋運輸、電力事務所 中野驛、  
中達甲第四七〇號 電車庫、車掌監督

- 中野驛ニ於ケル電車發著取扱方左ノ通定ム
- 一 電車乗降場ノ南側線ヲ一號發著線、北側線ヲ二號發著線ト稱シ兩線何レニカ便宜發著セシムルモノトス但シ兩線トモ開通シアルトキハ第二號線ニ著發セシムルモノトス
- 二 發著線ニハ一電車ノ外到着セシメサルモノトス但シ特ニ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 三 電車ハ到着シタル線路ヨリ之ヲ出發セシムルモノトス
- 四 到着セシムヘキ線路ハ當該線路ニ屬スル常置信號機ノ現示ニ依リ乗務員ヲシテ之ヲ知得セシムルモノトス
- 五 一號線ヨリ出發スル電車ト二號線ニ到着スル電車ト發著時刻同一ナルトキハ二號線ニ到着シタル後一號線ヨリ出發セシムルモノトス
- 六 線路略圖別紙ノ通(別紙ハ關係ノ向ニノミ配布ス)



### ○赤羽驛山手線ニ列車停留ノ場合電車到着ニ關スル取扱方

(大正五年三月二十九日) 新橋運輸、電力事務所、電車庫、  
中達甲第一五二號 車掌監督、派出所

- 一 電車到着ノ際山手本線ニ蒸氣列車停留シアル場合ニハ手合圖ニ依リ進入セシムルモノトス
  - 二 前項ノ場合乗降場ノ上家十條寄末端ヨリ内方五十呎ノ箇所ヲ電車ノ停止位置トシ該所ニ列車運轉及信號取扱心得第一八九條ノ手合圖ヲ現示スルモノトス
  - 三 電車ノ停止位置ト停留蒸氣列車ノ間隔ハ百呎トス
  - 四 線路略圖別紙ノ通(別紙ハ關係ノ向ニノミ配布ス)
- 大正四年二月東達甲第七八號ハ之ヲ廢止ス

### ○山手及中央線停車場中毎夜間閉鎖ノ件

(大正五年五月九日) 局一般  
中達甲第二七三號

- 一 閉鎖スル停車場  
山手線 目黒、高田馬場、駒込  
中央線 市ヶ谷、千駄谷、代々木
- 二 停車場閉鎖時間ハ毎夜終電車カ前方ノ隣接停車場ニ到着後ヨリ毎朝初電車ノ到着時刻三十分前迄トス
- 三 停車場閉鎖中本線附帯ノ轉轍器ハ定位ニ開通ノ上鎖錠シ置クヘシ
- 四 自働閉塞機ハ點燈シ置クヘシ
- 五 自働閉塞機不良ノ場合ニハ閉鎖停車場ノ隣接驛長ニ於テ之ヲ處理スヘシ
- 六 目黒惠比壽間、高田馬場目白間、巢鴨駒込間及駒込田端間ニ設置ノ特種電話器ハ停車場閉鎖中其ノ使用ヲ停止スヘシ

〔中管〕

〔中管〕

- 七 駒込停車場閉鎖中下リ列車ハ田端驛長ノ承諾ヲ得ルニ在ラサレハ巢鴨驛ヲ出發セシムヘカラス依テ巢鴨驛長ハ電話ニテ豫メ之カ打合セテ爲スヘシ
  - 八 停車場閉鎖シ又ハ開始セムトスルトキハ當該驛長ヨリ之ヲ前後ノ隣接驛長ニ通報スヘシ
  - 九 停車場閉鎖中ハ番人トシテ驛員一名ヲ宿直セシムヘシ
- 大正四年四月東達甲第二一五號ハ之ヲ廢止ス

### ○入換線及突込線使用方

(大正四年十月八日) 局一般  
中達甲第二二六號

- 一 入換線及突込線ノ使用方左ノ通定ム
  - 一 車輛ノ入換ヲ爲スニ當リ本線ヲ支障セシメサル爲特ニ入換線ノ設ケアル停車場ニ於テハ止ムヲ得サル場合ノ外該線ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ本線ヲ支障シテ入換ヲ爲スヘカラス
  - 二 本線路ノ先端ニ在ル突込線ヲ使用シテ安全ニ車輛ノ入換ヲ爲シ得ル場合ハ之ヲ使用スヘシ
- 大正三年四月二十三日東達第九九四號同年五月十五日東達第一一九二號及本件ニ關スル注意事項ハ之ヲ廢止ス

### ○車輛ノ突放入換ニ關スル取扱方

(大正四年十月八日) 運輸事務所、驛、機關庫  
中達甲第二二三號 車掌監督、派出所

- 一 機關車ニテ車輛ノ突放入換ヲ爲ス場合ニ於ケル取扱方左ノ通定ム
- 一 突放入換ヲ爲ス場合ニハ機關車ヲ除キ其ノ聯結車數ハ五十軸(現軸以下同シ)ヲ超ユヘカラス
- 二 一回ニ突放スル車輛ハ二十軸ヲ超ユヘカラス
- 三 突放ノ際機關車ニ聯結殘留スル車輛ハ三十軸ヲ超ユヘカラス
- 四 突放スル車輛ニハ十軸ニ付一名ノ割合ニテ制動機取扱者ヲ附スヘシ
- 五 左記車輛ハ突放作業ヲ爲ス機關車ニ聯結スル車輛中ニ介在セシムヘカラス
- (イ) 自働力ナキ機關車又ハ毀損セル車輛
- (ロ) 二車以上ニ跨ル貨物又ハ濶大品積載車



(ハ) 崩壞顛倒ノ虞アル貨物積載車  
大正三年七月東達第一八五四號ハ之ヲ廢止ス

○構外ニ下リ勾配ヲ有スル停車場ニ於ケル車輛入換ノ件

(大正五年四月十四日) 運輸事務所、驛、機關車  
中達甲第一九一號

- 一 停車場構外ヨリ直ニ百分ノ一若クハ其ヨリ急ナル下リ勾配ヲ有スルカ又ハ構内ヨリ構外ニ互リ三百分ノ一(三百分ヲ含ム)ヨリ急ナル下リ勾配ヲ有スル停車場ニ於テ車輛ノ入換ヲ爲スニ當リ該方面本線ニ逸出ノ虞アル線路ニハ機關車ヲ以テ突放ヲ爲スヘカラス但シ突放ヲ爲ス線路カ該方面ノ入換線又ハ突込線ニ開通シアルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 前號ノ下リ勾配方面ニ於テ本線ニ互リ若ハ本線ニ逸出スル虞アル線路ニテ車輛ノ手押入換ヲ爲ス場合ニハ左記ノ條件ヲ遵守スヘシ
    - (イ) 車輛ハ一輛宛入換スルコト但シ(ロ)、(ハ)號車輛ニシテ已ムヲ得サル場合及空車ハ二輛以內聯結シタルモノニ限リ手押入換ヲ爲スコトヲ得
    - (ロ) 二車以上ニ跨ル貨物積載貨車ハ手押入換ヲ爲ササルコト
    - (ハ) 手用制動機又ハ車側制動機ノ設備ナキ車輛ハ制動機ヲ有スル他ノ車輛ニ聯結スルニアラサレハ手押入換ヲ爲ササルコト
    - (ニ) 入換スヘキ車輛ハ必ス制動機ノ作用ヲ確メ尙制動機取扱ニ熟練ナル係員ヲ附スル外適任者ヲシテ、ハンドスコツチ、其ノ他ノ逸走防止具ヲ携帶シテ附添ハシムルコト
    - (ホ) 驛長又ハ相當代理者ハ現場ニ在リテ監視スルコト
  - 三 勾配カ本達ノ制限ヨリ緩ナル停車場ニ於テモ其ノ方面ニテ車輛ノ入換ヲ爲スニ當リ本線ニ逸出スル虞アル場合ニハ成ルヘク前各項ノ取扱ニ依ルヘシ
- 大正四年六月東達第三二三號及明治四十四年十一月西管達第二九〇八號ハ之ヲ廢止ス

〔中管〕

○待避列車入換取扱方

(大正五年五月四日) 運輸事務所、派出員、驛、機關車  
中達甲第二四〇號

- 一 本線ニ進入セシメタル上他線ニ待避セシムル列車ハ必ス乗降場ニ一旦停車セシムヘシ
  - 二 待避前本線ニ停車中車輛ノ解結又ハ貨物積卸等ノ作業ヲ爲スヘカラス但シ該線ニ進入スヘキ次列車ノ到着スル迄ニ其ノ作業ヲ終了シ得ル餘裕アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 三 操車掛ノ配置ナキ驛ニ於ケル待避列車ノ入換ハ當該列車ノ前部車掌ニ於テ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ハ同車掌ハ列車ニ乗込ミタル儘合圖ヲ爲スヘカラス
  - 四 待避ノ爲入換ヲ爲ス場合後部車掌ハ後部緩急車ニ乗込ミ推進スルトキハ其ノ前途ニ於ケル關係轉轍器ノ正當ニ開通シアルコトヲ確認ノ上注意手合圖ヲ又前進若ハ推進シテ列車ノ停車スヘキ適當ノ位置ニ達スル前相當時機ニ於テ危害手合圖ヲ前部車掌ニ示スヘシ
  - 五 驛長ハ待避線ヨリ列車ヲ出發セシムル場合ハ當該列車ノ側ニ到リテ合圖ヲ爲スヘシ
- 大正元年十月十二日元中管局報注意「列車入換又ハ押下ケ待避ノ場合取扱ニ就テ」及大正三年三月神管局報注意「待避列車取扱方ノ件」ハ之ヲ廢止ス

〔中管〕

○急勾配ヲ上ル列車ヲ途中ニ停車セシメサル件

(大正五年五月四日) 運輸、保線事務所、驛、機關車  
中達甲第二四三號

- 百分ノ一ヨリ急ナル勾配線ニ於テ勾配ヲ上ル列車ヲ途中ニ停車セシメ工率材料等ノ積卸作業ヲ爲サシムヘカラス但シ左記ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 一 列車ノ聯結車數カ機關車牽引定數ノ四分ノ三以內ナル場合
  - 二 列車推進ノ場合
- 大正三年十二月東達甲第一三五號ハ之ヲ廢止ス



### ○旅客及混合列車ノ後部ニ貨車聯結取扱方

(大正四年十月八日)  
中達甲第二二一號

各運輸事務所、驛、機關庫

旅客及混合列車ノ後部ニ貨車聯結ノ取扱方左ノ通定ム

- 一 五十分ノ一以上ノ上リ急勾配ヲ運轉スル旅客及混合列車ノ後部ニ聯結スル貨車ハ其ノ十軸(空車ハ半軸トス)中ニ二軸ノ割合ヲ以テ手用制動機ヲ備ヘシムヘシ但シ後部ニ補助機關車ヲ聯結スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 左記混合列車ハ貨車ヲ後部ニ聯結スヘシ

(イ) 上諏訪篠ノ井間及鹽尻名古屋間各混合列車

(ロ) 蒸汽暖房器ヲ使用スル各混合列車

大正二年十二月東達第一八八七號及大正四年六月十二日神管達第一八五五號ハ之ヲ廢止ス

### ○山手線經由中、東管軍隊直通輸送ノ場合客車附替方ノ件

(大正五年六月二十四日)  
中達甲第四二二號

新橋運輸事務所、關係驛 機關庫 車掌監督

本局管内ト東部管内ト山手線經由軍隊ノ直通輸送ヲ爲ス場合品川驛ニ於テ列車方向ノ轉スル爲客車聯結位置ヲ列車ノ前部又ハ後部ニ指定シタルモノニ對シテハ其ノ附替方左ノ取扱フヘシ

- 一 山手線上リ列車ニテ東海道線下リ列車トナルモノハ品川驛附替トス
- 二 東海道線上リ列車ニテ山手線下リ列車トナルモノハ品川驛ニテ附替ヲ爲ササルモノトス

### ○山北沼津間ニ於ケル貨物列車ノ空貨車連結位置ニ就テ

(大正六年四月十八日)  
局報注意

(中管)

本日中達甲第一二八號ヲ以テ列車編成最大輛數改正ニ就テハ山北沼津間ニ於ケル貨物列車ノ空貨車連結位置ハ列車ノ前部トナル様組成スルコトヲ要ス

### ○支線車輛出入取扱手續

(大正五年五月十日)  
中達甲第三二六號

局一般

(中管)

停車場構内ヨリ分岐シタル支線、工場線又ハ専用鐵道線等ニ車輛ヲ出入セシムル手續左ノ通定ム但シ車輛ノ出入ヲ手押ニ限定シタルモノ又ハ特ニ取扱手續ノ規定シアルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 停車場構内ヨリ分岐シタル支線、工場線又ハ専用鐵道線等(以下單ニ支線ト稱ス)ニ車輛ヲ出入セシムルニハ當該停車場ノ入換機關車若ハ相當ノ停車時間アル列車ノ機關車ヲ以テシ停車場構内入換作業ノ方法ニ準シテ取扱フヘシ但シ特ニ指定シタル支線ニ於テハ機關車ヲ以テスルノ外手押ヲ以テ爲スコトヲ得
- 二 支線内ニハ機關車一臺ノ外進入セシムヘカラス但シ救援ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 三 支線内ノ運轉速度ハ一時間八哩ヲ超過スヘカラス
- 四 支線ニ車輛ヲ出入セシムル場合入換機關車ヲ以テスルトキハ該停車場ノ操車掛又列車ノ機關車ヲ以テスルトキハ該列車ノ車掌一名之ニ乗車シテ誘導シ且同線内ノ操車ニ從事スヘシ
- 五 車輛カ停車場ヨリ支線ニ進入スル場合到着線路ニ對スル常置信號機ノ設ナキトキハ最初ノ轉轍器手前ニ一旦停止シ前項ノ係員ハ下車シテ前途ノ支障ナキコトヲ確メ誘導スヘシ停車場ニ歸著スル場合亦之ニ準ス
- 六 特ニ指定シタル支線ニ於テ手押ヲ以テ車輛ヲ出入セシムルトキハ適任者ヲ附シ且該車輛ニハ適當ノ制動機ヲ備ヘシメ一回ノ車數五輛以內トシ之ヲ聯結シテ取扱フヘシ但シ支線ヨリ分岐シタル側線ニ於ケル手押入換ハ此ノ限ニ在ラス
- 七 支線内ニ「ツロリ」ヲ使用スル要アルトキハ驛長、保線區主任等關係者ニ於テ打合ノ上晝間適當ノ時間ヲ限定シテ使用スヘシ
- 八 支線内ニ第六號又ハ第七號ノ作業ヲ爲ストキハ其ノ終了後ニ在ラサレハ機關車ヲ進入セシムヘカラス又同線内ニ機關車ノ存在スル間ハ第六號又ハ第七號ノ作業ヲ爲サシムヘカラス
- 九 車輛出入ノ場合支線内ノ轉轍器及車輛解結ハ停車場ヨリ適任者ヲ派遣シテ取扱ハシムヘシ
- 十 停車場ト支線内車輛到着地點ノ關係官衙、會社、工場又ハ荷扱所等トノ間ニ通信機關ノ設備アルトキハ車輛ヲ出入セシムルトスル際打合ヲ爲シ承諾ヲ得タル上施行スルモノトス



十一 機關車ハ支線ノ交通頻繁ナル踏切ニ接近シタルトキハ汽笛ヲ吹鳴ラシテ一時間六哩以内ノ速度ヲ以テ通過スヘシ  
 十二 本手續ニ依ルヘキ支線ハ別ニ之ヲ指定ス  
 左記達ハ之ヲ廢止ス

明治廿六年十月 運輸部達蛇松線運轉心得  
 大正元年十二月 中管達第一〇七七號濱松工場出入機關車取扱  
 同 二年二月 中管乙第二五七號千種陸軍兵器支廠出入車取扱  
 同 年四月 中管乙第九一號天龍運輸會社專用線出入車取扱  
 同 年十一月 東達第一八三二號品川白煉瓦專用線出入車取扱  
 同 三年六月 東達第一四二五號田浦驛海軍專用線出入車取扱  
 同 五年三月 中達甲第一二九號程ヶ谷貨物支線出入車取扱

○支線車輛出入取扱手續施行線路指定ノ件

(大正五年五月十日) 局一般  
 (中達甲第三三八號)  
 改正 大正五年六月二十三日中達甲第四二〇號  
 大正六年二月六日同 第三〇〇號

中達甲第三二六號支線車輛出入取扱手續ヲ施行スル線路ヲ左ノ通指定ス

基地停車場 支線 名  
 蒲田 矢口發電所 線  
 程ヶ谷 程ヶ谷貨物支線  
 平塚 日本火藥製造會社專用線

往路推進、復路牽引トス  
 高島程ヶ谷間貨物列車ノ機關車ヲ使用ス、支線內專用線ノ轉轍器及車輛入換ハ當該會社ニ於テ擔當ス  
 往路推進、復路牽引トス

〔中管〕

平塚 馬入川砂利線  
 沼津 蛇松貨物支線  
 江尻 鈴木合名會社專用線  
 天龍川 天龍運輸株式會社專用線  
 濱松 濱松工場線  
 田浦 海軍專用線  
 多摩川信號所 多摩川砂利線  
 大崎 東京市電氣局專用線  
 大崎 品川白煉瓦株式會社專用線  
 澁谷 東京市電氣局專用線  
 海神奈川 橫濱倉庫株式會社專用線  
 數原 貨物支線  
 武豐 貨物支線  
 千種 陸軍兵器支廠專用線  
 川崎 明治製糖株式會社專用線  
 惠比壽 大日本麥酒株式會社專用線  
 岡谷 天龍川船渠運送株式會社專用線  
 福井 足羽川支線

〔中管〕

往路推進、復路牽引トス  
 往路推進、復路牽引トス  
 往路推進、復路牽引トス  
 濱松天龍川間貨物列車ノ機關車ヲ使用ス、往路推進、復路牽引トシ、北積卸間ハ一回ノ後部ニ緩急車ヲ聯結スヘシ、其ノ速度一時間六哩以內トス  
 橫須賀田浦間ノ不定期貨物列車ノ機關車ヲ以テ往路推進、復路牽引トス

往路牽引、復路推進、一回ノ運轉車數機關車ヲ除キ換算十七輛トス

往路推進復路牽引



美川 手取川砂利線 往路推進復路牽引  
石動 小矢部川砂利線 往路推進復路牽引

○明治神宮造營局專用側線ニ貨車出入取扱方

(大正五年二月二十二日)  
中達甲第七六號

新橋運輸、保線事務所、關係  
機關、保線區、派出員

- 一 原宿驛構内側線ヨリ分岐スル明治神宮造營局專用側線ニ貨車ヲ出入セシムル取扱方左ノ通定ム
  - 二 專用側線内へ貨車ヲ出入セシムルニハ機關車ヲ以テシ、入ルトキハ推進シ、出ルトキハ牽引スヘシ
  - 三 專用側線内ニ出入スル貨車ハ別ニ定ムル所ノ列車ニ依リ原宿新宿間ヲ輸送スルモノトス
  - 四 專用側線内ノ機車ハ第二項ノ列車乗務車掌ニ於テ擔當スヘシ
  - 五 專用側線内機關車ノ運輸速度ハ一時間六哩以内タルヘシ
  - 六 專用側線内ニ在ル脱線轉轍器ハ停留車ノ有無ニ拘ラス定位ニ鎖錠シ其ノ鍵ハ原宿驛長ニ於テ保管スヘシ
  - 七 專用側線内ニ在ル轉轍器ハ原宿驛々員ニテ之ヲ取扱フヘシ
  - 八 專用側線ノ延長及勾配左ノ通
- 延長 分岐點ヨリ二十五鎖  
勾配 最急百分ノ一、標準三百三十分ノ一

○東京砂利鐵道株式會社專用鐵道線列車取扱手續

(大正五年五月十日)  
中達甲第三一九號

新橋運輸、保線事務所、關係  
機關、保線區、車掌監督

- 一 國分寺驛構内ヨリ分岐スル東京砂利鐵道株式會社專用鐵道線ニ出入スル列車取扱手續左ノ通定ム
- 二 東京砂利鐵道株式會社專用鐵道線(以下單ニ專用線ト稱ス)ニ出入スル列車ハ單線專用鐵道運輸規程ニ依ルモノトス
- 三 列車ハ專用線内到着地點最初ノ轉轍器手前ニ一旦停止シ車掌ノ誘導ニ依リ進入スヘシ

(中管)

三 專用線ノ哩程ハ四哩一分標準勾配ハ六十五分ノ一トス

(中管)

○横濱稅關構内港線出入車輛取扱手續

(大正五年五月十日)  
中達甲第三二〇號

新橋運輸、保線事務所、關係  
機關、保線區、檢車所、通信區、  
車掌監督

- 一 東横濱驛ヨリ横濱稅關構内港線ニ出入スル車輛取扱手續左ノ通定メ本月十五日ヨリ之ヲ施行ス
  - 二 横濱稅關構内港線(以下單ニ港線ト稱ス)ニ車輛ヲ出入セシムルニハ機關車ヲ以テスヘシ
  - 三 機關車ハ救援ヲ要スル場合ヲ除キ一臺ノ外進入セシムヘカラス
  - 四 東横濱驛ト港線間ハ往復各左方ノ線路ヲ運轉スヘシ其ノ速度ハ一時間八哩以内トス
  - 五 出入車輛ニハ操車掛之ニ乗車シテ誘導スヘシ
  - 六 港線内ノ通路ハ之ヲ遮斷シテ車輛ヲ留置スヘカラス
  - 七 車輛ヲ繫船岸壁側ノ線路ニ出入セシムル場合ハ豫メ稅關員ニ打合セテ爲スヘシ
  - 八 港線ニ長大又ハ濶大品積載貨車ノ到着アル場合ハ其ノ種類數量置場等ヲ稅關員ニ豫告スヘシ
  - 九 車輛ヲ出入セシムルトキハ港線貨物掛詰所ト内田町信號扱所ト東横濱驛トノ相互間ニ於テ打合セ  
ノ上施行スヘシ
- 明治四十四年九月中管乙第一四三八號ハ之ヲ廢止ス

○大阪窯業株式會社社長沼專用線列車取扱手續

(大正五年五月十日)  
中達甲第三二三號

甲府運輸、保線事務所、關係  
機關、保線區、通信區、車掌監督

- 一 横濱線八王子相原間(東神奈川起點二十五哩六十三鎖十六節八王子驛場内信號機外)ヨリ分岐スル大阪窯業株式會社社長沼工場專用鐵道線ニ出入スル列車取扱手續左ノ通定ム
- 二 大坂窯業株式會社社長沼工場專用鐵道線(以下單ニ專用線ト稱ス)ニ出入スル列車ハ單線專用鐵道運輸規程ニ依ルモノトス



- 二 専用線ニ出入スル列車ハ往路牽引、復路推進スヘシ
- 三 専用線ニハ第500、600、1430、1440號型機關車ノ外使用スヘカラス
- 四 横濱線ト専用線トノ分岐轉轍器ハ「ダブルレット、ロック」裝置トス
- 五 専用線ニ列車ヲ運轉スル場合ハ八王子驛ヨリ驛員ヲ派遣シ同線内ノ轉轍器(前項ノ轉轍器ヲ除ク)及車輛ノ解結ヲ取扱ハシムヘシ
- 六 列車ハ専用線内到着地點最初ノ轉轍器手前ニ一旦停止シ車掌ノ誘導ニ依リ進入スヘシ
- 七 専用線内煉瓦専用線ト砂利専用線トノ分岐轉轍器ハ平素煉瓦専用線ニ開通鎖錠シ其ノ鍵ハ八王子驛長ニ於テ保管スヘシ
- 八 専用線ノ哩程ハ煉瓦専用線一哩一分、砂利線一哩(横濱線分岐轉轍器起點)標準勾配ハ百分ノ一トス

### ○東京市水道浄水場専用線列車取扱手續

(大正五年五月十日) 新橋運輸、保險事務所、關係庫、機關車、保線區、車掌監督

- 大久保驛構内ヨリ分岐スル東京市水道浄水場専用鐵道ニ出入スル列車取扱手續左ノ通定ム
- 一 東京市水道浄水場専用鐵道線(以下單ニ専用線ト稱ス)ニ出入スル列車ハ單線専用鐵道運轉規程ニ依ルモノトス
- 二 専用線内ノ運轉ハ往復トモ推進トス
- 三 列車ハ専用線内到着地點最初ノ轉轍器手前ニ一旦停止シ車掌ノ誘導ニ依リ進入スヘシ
- 四 専用線ニ列車ヲ運轉スル場合浄水場門前ノ轉轍器及車輛解結ハ大久保驛ヨリ驛員ヲ派遣シテ之ヲ取扱ハシムヘシ
- 五 専用線内淀橋街道踏切ニハ浄水場ニ於テ番人ヲ附ス
- 六 専用線ノ哩程ハ一哩三分トス
- 七 専用線ニ列車ヲ運轉スル場合ハ新宿驛長ヨリ浄水場構内主任ニ通報スヘシ

〔中管〕

### ○松下工場専用側線列車取扱手續

(大正五年九月二十一日) 新橋運輸、保險事務所、關係庫、機關車、保線區、車掌監督

- 東神奈川支線零哩五十六節二十八節(東神奈川驛起點)ヨリ分岐スル松下工場専用側線ニ著發スル列車取扱手續左ノ通定ム
- 一 松下工場専用側線(以下單ニ専用線ト稱ス)ニ於ケル運轉ノ取扱ハ海神奈川驛ニ於テ管理スルモノトス
- 二 専用線ノ列車ハ東神奈川驛ト専用線間トノ運轉トシ往路ハ牽引、復路ハ推進トス
- 三 機關車ハ専用線中東神奈川支線ニ隣接スル線ノ外他ノ線路ニ進入スヘカラス
- 四 専用線列車ハ一回ノ運轉車數機關車ヲ除キ現車十二輛(ボギー車ハ一輛ニ換算ス)以内トス
- 五 専用線列車ニハ東神奈川驛入換機關車ヲ使用シ又同驛車掌乘務スヘシ
- 六 東神奈川支線ト専用線トノ分岐轉轍器ハ「ダブルレットロック」裝置トス
- 七 専用線ノ配線ハ別紙略圖ノ通(別紙ハ關係ノ向ニノミ配付ス)

〔中管〕

### ○三車以上ニ跨ル貨物積載車ノ聯結ニ關スル件

(大正五年七月二十日) 運輸事務所、驛、機關車、檢車所、車掌監督、派出員

- 三車以上ニ跨ル貨物積載車ハ列車ノ後部ニ聯結シ機關車一輛ヲ以テ運轉スヘシ但シ補助機關車ヲ使用スル列車ニ在リテハ該機關車ハ廻送機關車トシテ取扱フモノトス
- 大正四年十月中達甲第二四八號ハ之ヲ廢止ス

### ○京濱間電車線「デット、セクシヨン」位置變更ノ件

(大正四年十月三十日) 新橋運輸、電力事務所、關係電車庫、電力區、驛、派出員、車掌監督

- 京濱間電車千二百「ヴォルト」送電區域ヲ品川驛、八ツ山橋下ニ迄延長シ大井町驛附近ニ裝置ノ「デット、セクシヨン」ヲ品川驛附近(八ツ山橋下)ニ移轉シ十一月一日初電車ヨリ使用スヘキニ付左記手續ニ依リ運轉並給電ヲ爲スヘシ(本年三月十二日局報注意事項欄掲載ノ本取扱方ハ消滅トス)



- 一 電車ノ「コントローラー」及「コムミューテーター」用「ヴァルブ」、スウキツチ「取扱方」上リ電車ハ「デット」、セクシヨン「ノ」手前ニ於テ「コントローラー」ヲ「オツフ」トナシ該「セクシヨン」通過後「コムミューテーター」ヲ「取扱フ」ヘシ
- 下リ電車ハ「デット」、セクシヨン「ノ」手前ニ於テ「コントローラー」ヲ「オツフ」トナシ「コムミューテーター」ヲ「取扱フ」ヘシ
- 二 「デット」、セクシヨン「ニ」於テ停車シタル場合ハ乗務員ハ「——」ナル汽笛合圖ヲ以テ驛長ニ給電ヲ求ムヘシ
- 三 驛長ニ於テ前項ノ合圖ヲ受ケタル場合ハ直ニ品川電力區工夫詰所ニ通報シ給電セシムヘシ
- 四 電氣工夫ニ於テ前項ノ通報ヲ受ケタル場合ハ急速ニ給電ヲナシ電車カ「デット」、セクシヨン「ヲ」通過スルヲ待チ直ニ給電ヲ停止スヘシ

○後部車掌一人乗務ノ列車運轉區間指定ノ件

(大正五年二月一日)

關係運輸事務所、驛  
車掌監督、機關車  
(中達甲第三四號)

改正 大正五年四月二十六日中達甲第二二四號

- 明治四十二年達第一〇三二號第三條但書ニ依ル後部車掌一人乗務ノ列車運轉區間左ノ通指定ス
- 一 山手線旅客列車
- 一 八王子淺川間、甲府葦崎間、辰野上諏訪間、西條松本間小運轉列車
- 一 三國線各列車
- 一 關ヶ原 大垣間小運轉列車

〔中管〕

○機關車ト車輛トヲ聯結スル場合聯結器使用方

(大正五年二月十九日)

運輸事務所、驛 機關車、檢車所  
(中達甲第六四號)

〔中管〕

- 機關車ト車輛トヲ聯結スル場合聯結器使用方左ノ通定ム
  - 一 機關車聯結器複式ノ場合
    - イ 機關車ニ接スル車輛ノ方連環聯結器ナルトキハ機關車ノ螺旋聯結器ヲ使用シ其ノ上ニ車輛ノ連環聯結器ヲ添用シ機關車ノ連環聯結器ハ上部ノ懸金ニ懸ケ置クヘシ但シ懸金取付ナキモノハ添用セル聯結器ノ上ニ乗セ置クヘシ
    - ロ 機關車ニ接スル車輛ノ方螺旋聯結器ナルトキハ車輛螺旋聯結器ヲ使用シ機關車ノ連環聯結器ヲ其ノ上ニ添用シ螺旋聯結器ハ下部ノ懸金ニ懸ケ置クヘシ但シ懸金取付ナキモノハ螺旋聯結器ノ螺旋ヲ極度迄短縮シ置クヘシ
  - 二 機關車聯結器單式ノ場合
    - 總テ機關車ノ螺旋聯結器ヲ使用スルモノトス而シテ車輛ノ方螺旋聯結器ナルトキハ豫備連環聯結器ヲ添用シ其ノ螺旋聯結器ハ添用セル聯結器ノ上ニ乗セ置クヘシ又車輛ノ方連環聯結器ナルトキハ第一項イ號ノ通トス
  - 三 機關車ノ「ドロフック」複式ノ場合
    - 機關車ノ「ドロフック」複式(元山陽線機關車ノ如キモノ)ナルトキハ其ノ螺旋聯結器ヲ使用シ車輛ノ聯結器(螺旋又ハ連環)ヲ機關車ノ豫備「フック」ニ懸ケ置クモノトス此場合ニハ別ニ豫備連環聯結器ヲ使用スルニハ及ハス
- 大正三年一月東達第一一八號及明治四十三年七月神管注意事項「聯結器取扱方」ニ就テ「ハ」之ヲ廢止ス

○車側制動機緊縮ニ關スル件

(大正五年二月十九日)

運輸事務所、派出員、關係驛  
機關車、檢車所、車掌監督  
(中達甲第六八號)

改正 大正五年四月二十一日中達甲第二〇四號

車側制動機緊縮箇所ニ於ケル緊縮ノ割合數其ノ他左ノ通定ム



- 一 車側制動機ヲ緊締スヘキ車數ハ機關車(補助及有火廻送機關車共)並貫通制動機又ハ手用制動機ヲ使用セル車輛ヲ除キタル殘餘ノ車輛數ノ二分ノ一(垂井關ヶ原間ハ聯結總車數ノ四分ノ一)ヨリ少ナカラサルモノトス
  - 二 無火廻送機關車ニシテ制動機完全ナルモノハ前項ノ場合ニ手用制動機使用車ト看做シ取扱フモノトス
  - 三 旅客又ハ混合(貫通制動機使用)列車ノ後部ニ聯結シタル貨車カ二十輛以內ナルトキハ停車場外ニ定メアル箇所ニ限リ車側制動機ノ下締ヲ要セス但シ柳ヶ瀬敦賀間ニ於テ當該列車ハ刀根信號所ニテ下締スヘシ
  - 四 車側制動機緊締ノ取扱左ノ通トス
    - (1) 一箇ノ制輪子ヲ有スルモノハ之ヲ下締スヘカラス
    - (2) 二箇又ハ四箇ノ制輪子ヲ有スルモノハ其「リバー」ヲ充分ニ押下ケ「ピン」ヲ押入スヘシ但シ空車ノ場合ハ其「リバー」ヲ降下シタル儘「ピン」ヲ押入スヘシ
    - (3) 八箇ノ制輪子ヲ有スルモノハ其「リバー」ヲ押下ケスシテ單ニ降下シタル儘「ピン」ヲ押入スヘシ
    - (4) 火藥積車ハ種類ノ如何ニ不拘之ヲ下締スヘカラス
    - (5) 車側制動機ハ可成積荷ノ重キモノヲ選ヒ列車ノ後部車輛ヨリ之ヲ下締スヘシ
- 大正二年十二月東達第二〇五四號、大正四年六月神管達第一八五一、一八五六號及同年六月二十二日神管注意事項車側制動機緊締ニ際シ軸數計算方ノ件ハ之ヲ廢止ス

○車側制動機締解箇所及列車停止券投入函設置箇所其ノ他ノ件

(大正五年二月十九日) 運輸、保線事務所、派出員  
(中達甲第六九號) 關係課、機關車、保線區  
檢車所、車掌監督

列車運轉及信號取扱心得第六十條但書並同第六十三條ニ依ル車側制動機ノ緊締又ハ緩解スヘキ箇所列車停止券投入函設置箇所及停止券發行驛其ノ他左ノ通定ム

一 車側制動機ヲ緊締又ハ緩解スヘキ箇所	當該列車	緩解箇所
東海道線		山北、沼津、垂井
御殿場驛	上リ列車	山北驛
關ヶ原驛	上リ、下リ列車	沼津驛
中央線		淺川、猿橋、日下部
淺川 與瀬間六哩三十鎖(八王子起點)	上リ、下リ列車	淺川驛
笹子驛	上リ、下リ列車	猿橋驛
初鹿野驛	上リ、下リ列車	日下部驛
小淵澤驛	上リ、下リ列車	青柳驛
富士見驛	上リ、下リ列車	小野驛
小野 鹽尻間百十一哩七十二鎖(八王子起點)	上リ、下リ列車	鹽尻驛
同右善知島隧道東口	上リ、下リ列車	麻績驛
姨捨麻績(十哩七十鎖)篠ノ井起點	上リ、下リ列車	麻績驛
西條 明科間十八哩六十四鎖(同 右)	上リ、下リ列車	明科驛
釜戸 大井間四十哩三十二鎖(名古屋起點)	上リ、下リ列車	釜戸驛
同 右 四十哩三十七鎖(同)	上リ、下リ列車	大井驛
大井 中津川間四十七哩四十七鎖(同)	上リ、下リ列車	中津川驛
北陸線		正田、教賀、杉津、今庄
柳ヶ瀬 刀根間二十一哩(米原起點)	上リ、下リ列車	正田驛
杉津 新保間三十六哩二十六鎖(同)	上リ、下リ列車	教賀驛
杉津 大桐間四十一哩(同)	上リ、下リ列車	杉津驛
	下リ列車	今庄驛

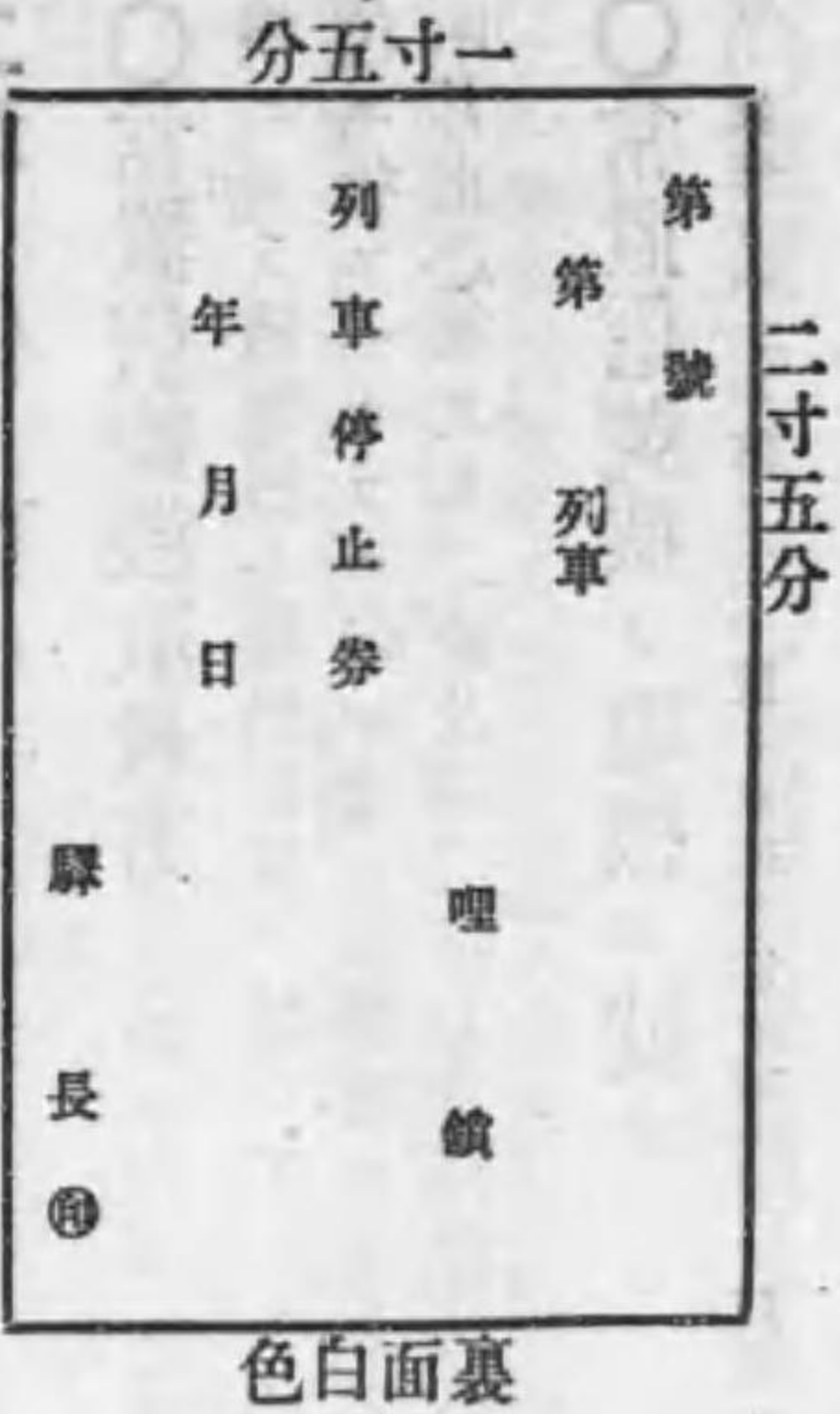


二 列車停止券投入函設置箇所並停止券發行驛

設置箇所

中央線	淺川與瀨間六哩三十鎖	上リ列車	發行驛
	小野鹽尻間百一哩七十二鎖	上リ列車	與瀨驛
	姨捨麻績間十哩七十鎖	下リ列車	鹽尻驛
	同 右十哩六十鎖	上リ列車	小野驛
	西條明科間十八哩六十四鎖	下リ列車	姨捨驛
	大井釜戸間四十哩三十二鎖	上リ列車	麻績驛
	同 右四十哩三十七鎖	下リ列車	西條驛
	大井中津川間四十七哩四十七鎖	上リ列車	大井驛
北陸線	柳ヶ瀬刀根間二十一哩	下リ列車	釜戸驛
	杉津新保間三十六哩二十六鎖	上リ列車	大井驛
	杉津大桐間四十一哩	下リ列車	大井驛

三 列車停止券様式



(當分内從來様式ノ列車停止券ヲ使用スルコトヲ得)  
追テ大正四年六月神管達第一八五二、一八五三號及同年十月中達甲第二六七號ハ之ヲ廢止ス

○列車停止券投入函開函列車指定ノ件

列車運轉及信號取扱心得第六十三條第二項ノ列車停止券投入函開函列車ヲ左ノ通指定ス  
毎日午前八時以後ニ於テ列車停止券ヲ發行スル最初ノ列車

○手用制動機取扱ニ就テ

(大正五年五月四日)  
局報注意  
改正 大正五年十二月二十七日局報注意

手用制動機ハ平素検査、掃除及注油ニ意ヲ用ヒ左記各項ヲ履行スヘシ  
一 機關車ハ其ノ納庫中ハ勿論停車シアル間ハ手用制動機ヲ締結シ置クコト  
二 機關車ハ其ノ出庫シテ列車ニ聯結スル迄ニハ手用制動機ト真空制動機ト各別ニ試用シ其ノ完全ナルコトヲ確認スルコト  
三 貫通制動機ヲ使用セザル列車ト機關車ノ真空制動機若クハ蒸氣制動機ハ手用制動機ト併用シ貫通制動機ヲ使用スル列車ニ在リテモ停車場へ進入シ又ハ下リ勾配線等ヲ運轉スルトキハ火夫、車掌及制動手ハ機關手ノ合圖若クハ指示ニ依リ直ニ手用制動機ヲ使用シ得ヘキ準備ヲ爲スコト